

平成15年度～19年度 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業

## 学術フロンティア推進事業 研究成果報告書

生涯学習の観点に立った「少子・高齢社会の活性化」に関する総合的な研究

### 第5部門

「生涯学習指導者の養成と活用に関する研究」

**社会教育指導員初任者研修  
プログラムに関する研究  
(総集編)**

SEITOKU UNIVERSITY  
INSTITUTE OF LIFELONG LEARNING

聖徳大学 生涯学習研究所

## は じ め に

聖徳大学は、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の一環である学術フロンティア推進事業を、平成15年度から平成19年度の期間を定め生涯学習研究所が計画した「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する総合的な研究」として採択をうけた。

本研究は、「生涯学習指導者養成のIT化に関する研究」として、市区町村で活躍する生涯学習に関する指導系の非常勤職員の資質向上を目指し、ITを活用した研修プログラムを開発し、それを通信教育システムにのせて実施する目的でスタートした。当初、「指導系の非常勤職員」を、「地域で生涯学習を推進していくこうとする指導者・支援者」すなわち「有志指導者（民間団体等の指導者）」を含めて広くとらえ、また、e-learningなどの活用を念頭に置いていた。しかし、調査研究をすすめていくなかで、研修対象を指導系の非常勤職員の中核となる社会教育指導員とし、その研修の講師や助言者のためのプログラムを作成することに変更した。研修プログラムも視聴覚教材を活用した講義や演習などface to face の研修が望ましく、予算等の面から活字を媒体とした通信教育は受講の可能性があるということがわかり、従来のテキストベースの研修プログラムを作成することとした。

本冊子は、この学術フロンティア推進事業の第5部門の5年間にわたる「社会教育指導員初任者研修プログラムに関する研究」をまとめたものである。その内容は、既刊した年度ごとの3冊の報告書によるが、それに今年度の成果として、現職の社会教育指導員の方々にご参加いただいた協議した「社会教育指導員初任者研修の在り方」、その協議を踏まえて作成された生涯学習論、高齢者教育、成人教育、青少年教育、家庭教育の研修プログラム（試案）を加えたものある。

この冊子が、生涯学習指導者研修プログラム編成の一助となれば幸いである。

最後に、本研究にご協力いただいた大学関係者や学術フロンティア推進事業の学内外研究員の皆様、最初からご指導いただいた清水英男教授、18年度より参加していただいた本田良夫教授とスタッフの方々はいうまでもなく、特に公務繁多の中協議会に参加し執筆を快諾された皆様に心から感謝を申し上げる次第である。

大学学術フロンティア推進事業第5部門  
「社会教育指導員初任者研修プログラムに関する研究」

プロジェクト担当（聖徳短期大学准教授）

石田 嘉和

平成15年度～19年度 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業  
聖徳大学学術フロンティア推進事業  
「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する総合的な研究」

第5部門 「生涯学習指導者の養成と活用に関する研究」

**社会教育指導員初任者研修プログラムに関する研究（総集編）**

編著：石田 嘉和 本田 良夫

SEITOKU UNIVERSITY  
INSTITUTE OF LIFELONG LEARNING

聖徳大学 生涯学習研究所

# 社会教育指導員初任者研修プログラムに関する研究（総集編）

## 目 次

### はじめに

<b>第1章 研究調査の概要</b>	1
第1節 調査研究の目的と方法	3
第2節 調査の概要	3
第3節 調査結果の概要	4
第4節 社会教育指導員初任者研究の在り方（研究協議）	7
<b>第2章 社会教育指導員初任者研修プログラム</b>	27
第1節 生涯学習概論	29
第2節 高齢者教育	48
第3節 成人教育	60
第4節 青少年教育	73
第5節 家庭教育	89
<b>第3章 提言</b>	117

# **第1章 研究調査の概要**



## 第1節 調査研究の目的と方法

### 1. 研究調査の目的

「生涯学習指導者養成に関する研究」として、市区町村で活躍する生涯学習に関する指導系の非常勤職員の中核をなす社会教育指導員の資質向上を目指し、研修プログラムを開発する。

### 2. 研究調査の方法

- (1) 調査票による調査
- (2) 聞き取り調査

## 第2節 調査の概要

### 1. 調査票による調査

#### (1) 「生涯学習システムと指導者に関する調査」

この調査は第4部門「大学と地域の協働による生涯学習システム」と第5部門「生涯学習指導者の養成と活用に関する研究」が共同で行った調査である。本研究の関連部分は「非常勤職員の研修」である。

##### ①調査内容

- ・大学と地方公共団体との関係
- ・非常勤職員の研修
- ・大学の生涯学習指導者養成に関する需要

##### ②調査方法

調査票調査

##### ③期間

平成15年（2003）9月20日～11月30日

##### ④調査対象

全国の市町村	300
内 訳	全国生涯学習市町村協議会加盟団体 240
	全国生涯学習町づくり協会 60

##### ⑤回収数

「非常勤職員の研修」は調査対象300自治体のうち、115自治体

#### (2) 「社会教育指導員に関する調査」

##### ①調査内容

- ・都道府県における社会教育指導員に対する研修の機会
- ・都道府県で社会教育指導員がかかわっている特徴ある生涯教育・社会教育の実践例
- ・都道府県の「社会教育指導員協議会」等の会組織状況

##### ②調査方法

調査票調査

##### ③期間

平成18年（2006）10月2日～10月25日

#### ④調査対象

全国都道府県教育委員会事務局生涯教育学習課 47都道府県

#### ⑤回収数

39都道府県

## 2. 聞き取り調査

- (1) 平成18年（2006）11月30日 岩手県社会教育指導員等連絡協議会
- (2) 平成18年（2006）12月13日 福島県社会教育指導員連絡協議会
- (3) 平成19年（2007）1月31日 栃木県社会教育指導員協会

## 第3節 調査結果の概要

### 1. 「生涯学習システムと指導者に関する調査」<sup>1)</sup>

この調査の目的は、市町村における生涯学習・社会教育にかかる非常勤の指導系職員の雇用の実態、研修の実施状況を把握することである。

結果の分析は、回答を寄せられた自治体のうち75%が、生涯学習・社会教育にかかる非常勤の指導系職員を雇用しており、職種としては「社会教育指導員」が40%近くを占めており、「図書館職員」、「スポーツ関係職員」が15%前後、「博物館・美術館・郷土資料館等の職員」が約10%、「家庭教育指導員等」7%で、上位5職種で90%近くを占めている。

非常勤の指導系職員の研修についてみると、約70%の自治体が、都道府県や各自治体での研修を実施しており、都道府県主催の研修では以下のような研修が行なわれている。

社会教育指導員等研修	36
生涯学習指導者等研修	9
人権教育等研修	7
体育指導員等研修	6
図書館職員等研修	6
子育て支援・家庭教育等研修	5
公民館等職員研修	4

職種による雇用実績が示すように、ここでも「社会教育指導員等研修」が高い数値を示している。

各自治体の現状の研修に対する評価は、約33%の自治体が「不十分である」との認識を示し、ほぼ66%の自治体が「十分である・まあまあだと思う」としている。

通信教育など勤務時間以外での受講を奨励する自治体は約22%であるが、「研修は本人の意志に任せると」自治体が71%であり、これを消極的奨励とみてもよいものだろうか？積極的に奨励しない（時間外の通信教育などによる研修に反対？）自治体は6%である。受講に際しては62%あまりの自治体が「経営等の補助など積極的に支援したい・何らかの支援方策を考えたい」としている。

これをみると自治体の6、7割は、非常勤の指導系職員に対して、現状の研修でほぼ満足しているが、本人の通信教育受講などによる研修には、何らかの支援を考慮している、と理解できる。

研修の具体的内容としては、「イベント等の企画・運営・評価」、「学級・講座」、「生涯学習の理論」、「青少年などの対象者への理解」など、それぞれ20%ほどを占めている。

今回の調査は、雇用者のみに対する調査であったが、雇用状況、雇用職種、研修内容、研修に対する

認識度、通信教育による研修の需要度等についてある程度把握することができた。

## 2. 「社会教育指導員に関する調査」<sup>2)</sup>

この調査の目的は、都道府県主催の社会教育指導員の研修状況・内容と「都道府県社会教育指導員協議会」等の組織のある都道府県を把握することである。会組織のある都道府県では研修の機会も多いだろうし、「社会教育指導員研修プログラム検討委員会」の委員の要請のためでもある。

調査結果は、社会教育指導員に対する研修機会を設けている都道府県は回答39都道府県のうち24都道府県（61.5%）で、そのうち社会教育指導員のみを対象とした研修をおこなっているのは僅か4都道府県であり、年1、2回日数は半日から2日である。

他の都道府県では生涯教育・社会教育関係職員を対象に研修を行っており、対象者は市町村社会教育関係職員、教育委員会職員が多くを占め、次いで公民館職員、学校職員となっている。また、一般県民の参加を呼びかけている県もある。

研修内容構成は講話又は講義と部会別情報交流・協議、活動状況報告・情報交換、実践事例発表などとなっており、講話・講義の題は「生涯学習関係職員に期待すること」「生涯学習行政の施策について」「今後の社会教育推進に向けて」「生涯学習の課題と社会教育指導員の役割」「本県の生涯学習・社会教育推進上の課題」「生涯学習の推進とまちづくり」「生涯読書を考える」などであり、部会別情報交流・協議の部会は（1）青少年教育（2）家庭教育（3）成人・女性教育（4）高齢者教育（5）人権教育（6）新任社会教育指導員であり、これはどの県にも共通している。

会組織を有するのは7都県であり、そのうち都県が研修に支援を行っているのは5県である。

この調査では、社会教育指導員の会組織を有する都道府県が僅か7都県であるということに注目させられた。この数は社会教育指導員制度発足時からなのか、設置費補助事業が平成10年に打切られた以降のことなのか明確にできなかった。（4. その他の調査 参照）

## 3. 聞き取り調査

この調査は、上記2.「社会教育指導員に関する調査」を受けて県組織を有する岩手県、福島県、栃木県の協議会・協会に対して現状と各協議会・協会の主催する研修内容などの聞き取り調査を行うとともに、「社会教育指導員研修プログラム検討委員会」の委員として参加を要請し快諾をえた。

調査の内容では、設置費補助事業が平成10年に打切られた以降は資格要件が緩和されたのか、様々な前職経験者が採用されていること、全国的に社会教育指導員が減少していく中で、福島、栃木は顕著な変化は見られること、社会教育施設に指定管理者制度やPFI（Private Finance Initiative）が導入され、またスケジュールに上ってきていること、社会教育指導員として採用されていながら、一般事務職の補助的作業を押しつけられたりすること、人件費を節約するために公民館の正職員を減らして、その穴埋めとして非常勤の社会教育指導員が採用される危惧があること、などが注目される。検討委員会の各委員の発言を参照。

## 4. その他の調査

①本報告「はじめに」にあるとおり、当初、「指導系の非常勤職員」を、「地域で生涯学習を推進していこうとする指導者・支援者」すなわち「有志指導者（民間団体等の指導者）」を含めて広くとらえており、そのため「平成14年度社会教育調査」〔資料1、2〕により検討した。<sup>3)</sup>

統計表2「教育委員会における社会教育事業の実施状況」により自治体における指導者研修の実態を

把握することができる。有志指導者への研修は都道府県の行政職員研修より実施件数が少ないが、参加者数ではおよそ4倍であり、市（区）町村では実施件数、参加者数とも群を抜いている。

統計表3「教育委員会における社会教育学級・講座の開設状況」では教育委員会が開設している学級・講座は「成人一般」を対象としたものが最多であり、つぎの「青少年」を含めるとほぼ78%を占める。学級生・受講者数を見ると、平成11年度の調査と比較して、全体で193万9千人（30.7%）増となっている。

統計表7「公民館における学級・講座の開設状況」では、公民館開設する学級・講座数は教育委員会のそれのほぼ2倍であるが、学級生・受講生数は1.3倍にとどまっている。その理由は定員数の問題か、あるいは開催日時、過疎化などが原因と思われる。

#### ③指導者研修プログラムの事例<sup>3)</sup>

プログラム内容が明確に掲載されている宮城県のくみやぎ県民大学「生涯学習支援者養成講座」入門編>、岐阜県の<生涯学習コーディネーター（岐阜県知事認定）養成講座>、福井県の<生涯学習担当職員研修>である。

3県の指導者研修プログラムは、「生涯学習論」及び「各論」、「学習プログラム開発論」及び「演習」そして「コミュニケーション論」を中心に編成されている。これらは指導者研修プログラムの「初級編」、「入門編」といえるもので、研修プログラム編成に多くの示唆を与える。

#### ④社会教育指導員制度の沿革<sup>2)</sup>

「社会教育指導員」も国庫補助事業として制度化されて23年、平成10（1998）年度に補助制度が廃止され、設置時の各種規定も地方自治体独自で見直しがなされ、勤務内容・条件、名称、年齢層も大きく変化しているようである。

沿革と称してはいるが制度発足時の資料の提示と「社会教育調査」に見る社会教育指導員数の推移のみとなっている。地方自治体独自で見直しがなされている現状を、各自治体設置条例などを精査し勤務内容・条件、名称、年齢層などの変化の実態、自治体ごとの前職別の人数び社会教育指導員の増減、都道府県の制度をより具体的に提示できれば、本調査研究の報告執筆者としての責を全うすることができたに違いなく、執筆者の調査研究計画の見通しの甘さが悔やまれる。

## 5. 「社会教育指導員研修プログラム検討委員会」

最終年度の報告として「研修プログラム（試案）」を作成するにあたり、研究協議の場を設けた。そこでは本研究の経過報告、各協議会の現状と課題、社会教育指導員の在り方、社会教育指導員の抱える課題、研修成果の活用、社会教育指導員の専門分野、研修プログラム（試案）の検討、試案執筆に向けてのスケジュールなどについて、現場を踏まえた示唆に富んだ協議が行われた。当方の強引とも言える進行で恐縮したが、執筆の担当者が決定し、執筆要項の説明会を経て本報告の第2章に結実した。

## 第4節 社会教育指導員初任者研修の在り方（研究協議）

### ○研究討議

#### 「社会教育指導員研修プログラム検討委員会」

平成18年2月27日

聖徳大学生涯学習研究所

##### 出席者（敬称略）

岩手県社会教育指導員等連絡協議会会長	中村 利之
福島県社会教育指導員連絡協議会副会長	吉野 純一
栃木県社会教育指導員協会会长	磯 忍
千葉県松戸市社会教育指導員	野村 義
学術フロンティア推進事業第5部門長	清水 英男
第5部門研究員	本田 良夫
第5部門研究員	石田 嘉和

本田：それでは「社会教育指導員研修プログラム検討委員会」を開会いたします。はじめに聖徳大学生涯学習研究所長よりご挨拶を申し上げます。

福留：ここの研究所長の福留といいます。もうお聞きになったと思いますけれども、平成15年から文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業の学術フロンティア推進事業として、私どもも少子高齢社会をどう活性化させるか、生涯学習の観点からというテーマで研究をしております。

少子高齢社会というとこれは幅広いのですが、これを19の小さなプロジェクトに分けて、5つの部門に分けてやっております。常に全体が見えているわけではありませんが協力して行っております。

今回は特に社会教育指導者をどうするか、その研究をいろいろな先生のご意見をいただきながら、できればプログラム開発をしたいなという夢があったわけですが、できたらそこまでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

##### 経過報告

石田：それではよろしくお願いします。

最初に経過報告を行います。このプロジェクトは、学術フロンティア推進事業として「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する研究」第5部門「生涯学習指導者の養成と活用の研究」第3プロジェクト「生涯学習指導者養成のIT化に関する研究」として平成15年度から開始され現在に至っており、平成19年度で終了します。

平成15年に各自治体に生涯学習に関する嘱託職員の雇用の実態、あわせて研修の実施状況等を把握するために調査を行いました。非常勤職員を雇用しているかどうか、どのような職種があるかということを調査いたしました。その結果社会教育指導員が約40%近くを占めています。残りは図書館職員、体

育指導員等スポーツ関係職員で各々15%前後、博物館・美術館・郷土資料館等の職員が10%、家庭教育指導員等が7%で、上位5つの職種で全体の90%を占めています。

それから各自治体の研修の状況ですが、36%の自治体では研修を行っていないが、ほかは、都道府県主催や広域市町村・関連団体主催の研修に派遣をしています。その研修に対する評価ですが、約6割、66%の自治体では、この研修で十分であろうという意見が上がってきております。33%は不十分であるという結果が出ております。

それでは、研修というものを外部の機関がおこなうとすれば、各自治体で何らかの支援が得られるかという質問も併せてしましたが、それについても比較的強制はできないけれども何らかの援助はしたいというところが大部分でした。受講せよという積極的な姿勢は22%くらいの自治体しかなかったわけですけれども、本人の意思に任せるというところでした。これはすべてが各自治体の教育委員会の回答ではないようでしたから、各自治体なりの意見が入っているかもしれません。

また、求められる研修内容については、「イベント等の企画・運営・評価」、「学級・講座の編成・運営」、「生涯学習の理論」、「青少年などの対象者への理解」などがそれぞれ20%ほどを占めています。

この調査を受けて、平成16年度、17年度には研修内容の具体的なプログラムを作成するにあたり、各自治体ではどのような研修プログラマが行われているか、ウェブ上で公開されているものを対象にして分析をおこない、詳細なプログラムが公表されている事例を検討しました。

ここまで調査をうけて、非常勤指導系職員への研修内容として期待されているものは「生涯学習論」及び「各論」として広報、ボランティア活動、学習情報ネットワーク等の講義と実習・演習、「学習プログラム開発論」及び「演習」、「コミュニケーション論」及び「演習」などであろうと認識しておりました。

この時点では対象を社会教育指導員に限定しておらず、有志による指導員、アドバイザー、コーディネーターなどを含めて広く考えておりました。

18年度に非常勤指導系職員を社会教育指導員のみを対象とすることにいたしました。

そこで各都道府県における社会教育指導員の研修状況を把握するため、全都道府県の教育委員会を対象に調査いたしました。そこで県レベルでの社会教育指導員の協議会というような組織を有するのは一都六県、東京都、岩手、福島、栃木、山梨、奈良、沖縄の各県ということが分かりました。他の府道県ではそもそも組織化されていなかったのか、何らかの理由で解散したのか、そのへんのところはまだ調べさせておりません。今年度の報告のところで社会教育指導員制度の沿革というところで取り組んだのですが、現在のところまだ不明です。

ただ社会教育指導員の人数の変化というのを見ていきますと、平成8年がピークとなっています。全国で7,332人。ちょっと最初の方はわからないのですが、昭和50年で3,803人です。ずっと増えて参りまして、平成の8年で7,332人。平成11年では6,807人、平成14年で5,430人、平成17年で4,492ということで、かなり減ってきて、これが19年、20年の調査になりますと、ピーク時の半分になってしまふのではないかと危惧しております。

今年度は岩手、福島、栃木の各県の協議会の会長さん等に聞き取り調査をいたしました。各県の社会教育指導員の現状および研修の実態を伺いました。3県の内、岩手県は年々減少しており、他の2件は社会教育指導員の人数に急激な変化は見られない、ということが分かりました。全国的には激減しております。平成10年からの補助制度の打ち切り、平成の大合併の影響などが考えられますが、各県の社会教育に対する温度差などもあるのかも知れません。来年度にはいくらかでも現状を把握したいと思います。

また、近年は制度発足時からの任用条件や職務内容などの変更も顕著であり、教職経験者が多数を占めた時代から、さまざまな前職経験者が委嘱されるようになってきており、当初教育委員会や少年自然の家に配置されていたが、現在では公民館や学習センターへの配置も常態です。各市町村では従来どおりの任用条件や職務内容を継承するところや、独自の判断で任用条件や職務内容を変更するところも出てきております。

研修についても従来は多く教職経験者を対象として行われてきましたが、さまざまな前職経験者や大学新卒者を対象としたものへと対応せざるを得ない状況になってきているのだと感じました。

以上を踏まえると、このプロジェクトのテーマである社会教育指導員を対象とした研修プログラム作成ということも意義あるものになると考えております。そこで各先生にご協力を頂いて研修プログラムの完成を期したいと、本日お集まりいただいたわけでございます。

以上が4年間の経過です。

### 各協議会の現状と課題

本田：経過報告は今お話しましたとおりですが、それでは中村先生から自己紹介、担当している分野も含めて県の状況をお話していただければありがたいと思います。

中村：岩手県の社会教育指導員等連絡協議会の中村と申します。できるだけ手短にお話したいわけですが、「等」がついているのは社会教育指導員だけではなくて、生涯学習指導員とか、図書館司書とか、博物館とかの肩書きの方も含めてということで、途中から等が入ったという経緯がございます。歴史的には昭和48年から会が発足して本年度34年ということで、現在会員が75人なわけですが、先ほどお話をありましたように平成の大合併で58あった町村数が35になりました、35のうち半数の市町村しか会員がおりません。毎年2割減の割合で進んできておりまして、来年度どうなるのかとういうことが一つ心配しております。ピーク時は先ほど話しのあった年度あたりには150人を超えておりましたが、現在は確実に減っております。事業につきましては研修と広報の発行ということで年3回、会報を発行しております。年度当初に、県立の生涯学習推進センターで県の研修が1泊2日あります。実質1日ですけれども、その際に会場を借りて総会を開催し、他に研修を、推進センターの研修とは違って、われわれ協議会独自に開催しておりました。以前は泊まりこみ、温泉地でやりましたけれども、財政難ということで1日開催になりました。午前中は講師をお呼びして講演をしていただき、午後は4つの部会に分かれてテーマごとに研究協議していくという一日研修に昨年度からなりました。以上です。

本田：ありがとうございました。では吉野先生。

吉野：福島県社会教育指導員連絡協議会の副会長をしております吉野と申します。本来ですと、県の会長がここに出席する手はずだろうと思っていましたが、都合があり私が出席しました。よろしくお願ひします。

どのような会議の内容になるのかなという、何かちょっと掴み得ない気持ちで正直今日のところは参加しております。県の方の状況といいますか、私のいるいわき市の状況なんかも含めながらお話をさせていただきたいと思います。私自身中学校の教員で、定年退職と同時に社会教育指導員になり、まもなく4年目を終わろうとしているところです。

福島県の場合は、社会教育指導員連絡協議会という組織ができましたのは、岩手さんと同じように分りうる資料の中でいきますと、昭和48年からのようにです。当時87名でスタートし、その後若干名の増減を繰り返し平成9年まできております。現在は171名です。途中、平成10年からは指導員の数が大幅に多くなっているんですね。ちょっと資料を見てみると、平成10年から国の予算というか補助が廃止されたということがあったわけですけれども、平成10年は187名と逆に多いんですね。そして現在は171名ということです。次に、県全体の研修会というのは3日間あります。まず1日は、総会も兼ねまして各ブロックの実践状況等を含め情報交換を行っています。あの2日は1泊で行い、実践発表・講演・分科会協議・懇親会等を行っています。また、毎年度末には「研究実践集録」を作成し、指導員活動に役立てています。今年度で32集になります。また、年2回の広報誌「社会教育指導員だより」の発行も行っています。さらに、県内6ブロックでプロック研修会として1日を設定し、実践研究発表や分科会毎にテーマを設け意見を交換しあっているというのが実態です。

それから、社会教育指導員の構成といいますか、やっぱり教育関係者が多いようですね。町や村になりますと、職員の中で若い方でも社会教育指導員になられている方がいますね。私が所属しているいわき市の場合には、社会教育指導員は6名です。市の条例によりますと9名以内ということなんですかともこのあたりは財政的なこともあるのではと思われますね。6名の社会教育指導員はすべて小・中学校の校長経験者ですが、できることなら民間出身の方がいてもいいのではないかなと思いますね。ただ、いわき市の場合は平成10年度より「学社連携・融合推進事業」に取り組みまして、以来、モデル地区事業を経て平成17年度より全市内小・中学校での取り組みが開始されております。こんな背景もあり社会教育指導員の選任も学校関係者となっていると考えられます。

最後に、県としての課題を考えて見ますと、一つはやはり社会教育指導員の役割ということになりますね。社会教育推進の大きな役割を担っているという自覚と使命感だろうと思います。二つ目は社会教育指導員と他の職員との連携といいますか、たとえば、教育委員会、公民館を考えると公民館職員との関係ですね。いわき市の場合のように特別職なる非常勤職員としての社会教育指導員と常勤の正規職員との連携をいかに図っていくかがあります。それから、三つ目は社会教育指導員連絡協議会なる組織なんですが、その自立をどのように図っていくか。たとえば予算がないからもうだめだとか、そういう消極的な気持ちというのは今のところは持っていないんですが、自分たちでもっと組織の運営のあり方とか研修のあり方っていうものをお互いに研究していきましょうという組織・団体を目指しての共通理解は現在のところなんとか維持されてはいますが……。しかし、いかんせん財政というのが前提に立つものですから、先ほど1泊研修のことを話しましたが、おそらく平成20年度からはもう無理だろうといわれています。ちょっと寂しいな、なんとかならないかなというのが会員の声として上がってきておりますけれども……。

話がまとまらないところがありましたけれども、足りないところがありましたらまた後ほどにしたいと思います。

本田：ありがとうございます。

福留：平成10年に社会教育指導員が増えたのはどうしてですか。

吉野：こういうことが背景にはあったんじゃないかなということなんですが、国の答申で「社会の変化に対応した今後の社会行政のあり方」という答申がこの頃にでたんですね。ですからそれを受けて各自

治体の方でこれは少し本気になる必要があるだろうということで社会教育指導員の設置なども積極的に考えたのではないかと。それまでは、先ほど年に2回3日間の研修ということを言いましたけれども、それまではなかったんです。このときから年に2回3日間の県の研修というのが入ってきたので、やはりこれは国の社会教育行政に関する答申というのが大きなものがあったのではないかと捉えておりますけれどもね。

福留：派遣社会教育主事の代替として配置されたのか。

清水：今の積極的になったという話ですが、場合によっては正規職員が減って、その代わり非常勤職員を増やしたとか。そういうことも考えられます。

福留：あるいは、たとえば中村先生のところのようにいろんな名前がついているところがありますね。指導員とは言わずに。あるいは他の職員を合わせて調査に入れたのかもしれませんですね。福島県ではみな社会教育指導員というんですか。

吉野：はい福島県の場合は全部社会教育指導員ということですね。その連絡協議会ということでやってます。純粋にそれだけですね。

福留：ある県では教育専門委員が各町にいて、女性が圧倒的に多いですけど公民館に配置されております。1年単位の契約でやっている。まああれなんかは指導員扱いなんだろうけど、名称がちがいますね。

本田：ありがとうございました。じゃあ栃木の磯先生。

磯：栃木県の会長をしております磯といいます。私自身は那須塩原市の社会教育指導員でございます。もともと教員だったんですが、退職して本年2年目になります。栃木県関係についてかんたんな資料をつくってきましたので、これに基づいてお話し致します。

県の協会発足はよくわからないんですが、昭和48年に会則ができておりますので、その頃かなと思います。たまたま岩手県も福島県も48年ということで、ちょうど同じ頃に出来たようです。会則は次のページになります。3番目の会員数なんですけれども、ずっと資料が残っていないですから、会計簿とかいろんなものを引っ張り出してやっとこれだけ数字が出てきました。一番多いときで172人、平成18年には148人ですからかなり減っております。しかし、半分まではいっていないですね。例えば私のいる那須塩原市ですと、現在15人ですが、来年は一人増える予定です。しかし、県全体で見た場合には、やはり少し減るような感触ですね。

平成18年度の事業ですが、2回やりました。6月に総会がありました。総会だけでは人は集まりませんので、このとき県主催で社会教育指導員対象の研修をおこないます。午前中は全体研修、午後は分散会になります。分散会では、事前に各社会教育指導員が資料を作って送っておくんですけども、分散会方式で、各市町村、あるいは公民館での実践例などを話し合います。私は1年目は出なかつたんですけども、2年目も会長の引継ぎで出られませんでした。それから12月には、会独自の研修会を行いました。これは例年講演会ということで、今年は清水英男先生に講演をお願いしたわけでございます。90人の出席がありました。各地区で研修会をやっている場合もあります。私どもは那須地区という一つの

ブロックになるんですが、那須地区の研修会も12月にありました。その直前にこの県の研修会があったので出席者が減るかなと思ったんですが、幸い清水先生のお話ということで、那須地区からもたくさん参加がありました。

予算ですけれども、古いことはわかりませんが、現在は県なんかから補助は全くありません。会費が一人1,000円ということで148人いるんですね、そこに繰越金が少しありまして、20万少し切れるくらいの予算です。総会のとき103人集まつたわけですが、みんなに昼食を出します。その昼食、ひとり1,000円出したらなくなってしまいますから、500円くらいの昼食を出します。それから12月の講師謝金ということで、残金はわずかになってしまいます。あとは遠方から来る役員の交通費とか通信費とかになります。この会費なんですが、市町村によって市町村で出しているところもあるし、各個人が個人的に出している場合もあるんですね。那須塩原市では幸い、市の方で全部一括して出してくれます。

県との関わりですが、那須地区の社会教育指導員の会は平成18年度から教育事務所から離れまして、自主的な任意の団体として活動しています。県の方も基本的には同じですが、県教委ではいろいろと側面的な協力はしてくれます。たとえば総会のときの会場の準備だと、12月の研修会のときは資料を私どもで作って発送を依頼します。郵送料がないものですから、県教育委員会を通して各教育事務所、各市町村へ送っていただけるということでたいへん助かっています。また12月の研修会のときは県教育委員会の担当者が1日来ていただいて、会議の準備だといろいろ弁当の注文などもしてくれました。そういうわけで金銭的な援助はないんですけども、側面的にいろいろ協力をしていただいております。

それから役員ですが、4～5年前までは宇都宮地区で毎年会長を出していたようなんですが、現在は栃木県を県北と県央と県南3つのブロックに分けまして、3つのブロックのローテーションで会長を出そう、残りのところは副会長を出すということになっています。また県北なら県北で、いくつかのブロックに分かれしており、その中でもまた更にローテーションが出来ています。平成18年度はたまたま県北ということで、それから県北の中でも那須地区、那須地区も更に私のいる旧黒磯市、現在の那須塩原市ですが、そこがローテーションで当たって私のような力のない者がなってしまったわけです。役員には庶務と会計が二人ずついるんですが、これは会長選出の中ブロックから出します。

人数は微減の傾向にあるかなという感じがしますね。一人当たりいくらという会費ですので、人数が減るとそれだけ予算が減ってしまいます。これからいろんな意味で、事業するのが大変かなという気がしております。他の県も同じような傾向があるのではないかと思いますが、女性を主とした若い人が増える傾向にありますね。私も今年の6月に会長になりまして、その挨拶時にぱっと見たときに若い女性(若いと言っても30代から50代ですけどね)多いことを感じました。われわれがかつてイメージしていた社会教育指導員というと大体学校の教員が定年退職後にやる人が多かったですが、そのイメージと違って若い人が多いなあという気がしました。

じゃあ退職した教員と、若い人の仕事ぶりはどうなのかと言うと、一概には言えないと思います。退職教員もそれなりの経験を積んで、いい判断もできるし、いろんな人脈をもち素晴らしい講師を呼んでしたりできる、そういう点で大きなメリットがあると思います。しかし若い人がだめかというと、そういうことはないかなと感じます。若い人は若い人で新しい発想で意欲的に仕事に取り組んで、大いに実績をあげている人もいます。そして公民館でいえば、館長なんかも自分より年上の校長あがりの社会教育指導員よりも、若い人の方が使いやすいのかなと。そんなこともありますし、一概に若い人が多くなったから社会教育がマイナスになっているとは思われないです。そんなわけで平成10年に国の補助が切れて各市町村で若い人を使えるようになってきている傾向にあり、デメリットもあると思うのですがメリットも大きいにあるのかなと思っています。

ただ私が憂えていることは、公民館の正職員を一人減らして、そして臨時職員的なパートの週4日とか3日とか勤務の人を、安い報酬で使う傾向があることです。このように人件費を節約するために非常勤の社会教育指導員を使う、そういうことが怖いと思いますね。若い人だから悪いということはないけれども、正式な職員を一人減らして、その分週3日とか週4日の臨時職員的なものを置くというのがどんどん進むと、これは社会教育にとって大きなマイナスだなと思っています。私たちの那須塩原市の旧K市の場合には館長と係長が正職員、そして社会教育指導員と用務員がいますね。旧N町では館長と係長と司書と社会教育指導員と用務員がいるんですね。ところがお隣のO市というところでは、館長と社会教育指導員と臨時的な用務員のような人が一人しかいないんですね。旧K市よりも一人少なく、係長クラスが一人もいないんですね。社会教育指導員はいても係長級はいない。それからNS町の場合には館長は非常勤、そこに常勤の主事がいて、あと社会教育指導員がいるということで、社会教育指導員が正職員を減らす隠れ蓑になっているように思われてなりません。もしかして福島県の場合も、正職員を減らして社会教育指導員を増やしているのかも知れません。ですから、これから社会教育指導員が減つてないとか、あるいは逆に増える傾向があっても、必ずしも実態をよく把握していないと喜んでいられないという感じがいたします。

それに会長をローテーションで選出するために、副会長とか庶務を経験していない者が、会長になってしまいます。私の場合たまたま派遣社教主事やっていましたので社会教育の事を少しつかっていましたからなんとかやれますけれども、何の経験もない、経験の浅い人がぱっと会長になったときにはなかなか大変だろうなと思います。そんなことで、いろいろ問題点があるということを感じております。

ちょっと長くて申し訳ありませんでした。

本田：はい、ありがとうございました。それでは、松戸の野村先生にお願いしたいんですが。千葉県はこういう協議会がないんですよね。

野村：ないです。

本田：ないですね。ですから松戸地区のお話でも結構ですので、ひとつよろしくお願ひします。

野村：はい、よろしくお願ひします。何か余り詳しい話を聞かずに、今日参加させて頂いてちょっと場違いじゃないかなって、先程から心配をしていました。私は社会教育に2年間、学校を退職してから関わらせていただいているのですが、非常に楽しくて、毎日勉強させていただいています。今回はまた何か勉強できそうだな、と感じて喜んで参加させて頂きますといいましたが、これは大変だなと思っております。そんな訳で詳しいことを調査したわけでもなんでもありませんし、現状の中で話をするしかないのですが、松戸市の場合は公民館と青少年会館に、3名社会教育指導員が配置されています。私は公民館にいますが、青少年会館の方には2名の社会教育指導員がいまして、その中の1名は、名前は同じ社会教育指導員なのですが、再履修講座という夜間中学に当たるような形の履修してこなかった人たちに対しての学習の機会の提供ということで松戸市の方でやっていまして、その指導員ということで配置されています。男がふたり、女性がひとりという体制です。私の方は公民館なんですが、やっていることの一番大きな仕事は家庭教育学級の関連のことです。松戸市は小学校各校に家庭教育学級を開設するという形をとっているんですが、小学校の家庭教育学級の立ち上げからずっと家庭の教育力向上ということで関わっています。今日もその最後の締めくくりの会があって、ある学校の家庭教育学級に行ってか

らこちらに駆けつてきました。次にそれに至るまでの3歳児対象の幼児の家庭教育学級というのがあります。また、昨年度からそれに引き続いて中学校の小中の接続ということが非常に大事なのではないかということで、中学校の家庭教育学級を立ち上げて、その実際の計画から実施、評価の段階まで関わるといった一連の家庭教育学級関連の仕事が、一番大きな仕事です。

それからもう一つは「命輝かせて生きづらい現代社会の子育てと自分育てを考えるー」という6回の連続講座をやらせて頂いています。職場においても地域においても学校においても生きづらい、やりづらい状況が出てきていると思うのですが、そういう生きづらい社会状況の中での子育て自分育てを考えようという、そういう6回講座です。今までの学校教育の面と、社会教育の両面を合わせながら、今、子どもが育つ成長するということはどういうことなのか、あるいは生きる意味、学ぶ意味をどう取り戻していくべきいいのかというようなことを話し合いながら進めていくというのが二つめの大きな仕事です。

三つ目は社会教育指導員としての仕事になるのかもしれません、今、松戸市の公民館では原点に立ち返ってもう一度講座の内容であったり、狙いであったり、そういうものを捉えなおしていこうということが始っています。公民館運営審議会の方でも清水先生が会長になってくださって、今そういうことが始まっているのですけれど、公民館の中の職員の中でもそういう話がずっと出ていました、そちらの方の職員研修にやらせて頂くという形でやらせていただいている。昨年はそれまで学校にいましたので、生活科とか総合の学習のあり方が、社会教育の展開の仕方と非常に近接する面があるのではないかということで、その生活科、総合的な学習と社会教育との連関を考えるということで1回やりました。それから体験学習ということは社会教育でも非常に大事になってくるかと思うのですが、そういった学校や社会教育で考えられる体験学習をどのように考えていいのかということで2回目をやりました。今年度に入ってからは公民館はどうあればよいのかということで、もう一度狙いのところから考えなおそうじゃないかということで、公民館での学びって本来なんだだったんだろうかということでやらせて頂いています。先ほど磯さんが言わされたように、公民館もやはり大きな曲がり角に来ているのではないかと感じています。学校教育でもそうですが、社会教育の方にも市場原理がどんどん入ってきて、下手をすると臨時職員にどんどん変えられてしまうような、あるいは指定管理者制度にして貸し館でいいんだというような形で進んでいっているような状況の中で、もう一度公民館が本来なすべきことは何なのかということを押さえなおしていくことが大事なのではないかと考えています。そのことをしっかりと押さえておかないと社会教育指導員がどうあればいいのかということや、あるいは研修がどうあればいいのかということも、なかなかおさえづらいのかなというように感じます。今、磯さんのお話を聞きながら、ほんとに、社会教育指導員が増えたからいいんだ、非常に社会教育に力が入っているんだと思つてしまつてはとんでもないことで、結局は隠れ蓑になってしまつて、ほんとの実質は下がつてしまつようになりはしないかと危惧されます。やはり正規の職員でできるだけ長期に専門的に関わっていくような人間が担当していかないと難しい。人づくりやまちづくりっていうことまで考えていったときに非常に難しいものであると思うので、そうした全体状況を視野に入れながら研修のあり方も考えていかなくてはならないのではないかと、今のお話を聞きながら思いました。

本田：はい、どうもありがとうございました。では石田先生の方から。

### 社会教育指導員のあり方

石田：ありがとうございました。

各県、各先生の現状をお話いただいたわけですけれども、現状では員数に減少は見られないが、社会教育指導員として委嘱されてはいるが本来の職務と違った形で任命されている恐れはないのか、という疑問を頂きました。研修については、磯先生お話にもありましたように、比較的若い方、教職経験のない方も入ってきてている。その方たちへの対応が重要な課題になってきていると理解しました。

文部科学省が指導する社会教育指導員制度はなくなりましたが、各市町村では現在でもその制度を維持しています。任用条件や職務内容は変化していますが、社会教育指導員を配置する意義そして重要性は変わらないからだと思われます。

そこで、このプロジェクトでの研修プログラムを検討するにあたって、本来の社会教育指導員とはどうあるべきなのか、その職務を遂行するにあたって必要なことにはどんなことがあるのだろうか、ということを各先生の経験を踏まえてお話しいただきたいと思います。

清水：今のは、社会教育指導員としてどのような資質能力が必要なのかということでいいですか。

石田：そういうことも含めて、あるいはどうあるべきなのか、こういう仕事をする方にはこういう知識が必要であろうということです。

清水：結局、社会教育指導員がどうあるべきかということですが、みなさんのいろんな経験を活かして、新しく社会教育指導員になられた方がいろんな戸惑いをする場合に、こういうこと知っているとよいだろうというものが出てくれば、今度の研修のあり方のメインになりますね。

石田：順番ということではないんですが、最初にお話を中村先生にいただきたいと思います。その途中でご意見なりいただければと思います。

中村：岩手県の中村です。今4番の研修プログラム検討のところ、そのところにひっかかり始めているだろうと思うのですが、時間がもう半分しかありませんので、まとめながら話をしたいと思います。

一つ考えられるのは、今後公民館とか社会教育施設が指定管理者制度に移行していくのではないかと。既に一部の社会教育施設は指定管理者で進んでいますし、当市の公民館についても向こう3年のうちにということで検討段階ということです。これが始まってしまうと社会教育指導員そのものという今の制度が全くなくなってしまって、というのは岩手県の北上市がもうスタートしています。北上市が注目されて成果を披露しているわけですが、財政的な面からするとこれが先行していきそうな感じがするので、ちょっと指導員の指導のありかた云々の前にくる大きな課題という気がしています。

先ほど各県の方々からもお話をありましたように、若い方、または、うちの場合公募というのがありまして、公募でもって社会教育指導員を募集しています。若い方を見ていますと、学校の教員になれなくて勉強中の方が今年合格して、今年1年だけの勤務という、そのような方もいます。退職した校長さん方もかなり入ってはいるわけですけれども、そこの中に非常に大きなギャップがあるわけですね。社会教育をやってこない、教育の分野をやってこなかった方が社会教育をやるということで、学校現場であれば教育の分野で学校教育と社会教育とで違うわけですが、そういう面ではある程度指導しやすい部分もあるのですが、若い方々はまず一体社会教育とは何ぞやと、何が社会教育かと。プログラムを作っていくのはどうすればいいのか、意欲があるものはどうすればいいのか。いわゆる要求の課題についてはやりやすいわけですけれども、必要課題については国から先般いつか出されましたね。司法制度等、

公共についていつかだされました。そういうものの指導はそのものの専門家にお願いするにしても、そういうものが指導となると、基本プログラムの構成の仕方というのがそんなに研修やってるわけにいきませんし、一応指導の中で何回か研修会を続ければポイントを押されたもの、またはそれに必要なテキストとか、これとこれは大事だというものを作っていくことが必要なのかと思います。

石田：中村先生のお話に関してというわけではなくて、もちろんそれでもいいのですが、ご自由にお話していただきたいと思います。

様々な問題、指導員制度そのものがなくなるかもしれない。そういう話の恐れもなしとはしないですけれども、ここは一応目をつぶってお願いします。

清水：中村先生に聞きたいのですが、指定管理者制度となりますと、引き受けた企業やNPO法人の社員の方によって施設が運営されていますね。その場合社会教育施設に関する知識があり、また運営した経験のある社員がいるのでしょうか。

中村：先行している北上市の場合だと全く未経験です。

清水：未経験者で効果的な管理運営ができるのでしょうか。

中村：若い人の感覚で事業を起こしていくところですね。したがって成人とか高齢者のことになるとやっぱり別の福祉セクション、福祉サイドがやらなきゃならない。市民グループとか専門的みたいなものであれば対応できるんですがね。

清水：昔からのところは、対応できるかもしれないですね。私も指定管理者制度で管理運営されている公立図書館の職員研修の講師をしましたが、その会社は司書・司書補の資格を持たない社員のほかに、図書館の司書の資格を持った方がパート職員として採用されていました。専門家がこのような形で活用されてきているのですね。ですから、たとえば、生涯学習論とか社会教育施設論などを学ぶことが必要だと思います。公民館の場合は違うのですか。それとも社会教育に関わった人が採用されているのでしょうか。

中村：教育に関わった人ではないようですね。金銭的な面からそれで生計を立てるということであれば合わないです。10万そこそこですから。

清水：PFIの場合は、専門家がいないと入札できないことがあると思います。実際に社会教育の事業を企画運営する場合に専門家が必要になるのですね。そういう意味で社会教育連絡議会がNPO法人となって運営する。自ら指定管理者やPFIに参画していくことが理想といえましょう。これからどうするかという話になると、それだけで終わってしまうかもしれません。新しい社会教育指導者になった方が最初につまずいたりする場合にどんなことに留意したらよいかというところに焦点をあわせた方がよいかと思います。

石田：今後、名前が変わるかもしれません、現在は大多数が社会教育指導員という名称で職員になる

わけですから、今後そういう形で入ってくる方々に、まずこれは知つとかないと困るよとか、知つておくといいよというふたつあると思うのですが、これをなるべく欲張った形でプログラムの中に取り入れていけるといいかなと思っています。

## 社会教育指導員の抱える問題

吉野：当然のような当たり前のことだけちょっと難しい感じもしますね。いわき市の場合でいうと、社会教育指導員の資格要件というものがありまして、まず健康で行動的である、年齢は65歳未満である、3つ目には社会教育または学校教育に関する経験を有すること、4つ目には地域住民から信頼されているということ、ということで教育委員会が委嘱をします。さあそこで、そういう資格を有しているからということで委嘱をされるということなんですが、さあ何をしたらいいだろうかということになるわけですね。公民館勤務であるならば、公民館でおこなわれるそれぞれの教室、講座、その他関連事業の企画運営、学習プログラム作成の助言、学習相談などがでてきますね。さらには、その公民館が置かれている地域の社会教育団体の育成に関するものも当然任務内容としては関わってくるわけですね。ただ問題はですね、どうしても社会教育指導員は非常勤職員なですから、先にも課題のところで少し述べきましたが、正規の公民館職員との関係がどうかにより本来の社会教育指導員としての仕事の遂行に温度差が生じてしまいますが。やはり行政サイドの理解と社会教育指導員の立場や職務に対する理解というものがもっと明確にもっていただけるとありがたいと思いますね。

また、私が個人的に思ったことがあるんですが、公民館運営審議会というのがありますよね。あの審議会の中での社会教育指導員としての関わりがあってもいいのではないかと思うんですが。関わりがないところもあります。こんなことも指導員自身が行動範囲の制約を感じてしまうところもあるんですね。もう一つ踏み込んで職務を全うしようと思うことの障害にもなるように感じますね。

石田：職場での人間関係とでもいうのでしょうか、制度発足時から退職校長先生が教育委員会の事務局に赴任すると、そこにはかつての教え子が社会教育主事として勤務しており、いかほどの距離を置くべきか、自分の立場を十分理解しないと組織の中で浮いてしまうぞ、ということが話題となっていたようです。接遇とかコミュニケーションの問題だと思います。

これに関連したことはありませんか。

いま教育経験のない方がどんどん指導員として任命されています。今までの協議会等で行ってきた研修を踏まえて、若い方やさまざまな職業を経験された方が混じった研修を考えるとき、研修のやり方が変わったとか、変えるべきだと思われたことはありませんか。そのようなご意見をいただきたいのですが。このことが今一番プログラムを考える上で一つのキーポイントかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

野村：やっぱり若い人たちがどんどん入ってきている中で、その時どう受けとめ考えていくべきのかなということが大きな基本問題なのだと思います。

ただ先生がおっしゃっているように非常勤としての立場と正規の職員との関係性の問題ということがありますよね。退職校長の場合は一応学校教育の経験は持っていて、その中で社会教育の連携なんかも考えたりしながら、ある程度の発言していく根拠になるものは持っていると思います。だから助言したり、相談受けたときにはこれはこうだねと言ったりできるんですが、若い方の場合には、力量的に何を

根拠にして語られるのでしょうか。もともと立場は弱いというか、正規の職員は5日間勤務していますが、こちらは非常勤で2日とか3日とかっていう勤務の形態だと、どうしても四六時中会っているわけではありませんから、問題が起こってもぱっぱとツーカーという関係にはなりにくいですよね。そのようにわれわれの場合でも難しいのに、若い方がやるという場合に、社会教育指導員なんて名前にはなっていますが、助言とか指導とかっていう機能は研修を積んだとしても、それは正規の職員の方がよっぽど積んでいますから難しいとおもいます。それに対して、退職校長の場合は学校の経験を持っているから、その経験から、ちょっと違うかもしれないけれどもこういうことがあるよ、などと言えるのですが、それがない場合、自分が育ってきた過程の中から言うしかないですね。私はこういう経験して、これは嫌だったとか、あれは良かったとか。それは正規の職員にしてみれば、参考の意見にはなるかもしれないけれども、助言的な意味にはなかなかなりにくいのではないですか。力量の問題と立場の違いということで、若い方がやる場合にはより一層難しい問題があろうと感じます。しかし、若い人の発想はやはり大事だと思うのです。えー、そんなことできるの、そんなこと考えもつかなかつたということを若い人は言ってくるんですね。それがヒントになって面白い形ができたりする。そういう意見をどんどん出してもらえるのは非常にいいことだと思うのです。そういうふうに構えた形の社会教育指導員、指導員なんて名前は若い人にはしんどいんだろうと思うんですけれども、そういう若い人の意見をどんどん出してもらうような形をとることができれば、若い人の活躍できる道っていっぱいあるだろうと思います。そのためには自分でも研修をしなくてはならないから、研修体制がどうあるべきかということも真剣に考えることができると思うんです。

もうひとつはわれわれの場合の問題なのですが、学校教育を基盤に持っているからいいのかというと、案外社会教育のこと知らないんですね。社会教育主事の資格を持っていたって現場にいるわけではないですから、もう一度現場の人たちと一緒にやりながらの実践的研修みたいな形が必要だと思います。一緒に講座に関わっていったり、一緒に出ていって様子を見ながらそこでこれはもうちょっとあそこはこうだったらいいねとか、実践的に話していかない限り駄目だと思うし、講座みたいな講義みたいな形でやっていったってあまり意味がないんだろうと思います。そうした実践的な研修のあり方ができるように力量をつけていかなくてはならないと思います。そのためには社会教育指導員の研修というのは、自己研修も含めてやはり大事だなと思うのです。

先ほどのお話をよくわりますし、言われたのはその通りだなと思うのですが、長の理解、あるいは職員の理解が得られなければなかなか難しいと思います。最後に啓発啓蒙も必要だと言われたのですが、私はとにかくもう入り込んでいくしかないなと思いました。最初公民館に勤務した時は何をしたらしいのか分からぬといふ状況で、ぽつんと座らざるを得ない状況で、これでは発言権も何もないなということで、実際に入っていって、入る中でこの人面白いことを言うなとか、参考になることを言うなど、そういうものを作っていくなくちゃならないと考えます。社会教育の場合、学校教育のように体制が整っているわけではありませんから。そういう中で切り込んでいくためには、やはりより実践的な研修のあり方がすごい大事になるだろうなと思います。

それからもう一つ、今、私は公民館運営審議会の委員もさせていただいて非常に勉強をさせて頂いているのですけれども、やっぱり公民館運営審議会の場も、そうした意味で社会教育指導員の生きる場ではないかと思います。私の前の社会教育指導員も公民館運営審議会の委員をやっていたのですが、その中に一緒に入り指導員の立場で発言していくというのはすごいいいなあと思います。今年の館長さんは非常にそういうことに積極的で、その場を職員の研修の場にしようと考えておられる。全員参加で、もちろん用事がある人はしょうがないですけれど、職員もその場にオブザーバーとして参加する。そして、

最後の答申が出るのを待たずに、その段階で公民館に持ち帰り、そこでああいう話があったけれど、どうだこうだというようなことを話し合えるような形をとっていこうと今動いています。公民館運営審議会もやはり大事なポイントになるのかなと思います。

研修やる場合に私が最初に困ったのは、とにかく生涯学習時代と言われていますが、生涯学習と社会教育ってどう違うのか、生涯学習センターと公民館はどう違うのか、などといったことが、結構日本の場合は曖昧なんですよね。なぜ曖昧にしているのかということも問題になるかと思うんですが、その辺のところを押さえてないと、社会教育として何をなすべきかのところのポイントがぼけてしまうのではないかと思います。社会教育として絶対おさえなくてはならないことは何なのか、要求課題と必要課題をどうからめるかといった絶対はずせない問題が必ずあると思うんですね。それはどの指導員、名前はどうでもいいですけれども、若い人も含めて関わる人たちみなが共有してなくてはならない。そのためにも研修の場は絶対に必要だなと思います。元校長の場合にも、なかなかそこまで学校の方でやれない場合が多いので、そういうこと改めておさえなおしていく、技術的にもおさえなおしていくことが大事かだらうと考えております。

石田：今、野村先生が最後におっしゃった指導員として共有すべきもの、それをやっぱり洗い出して、それが言ってみればある程度体系化されていけば、この研修のカリキュラムとなっていくのだろうと思います。だから共有すべきもの、話の中にもいろいろ挙げていただきましたけれども、そういうところからどういう切り口で研修をしていくか、もっと言えば具体的にどういうことを盛り込むべきなのかをお話頂きたいと思います。

磯先生いかがでしょう。

## 研修成果の活用

磯：なかなか難しくて、いろいろまとめて話さなくてはいけないですけれども、まず栃木県の場合には市町村とか、同じ市町村によっても所属によって仕事の内容が大きく違います。ですから先ず自分が所属した公民館なり生涯学習センターなりで、自分がどういう仕事をすべきかっていうことをおさえないといけないです。そして、その中でいろいろやってくわけですが、かなり多くの社会教育指導員が共通して悩んでいることは、どんな内容のプログラムを組んでいくのか、どんな内容でどんな講師を呼ぶのか、これが一番悩むところだと思います。ですから、こういう内容でこういう講師の先生がいますよ、というような資料があるとすごく便利なんですね。

那須地区には那須地区だけのひとつの部会があるんですが、そこで毎年年度末に実践集録を作ります。各社会教育指導員が自分で実践した研修視察の内容とか、どういう講師の先生にお願いしたとか、そういうものを一つの書式に基づいて各自作って印刷して持ち寄って、それを綴じて各公民館に配るのを毎年やっています。今年は100ページ以上のものができそうです。それを見ると、この公民館ではこういう内容でこういう講師の先生をお願いしているんだなと、そういうことがわかってすごく便利なんですね。今は教育委員会でもなんとかパンクなんかとを作っていると思うんですけど、そういうものがあると教職の経験がある人もない人もどちらにとってもすごく参考になると思うんですね。

あとは付随的なもので言うと、公民館の職員とどう人間関係を結ぶか、これは若い人も退職教員もなかなか悩むと思うんです。公民館の館長と言っても経験がある人や力がある人ばかりじゃありませんので、そういう人に社会教育とはこういうことだ、生涯学習とはこうだとか、そういうことを頭から指導

するようなことを言ったりすると、そこで人間関係が壊れちゃってうまくいかないのかなと。ですから知っていても、知らんぷりをしたりやんわりと小出しにしたりするとか、うまくお付き合いしている人が多いんじゃないですか。しかし自分が担当したものについてはしっかりやって、なるほどなこういうふうにやればいいんだなということを、知らず知らずのうちに館長とか係長にあるいは主事などに学ばせることはできると思います。こうだとかああだとか、自分が校長で部下の職員に指示するようなことを館長に言っちゃうと、いづらい立場になることもあると思います。

もう一つ私は感じるんですけれども、私はたまに講師として公民館その他へ行って講師として話をすることがあるんですけれども、かなりの多くの公民館の職員が講師の接待の仕方がよくできない。講師を粗末に扱っている所があることを感じるんですね。講師の接待については社会教育指導員だけでなく、館長や係長や主事も学ばなくてはならないと思います。

いずれにしても大事なのは、たとえば家庭教育関係だったらどんな内容でどんな先生を呼ぶかと言うことだと思います。当然予算も限度がありますから、わずかな予算の中でどれだけいい先生を呼ぶのか、そういうときに参考になるような資料があれば、特に新しく入った人には大へん参考になると思います。

また社会教育指導員の組織があって、気軽に連絡をとりあえれば大変都合がいいように思われます。

中村：うちの方も先ほどの協議会の研修会の今後の部分は、研究協議なんですけれども、自分の実践事例をA4一枚に作って持ってくる。お互いに情報交換する。市でも年度末に研修会をやっておりまして、各公民館の事例を担当した研修講座でうまくいったものの資料を出していただいて、いわゆるヒントになるもの、工夫された部分、それを研究協議で発表するわけですけれども、発表したものを見たところは東ねられたものを作れば、それは非常に役立つものになると思います。他県のものよりはやはり身近なところのものの実践事例が一番あれじゃないでしょうかね。風習も違うし、栃木県のものをそのまま使えばうまくいくかというとそれはやっぱり、自分の県のところでの実践事例が一番いいのではないかと思います。

石田：中村先生のところの研修会でおやりになっているような事例発表というのは、新任の方が聞けば、こんなことをこんなふうにすればいいのか、と具体的に理解できるので研修の目玉としてもいいと思います。研修会で多くの事例発表を聞き、また自分も実際に行った事例を発表する、そうして実践的に学んでいく。それしかないだろうと思います。研修の中核はこういう事例、実際にどういうことやったのか、そして今度はそれをどう講座なり学級なりに完成させていったかというプロセスの問題も当然出てきます。具体的には高齢者向けの学級講座を担当する場合にこういうところに留意する、家庭学習であつたらこのように、というノウハウを盛込む。そうすれば担当になった新任の方もすぐ実践活動に入れるのではないかと思いますが。

中村：それは世代ごとの課題がありますね。たとえば高齢者であれば健康の問題とか、家庭教育とか、今世間で騒がれているような問題点について、公民館という施設がどう取り組んでいくかという、そこをやっぱりつかまえてないと、考えられないですね。

公民館の役割は何ぞやということがあると思うんですね。うちの方なんかだと全部お膳立てをしてやって、どうぞいらしてくださいみたいな地域性があるところですからね、何かものをあげますよといえばたくさん来るけど、何もなかったら来ないっていうんじゃなくて、本来は自立をしていくというのが目的であつて、きっかけ作りですよね。その上で更に今国が変わってきたのが、必要課題について、

いかにそこで指導していくのかということが強く出されて、一時期は要求課題だけをなんとかたくさん作って提示されればいいというふうに来たんですけれども、最近たとえば司法制度とか、防犯教育・防犯活動等とか防災教育というような問題点について何かうまく取り上げていきなさいよ、という役割をいかにプログラムに組み込んで住民を引きつけて、集めていくのかっていうのがやはり一番難しいところですよね。事例をたくさん出してもらってくれれば、うまくいくと、また楽になると思います。

### 社会教育指導員の専門分野

清水：お聞きしたいのですが、社会教育の専門的な分野に従事するということですので、たとえば家庭教育は子育て経験者が、あるいは青少年教育では青少年団体の指導経験が豊富など、そういうそれぞれ専門分野を持った社会指導員が配置をされていく。そのことによって公民館は活性化するだろうというイメージがあったわけです。それで、現状をお聞きしたいのですが、現実には公民館に社会教育指導員はひとりぐらい配置されていて、複数配置というのもまず見込めないわけですね。そうするとオールマイティでやらざるを得ないということが現実ですか。

吉野：いわき市の場合をお話したいんですが、いわき市の公民館は36館あります。その中で社会教育指導員が6人。その6人の指導員は基幹となる連絡調整館6館にそれぞれ配属になるわけです。そしてそれぞれの連絡調整館のもとに5～7の地区公民館がありますが、端的にいうと、指導員は5～7館を担当しています。

地区公民館は、市職員の館長と非常勤の主事の2人で運営しています。そこでの事業や講座等の運営計画は基本的には2人でやられていることが多いですね。従って、私の場合はここのところちょっと困っちゃったとか、ここの講座内容をどのように組んだらいいか等と求められてはじめて助言するということが多いですね。

また、私を含めて、6人の指導員は全員小・中学校の校長経験者なんですが、社会教育には必ずしも明るいとは言い難く、少しならず戸惑いがありますね。元校長ということで期待されている部分もあるわけですがオールマイティにその場その場で何とか対応しているというのが現状ですね。

清水：連絡調整館はどんな構成ですか。

吉野：連絡調整館は、前にも触ましたが、いわゆる基幹になる公民館ということで、傘下の地区公民館に対して予算管理も含めて指導的役割を担っている公民館です。そこには館長、副館長、係長、複数の主事等がいて総勢8、9名の職員がいます。市民講座、教室等は地区公民館同様実施しています。

なお、地区公民館の指定管理者制度への話もチラホラ出てきていますね。

磯：那須塩原市の場合は、市の公民館が15館あります、1館を除いて全部社会教育指導員が派遣されているんですね。残ったところも来年度は配置されまして、全館が入ることになっています。その社会教育指導員全員に共通していることは、家庭教育支援事業を担当していることです。それぞれの指導員が2つから4つの学校を担当して、いわゆる家庭教育関係の仕事をしています。しかし社会教育指導員が一人でやるのでなく、学校の方と正確に言うとPTAなんですがね、公民館とPTAが一緒になって学校の家庭教育支援事業をやっているんですね。そういうことで教員上がりだった人は、かなり自分

の持ち味を生かせるという状況なんですね。では教員上がりじゃない人や、経験のない人はどうかといふと、これも2年目くらいになるとみんな一生懸命にやっておりましてね、もう3、4年なんて人を見ますとかなり成果を上げてますね。むしろ4、5年なんていう人は教員の経験がなくても教員上がり以上に素晴らしい家庭教育支援の実績上げている人がいます。ですから私は、必ずしも教員上がりがいいとは思いません。教員上がりのメリットもありますけど、教職経験のない普通の方でも2、3年やればかなり実績を、上げている方が多いですね。退職教員と若い人が、うまくバランスがとれていることがいいように思われます。先ほどどなたかが言ったように教員試験に落ちて、1年間だけやって教員試験に受かったらやめたと、これではあまりにもひどいですよね。社会教育指導員という名に値しないですね。

それから家庭教育支援事業だけでなく、私の場合女性セミナーも担当しています。人によっては高齢者学級なんかも担当しているんですけども、これもやはり経験を積むとそれなりに皆さん一生懸命やっているようですね。そういうことで総論として社会教育とは何か、生涯学習とは何か、公民館のあり方はどうかとか、そういう研修も私は大事なんだろうと思います。栃木県の場合には年に一度全体研修会で参加者がかなりいるんですね。ですから皆さん、そういう研修を求めているんだなということをつくづく感じました。だから総論的な研修も大事だし、実践例に基づいた具体的な研修、その両方が大事なんだなということを感じますね。

吉野：県としての組織があるところは、年度始めの研修会っていうのは多分行われていますよね。まあ事務的な総会もありますけれどもその後は研修会というような形ですね。で、そこではやっぱり社会教育指導員っていうのはいったい何をやるのか、どんな心構えが必要なのか、等々の研修があるとは思うんですがね。県としての組織がないようなところは、各市町村自治体でばらばらなところはなかなか大変なんだろうなと思いますね。福島県の場合は県の研修会がありますが、ほかに県内6ブロックでブロック研修会が1日持たれています。

さらに、いわき市の場合は、年4回の指導員研修会が持たれ、情報交換等を行っています。そんなことで研修というのは指導員の資質向上のために欠くことのできないものであり、大いに役立っていますね。先ほど、研究集録の話もありましたけれども、私どもの方でも今年度32号になりますけれども実践報告の形で取り組んでいます。各報告の一番下に作成者の所属先と電話番号を入れることにしています。それは、後ほどその資料を見たときに、ああこれいいな、ここに問い合わせてみようということがいつでもできるようにということですね。そんな形をとりながら年に1冊の集録を大いに活用しています。それら集録を通して感じられることは、若い人たちの意欲とエネルギー、情熱ですね。私のように任用期限がある立場ではこれからという時に期限切れになります。やっぱり正規の職員が比較的良い期間専門性をもって仕事に取り組める体制が欲しいと思いますね。

## 研修プログラムの検討

石田：最終的に研修プログラムを作成するという部分のみ決まっているという状態で、今日いろいろいただいたお話を、これを研修プログラムとしてまとめていただくという作業があります。実際のプログラムでいえば対象別に家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育などが考えられます。それぞれの担当者となった場合、すぐに役立つような、また対象者別の留意点などが含まれたものにまとめたいと考えています。家庭教育なら母親の視点、高齢者教育なら世代のギャップが著しい若い指導員が見逃

しそうな点を盛り込み、そして自己研修にも利用できるようなものが提示できればとおもいます。

この分野のノウハウは伝えたいなとか。そういうところをお話いただきたい。

野村：どの分野がという訳ではないのですが、今後の方針としてちょっと考えたのは、若い人にシフトを移していくかなければならないということです。ただその時にも、さっきから出ているように、役割は何かということを従来の社会教育指導員のイメージだけではすまなくなるから、そこまで含めた形で何を期待するのか、どういうことを職務とするのかということが明確でないと、若い人が入って来ても何もできなくて結局、小間使いや、アシスタントで終わっちゃうおそれもあると思います。若い人が入ってくることによる大きな特典を活かしながら、その役割とは何なのか、それを考えておかなくてはならないと思います。

若い人だけじゃなくて、やはりベテランとか退職校長もいても構わないのではないか、と私は思うんです。混成論というか、それぞれの智恵、特色を併せながら、お互いにいいところを取り合いながら、教えあいながら、学びあいながら、という形がとれた方がいいのではないかと思う。若い人ばかりだったら、それはそれで戦力の面では大きいかもしれません、活動の広がりや深まりということを考えた場合、両方が混在している方が有利だと思います。今混在しかけているとしたら、それはいい傾向で、それを含めて社会教育指導員というのはなんのかなということをもう一度おさえなおしておかないと、研修ということも考えていきにくい。職務内容や役割によって研修も違って来ると思うからです。きますよね。基本的なところは変わらないと思いますが、もう少しあはつきりとしたイメージが欲しいなと思いますし、新しいイメージで役割を捉えなおすことが大事なのではないかと思いました。

清水：社会教育指導員は国の制度を踏まえ市町村の条例で定めている。いわき市さんでも条例の中で、指導員の条件、採用の条件というのが明示されているわけですね。そこで人数、勤務形態、給与採用条件が明らかになっているというのはよいことだと思うのです。その辺はなさっているのですか。たとえば採用試験に不合格の学生が社会教育指導員として採用されるにはその条件に合っているのですか。それは具体的なところまで書いてあるのですか。

中村：そこはさきほどの福島さんのように国が作ったものと変わりがないですね。あれからもっとゆるやかになっちゃってる訳です。

清水：条例設置ということで、それぞれの市町村で共通なものとして、運用のありかたとしてこうあるべきだという論は、難しいと思うのです。ここでは。社会教育指導員がかかわる必要があるという論文は書けるわけです。しかし、社会教育指導員として期待されていることは、たくさんあるのです。それは地域の中に素晴らしい能力あるいは特技を持った社会教育に携わった人たちを顕在化する、社会教育指導員として3年間なら3年間やって顕在化して多くの人に知ってもらう。その人の力を、その人がおやめになっても必要があれば助言を受けることができる形で地域の中に社会教育経験者がたくさんいるという状況をつくりだすということがあるのです。逆に言えば、リタイヤされたあとはボランティア活動などで地域社会の中で役に立つ活動が展開できる、そういうことを狙ったと思うのです。だから国の補助制度では、勤務できる最高3年としたのだと思います。先生方のお話の中で、好ましい人間関係作りが大切だということですね。あるいは学習プログラムの企画・運営・展開・評価そういうものができることが必要だということです。それから人材といいますか、人の人とのネットワークが必要だと。こ

のようにたくさん資質としてはでできていると思うのです。その資質を高めるのが研修ということとなるとうまくいくのかなという気がいたします。難しいですけどね。できればこういうのは全国組織でもあれば、よいと思います。

また方法論として、実務に携わっていく中で身に付けていくというわけですね。企業で言えばOJTみたいな。こういう形で研修ができれば最高ですね。ただ、社会教育指導員が一人しかいないというのが現状だと、これが難しい。市だとか町の社会教育指導員だけが集まって研修をする機会があるかというと、なかなかそれも難しい状況ですね。教育公務員の場合は特例法によって、研修が権利であるし義務であるわけですね。任命権者は研修を受けさせる義務を有するわけです。それは国の研修も都道府県の研修でも、研修を受けることができるわけです。しかし、非常勤の職員はどうすべきなのか。勤務形態を含めて不十分であると思います。非常勤職員の場合も研修を受ける権利を基本にすべきだと思います。

石田：時間も迫ってまいりました、この研修プログラムの検討という点で、大上段から入っていったものですから、上手く運ぶことができませんでした。まだまだお話を伺いたいところではありますがこの辺で区切りをつけたいと思います。

今後の予定ということなのですが、本日お見えの4人の先生方にそれぞれの分野を担当していただきて、プログラム、あるいはシラバスのようなものをお書きいただきたいと考えております。つきましては、はなはだ手前勝手ではありますが、本日担当分野を決めさせていただきたいとおもいます。

分野は家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育などを考えております。

清水：たとえば、家庭教育だったら子育てサポーターの意義を中心にするとか、青少年教育では地域の居場所づくりとか、体験活動とか。成人教育では現代的課題として環境保全教育だと、いろいろありますね。高齢者教育ですと社会参画や地域づくりとか、市民大学とか高齢者教室とか。イメージを作りやすいようにですよ。私これをやりたいと言ってくださるとありがとうございます。

磯：どちらかというと高齢者教育がいいなと思いますけれども。

清水：書いているうちに変わるのは構わないです。

野村：私は今やっている家庭教育。できれば。

石田：ここに別の部門を含んでいただいても構ないです。一般だとこれに女性問題だと、男女共同参画とかがだいたい普通入ってきますね。

中村：アウトラインを示していただいて、最終的に書き入れる形にしないと作りづらいですね。

石田：それでは、一応執筆要項をこちらで作りまして、お送りいたします。それぞれ先生の担当が違いますので、本学の方で最終的にはまとめさせていただきます。ひとつ提案なのですが、執筆していただいた原稿を各先生にもお送りして、それをまた参考にしていただいて、必要があれば校正の時に利用していただいたらどうか、と考えた訳です。これは構いませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは執筆要項をお送りしたいと思います。  
スケジュールについてですが、だいたい4月いっぱいくらいでしょうか。

## 今後のスケジュール

本田：5月の半ばくらいでしょう。

石田：5月いっぱいくらいで原稿をいただき各先生にお送りし、初校で参考にして追加訂正をお願いするということでよろしいでしょうか。その時点では何十ページも書き足すということはできないと思いますが、入れ替えとかそういうことは可能です、参考までにということで。

清水：あとで連絡がいくと思いますが、初めて社会教育指導員さんが家庭教育支援事業に携わる、そういう方に対する研修ではどのようなプログラムが考えられるかということなのです。ですから、たとえば家庭教育とは何かということはある程度お書きになっていただいて、そしてそのために社会教育ではこういう学習機会を提供したり、あるいは家庭教育を支援するする指導者養成したり、いろいろなことをやっています。その中の家庭学級のプログラムを作る場合には、こういうところに注意したほうがよいですよ、このような感じの流れだとよいと思います。あくまでも完成品としてというわけではなくて、初心者の人が仕事をする場合に、こういうことが必要ですよ、ということがわかる研修のプログラムができればよいと思います。たとえば栃木県の社会教育指導員協会が実施するしたらこのような研修ができます。そういうのでよいのですよね。

あとで詳しい連絡が行きますので、お待ちになっていてください。

石田：最後の方は、無理やりだったのですが、今回の委員会でこちらが勝手に描いたことは達成できましたので、私としては今日は上出来だったと思うのですが、みなさんは騙されたかな、というような感じかもしれませんね。

磯：ひな型が届くと思いますが、何していいか全然わからないと思うんですね。大学として世に出そうとするものをわずか1回の1時から3時半の総合的な話をしただけで、そしてこれからまとめて全国に示すというには、あまりにも大変だと思うんですが、あと1回集まって各自が原稿作りしないとね。

石田：今日こういうことをお話しitadaiite、これを咀嚼する時間をおきまして、もう一度集まってもらえたらしいなという思いがもともとの予定たったのですが、年度末だったりしますし、おいでいただくのが大変ということもありましたので躊躇しておりました。もともと取り組みが遅かったこともありますが、もしあ集まりいただけるのであれば、もう一回お集まりいただけると、私たちとしても大変ありがとうございます。ひな型をほんとお渡しするだけよりは、見てitadaiite、ここはそういうふうに変えようとか、そういうふうにしていただければ幸いです。

清水：そういうことであれば、4月の初めごろになりますかね。大変恐縮ですが、職場が変わっても、皆さんには来年度も1年間よろしくお願ひします。

吉野：先生、おっしゃるように、1回で学術フロンティアの事業でやるものを、初めて顔を合わせてね、それで、はい宿題だよというのは、ちょっとね。

磯：大学として世に問うわけですからね。

石田：逆にもう一度集るとおっしゃっていただいたので感謝しております。日程を調整してお集まりいただいた方がいいものができると思います。ただ、次回が1～2週間後ということはないと思いますので、各ご担当の分野は意識していただければと思います。ひな型の方も作ってお渡しますし、それについてご意見をお寄せいただいて、また集まるときにそのご意見を伺った上で変更したものを提示できればと考えております。今日は担当の分野をよろしくお願ひいたします。また、今後1年間もよろしくお願ひします。

閉会と致します。

ありがとうございました。

## **第2章　社会教育指導員初任者 研修プログラム**



## 第1節 生涯学習概論

# 社会教育指導員初任者研修テキスト「生涯学習概論」（試案）

清水 英男（聖徳大学人文学部生涯教育文化学科教授）

本稿は、新任の社会教育指導員を対象とした「生涯学習」に関する初任者研修を想定し、そのプログラム作成のためのテキストとしての試案である。実際の研修時間は2時間ないし3時間程度であり、その内容は概論となるのが一般的といえよう。

そのため、この試案には、生涯学習概論に関するテキストとパワーポイント資料、学習展開計画例を載せている。テキストとパワーポイントは、10時間程度の研修時間を想定した内容となっている。また、学習展開計画は2時間程度とした。

したがって、この試案の利用については、研修プログラム作成者や講師・助言者の目的に即して取捨選択し活用することを前提としている。

## I テキスト「生涯学習概論」（試案）

### 1 生涯学習の理念

昨今の教育改革は、内外を問わず、生涯教育・生涯学習という観点に立って行われている。我が国においても、生涯学習という観点に立って教育改革をすすめながら、生涯学習社会の実現を目指している。

我が国における生涯学習の理念については、教育基本法「平成18年法律第百二十号」第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされた。つまり、この法による理念は、生涯学習と生涯学習社会を定義したといえよう。

そこで、本稿では、これらの定義（概念）をより明らかにするため、内閣総理大臣や文部科学大臣の附属機関である「臨時教育審議会」や「中央教育審議会」などの生涯学習に関する答申・建議・報告などを参考にして解説を試みた。

#### （1）生涯学習と生涯教育

今日の我が国における生涯学習という考え方とは、人々が生まれてから死にいたるまでの生涯にわたって、「いつでも どこでも 必要に応じて 自分で学習内容や方法を選択して学ぶこと」といわれている。

中央教育審議会答申「生涯教育について」（1981年）では、生涯学習を「変化の激しい社会にあって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うもの」としている。また、生涯教育を「この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換れば、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。」と定義している。

つまり、生涯学習は学習者の視点に立った考え方であり、生涯教育は行政や民間の教育産業など生涯学習に関するサービスの提供者からの発想といえよう。

今日の我が国では、もっぱら生涯学習という用語がつかわれている。そして、生涯教育は「生涯学習の基盤整備」などと表現することが一般的となっている。このことは、内閣総理大臣の附属機関である臨時教育審議会の答申（学歴社会の弊害の是正などを目指し生涯学習体系への移行等を提唱した1985年の第一次答申から1987年の第4次答申）が、「学習者の視点から課題を検討する立場を明確にする」ため、生涯教育ではなく生涯学習という用語を一貫して用いたことからはじまった。

## (2) 生涯学習社会

本稿での生涯学習社会の定義は、教育基本法第3条と関係答申などを踏まえ、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる社会」とする。

つまり、生涯学習の基盤が整備され、そこでの人々が学んで得た学習の成果が適切に評価され生かされる社会ということである。

## 2 生涯学習社会の基盤整備

生涯学習行政は、人々が、生涯にいつでも、どこでも、必要に応じて、内容・方法・手段を自ら選択して学ぶことができるよう“生涯学習の基盤を整備”する必要がある。そのためには、住民や生涯学習産業などと協働して効果的な事業を計画・運営し評価することが肝要といえよう。その主なものとして、次の事業が考えられる。

### (1) 生涯学習推進本部事業

### (2) 学習機会の提供事業

### (3) 学習情報提供・学習相談事業

### (4) グループ・サークル支援事業

### (5) 指導者養成事業

### (6) 生涯学習施設整備・運営事業

このほか、「家庭教育支援事業」や「少子・高齢社会の活性化推進事業」、「環境保全事業」や「青少年の奉仕等体験学習促進事業」など今日的な政策課題となっている学習・体験活動を充実することが必要である。

## 3 生涯教育・生涯学習の理念構築の経緯

### (1) ユネスコの生涯教育・生涯学習論

今日の生涯学習という考え方とは、1965年にユネスコが初めて生涯教育を議題にして開催した「第3回成人教育推進国際委員会」からはじまったといわれている。その国際委員会では、生涯教育の理念など

がワーキングペーパーや勧告の中で提起された。

この委員会の勧告文には、社会教育構造や社会環境が激しく変化する社会における教育全体の基本的な理念として生涯教育が提唱されている。その主旨は、科学技術の加速度的に変化する社会にあって充実した人生を送るために生涯にわたって学ぶ必要があり、そのためには生涯教育という統合された総合的な教育の過程をつくりあげ実践することが肝要ということである。そして、人の一生という時系列に沿った垂直的な次元と個人および社会全体にわたる水平的な次元の双方について必要な統合を行うことなどといえよう。

つまり、今日のような変化・変革の激しい社会にあって、自分を見失うことなく、豊かな社会生活をはじめ、職業生活や家庭生活を享受し、生きがいのある人生を主体的に送るために、生涯にわたって学習することが必要である。そのための学習は、人生という時系列にわたる垂直的な次元と社会生活全般にわたる水平的な次元の双方での学習の統合が肝要ということである。そして、この生涯教育は、一つの制度ではなく教育全体の組織に打ち立てられる基本的な理念とされたのである。

その後、ユネスコの生涯教育・生涯学習に関する目的や内容・方法などが、各種の委員会で明らかにされた。

中でも、教育開発国際委員会（「フォール報告書」1972年）では、従来の学習は「所有するための学習（Learning to have）」であり、今後は「人間として生きるために学習（Learning to be）」とするとの必要性を提唱した。つまり、からの学習は、“立身出世の手段”としてではなく、“人間としてより善く生きる”ことが目的ということなどである。

また、21世紀教育国際委員会（「ドロール報告書」1996年）は、生涯学習に関する学習の内容と方法を、「学習の4本の柱」として、次のように提唱した。

- ①知ることを学ぶ（Learning to know）
- ②為すことを学ぶ（Learning to do）
- ③共に生きることを学ぶ（Learning to live together, Learning to live with others）
- ④人間として生きることを学ぶ（Learning to be）

（出所：天城勲訳「ユネスコ『21世紀教育国際委員会』編、『学習：秘められた宝』」1997年、株式会社朝日、pp.218）

## （2）我が国の生涯教育・生涯学習・生涯学習社会論

我が国も、諸外国同様、この国際委員会などの提言を契機として、我が国における生涯教育の理念を明らかにしている。具体的には、前述〔1の(1)と(2)〕のように、社会教育審議会や中央教育審議会、臨時教育審議会などの様々な生涯学習振興のための答申をはじめ、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」や「教育基本法」などの関係法を整備した。また、生涯学習の観点に立った教育改革をおしえてきめた。特に、現在の教育改革では、「教育開発国際委員会」の学習観と「21世紀教育国際委員会」における学習の4本の柱が、主な拠り所といえよう。

そして、現在は、生涯教育から生涯学習基盤の整備へ、また、生涯学習体系への移行から生涯学習社会の形成へ、さらに、行政主導の「生涯学習をすすめるまちづくり」から住民主導の「生涯学習によるまちづくり」へと進展してきた。

## 4 生涯学習の4領域

生涯学習という考え方とは、教育基本法第3条を意訳すると「一人一人が、その生涯にわたって、あら

ゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる」ことといえる。つまり、学習者が自らの意思で学習できる状況を示しているのである。それら学習の場としては、我が国の主な教育の領域といえる。それは、従来から、家庭教育、学校教育、社会教育の三つとされている。また、「生きているということは、学んでいることである。」といわれるような無意図的な学びなども含まれていると考えられる。それらの学習内容などは、以下のようなことといえよう。

#### (1) 家庭教育

家庭教育とは、親等親権者が我が子に対して行う私的な教育といえる。その主な内容・方法は、我が子の身体的・精神的な成長・発達をたすけ、基本的生活習慣のしつけをはじめ、命の大切さや人間の尊厳を含めた性教育、消費者教育、豊かな感性に支えられた道徳教育など社会的人間になるための基礎・基本を体得させるということである。このことから、家庭教育は生涯学習の原点ともいわれている。

#### (2) 学校教育

学校教育は、学校教育法などの関係法令に基づき、学校という優れた教育施設・設備のもとで、学校教育の専門家である教師が児童・生徒・学生に対して行う教育活動である。その主な内容・方法は、教育要領や学習指導要領などを踏まえて編成された教育課程などによって、知・徳・体の調和の取れた人間を形成するための基礎・基本を教え育むことといえよう。このことから、生涯にわたって自らの意思で学習ができるための意欲と基本的な資質・能力を培う教育ともいわれている。

#### (3) 社会教育

この社会教育には、狭義と広義の社会教育がある。狭義の社会教育とは、社会教育法第2条で定義されている社会教育のこととされている。つまり、学校教育の教育課程に基づく教育活動を除き、主として青少年から高齢者を対象とした組織的な教育活動（体育とレクリエーションの活動を含む。）である。一方、広義の社会教育とは、教育委員会が所管する社会教育行政の事務をはじめ、首長部局の行政や教育産業、社会教育関係団体や住民などが行う意図的・無意図的な学びを含めた社会教育といえよう。

それらの社会教育の内容は、趣味・教養から職業技術、環境問題や少子・高齢社会への対応など現代的な課題の解決、芸術・スポーツ・ボランティア活動など多種多様である。また、学習方法は、学級・講座や芸術鑑賞会など学習機会の提供事業をはじめ、団体活動への参画、読書や観劇、テレビやラジオの視聴などである。つまり、社会教育は、意図的・無意図的な教育・学習を内包する多種・多様な教育・学習活動といえよう。学習者は、これらの学習内容や方法の中から、自らの必要に応じて選択して学ぶことができるのである。

行政が行う狭義の社会教育は、広義の社会教育活動の中から、意図的・組織的に行われる教育活動に限定し、主として教育委員会が普及・啓発や奨励・支援の対象としている社会教育といえよう。

社会教育は、このように幅広く奥深い教育・学習活動となっていることから生涯学習の中核ともいわれている。

#### (4) 無意図的な学び

生涯学習という考え方については、中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月）では、「生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動だけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動の中でも行われているものであるこ

と。」としている。

つまり、生涯学習という幅広い学びは、「人間としてより善く生きる」中で体得できる無意図的な学びも生涯学習に含まれるということである。

このような視点に立つと、生涯学習を行っている人々は、これら教育の三領域と無意図的な学びのどちらかで学んでいる人々といえよう。

## 5 生涯学習を行政が促進する今日的必要性

地方公共団体が住民の生涯にわたる学習活動を支援する必要性は、二つに大別できよう。それは、住民一人ひとりが人生の各時期に必要とされる学習を自らの意思で行い、その学習で得た成果を生かすことによって、以下のような“充実した人生を生きる”ことと“地域社会を活性化する”ことができるからである。この二つは、多くの行政の主要な任務といえよう。また、行政による支援があってこそ、住民の学習活動が充実し、この二つのことが効果的にすすめられるのである。

生涯学習行政は、このような大切な二つの任務を、住民の生涯にわたる学習活動を支援することによって実現できる可能性があるといえる。

### (1) 住民一人ひとりの充実した人生の享受

人々は学習で得た成果を生かすことによって、社会の急激な変化・変革の渦中にあっても、自己を見失うことなく、自分らしい人生を生きることができる。また、経済的、精神的なゆとりを確保し、生活の質を高め、かけがいのない人生を意義あるものとすることができるといえる。

### (2) 個性と活気にあふれた地域社会づくり

人々は学習で得た成果を生かすことによって、自主・自立、共生、協働の精神が豊になり、好ましい人間関係がつくられ活力にあふれた住みよい地域社会ができるのである。また、地域の自然環境の保全をはじめ、伝統文化の継承や新しい文化の創造など誇れる地域社会づくりの原動力ともなり得るのである。

つまり、住民が、生涯の各時期に自らが必要とする学習活動を積極的に行いながら、この学習で得た成果を生かすことによって、自らの豊かな人生づくりができ、そのことを通じて地域の活性化がすすめられるということである。このように行政のサービスを受ける住民が幸せになり、その住民が行政と協働して地域を元気にすることは、すべての行政の狙いといえよう。

## 6 生涯学習社会づくりの推進策

生涯学習社会を構築するためには、住民が生涯学習社会に関する理解を深め、自らの生涯にわたる学習活動を盛んに行うことが必要である。また、社会全体で生涯学習社会を形成する気運を高め実践活動を組織的・計画的に展開できる統合化された総合的な推進システムを構築することが大切である。

そのためには、生涯学習という観点に立って家庭教育、学校教育、社会教育を推進することが必要である。また、民・産・官・学が協働して、生涯学習と生涯学習社会の形成に関する普及・啓発をはじめ、学習機会の提供や生涯学習情報提供・学習相談、グループ・サークル活動や生涯学習関連施設など生涯学習の基盤を総合的に整備充実することが肝要といえよう。

### (1) 生涯学習の観点に立った家庭教育を推進する主な視点

主な視点としては、ゆとりある家庭生活の中で、我が子の成長発達の程度に応じて基本的な生活習慣や公共心を体得させるなど人間としての在り方・生き方の基礎・基本を培うことである。また、家庭教育の教師である親等親権者が、学校教育と社会教育への理解を深め、我が子の積極的な参画をすすめるとともに、必要に応じて自らも参画することといえよう。

### (2) 生涯学習の観点に立った学校教育を推進する主な視点

主な視点を小学校を例にとると、次の四つが推進する主な視点といえよう。先ず、学校教育としては、児童が生涯にわたる学習活動を自主的に行えるよう、学習意欲と基礎・基本的な資質・能力を培うことである。次に、学校は、地域住民が教育・文化・スポーツを学ぶことができる生涯学習機関として、学校の優れた教育機能や施設・設備を開放することが期待されている。そして、教師には、児童の社会教育や家庭教育など学校外の教育活動を奨励し支援することが求められているのである。さらに、家庭教育と学校教育と社会教育との連携や融合のプロモーターとなることが必要ということといえよう。

### (3) 生涯学習の観点に立った社会教育を推進する主な視点

次の五つが主な視点といえる。

その一つは、住民と行政が一緒になって企画・運営し評価を行うなど協働して乳幼児期から高齢期にいたる社会教育活動を促進することである。

次に、学習機会の提供事業と学習情報の提供・学習相談活動を充実することといえる。

三つ目には、民間の教育産業をはじめ、学習ボランティアグループや社会教育団体の活性化を促進することである。

続いて、家庭教育への支援や学社連携・融合の推進をはじめ、完全学校週5日制にかかる社会教育活動の促進である。

最後に、社会教育施設を整備・充実しながら、利用者を中心とした運営の弾力化を図ることが必要ということである。

このような視点に立って今後、期待される社会教育事業は、次のようなことといえよう。

- ①人生の各時期に必要な学習機会の提供事業の体系的・計画的な推進
- ②政策課題（地域課題）に係わる啓発・学習活動・指導者養成等の総合的な促進
- ③家庭教育支援事業の充実
- ④奉仕活動・体験活動の推進
- ⑤関係団体や機関との緊密な連絡と学校や家庭、地域社会との連携や融合事業の推進
- ⑥学習機会の提供事業に参加できにくい住民への支援活動の充実
- ⑦学習情報提供・学習相談機能の充実
- ⑧コストパフォーマンス（投資対効果、アウトプット、アウトカム）の重視
- ⑨地域の特質や住民学習ニーズなどを踏まえた事業の計画、運営、評価（マネージメントサイクル）の実施と情報公開（説明責任）
- ⑩イメージアップ戦略の展開
- ⑪住民主体の弾力的な施設運営

#### (4) 生涯学習を主管する行政の主な推進策

主な推進策は、生涯学習の振興施策を統合化し総合的に推進する体制を整備することである。例えば、生涯学習を総合行政として推進するための生涯学習推進本部や生涯学習センターを設置することである。また、生涯学習の基本構想や基本計画を明らかにした推進計画を住民との協働によって策定することといえよう。

その推進計画に基づき、行政セクションが複数にわたる施策や事業を総合的にすすめすることが求められる。例えば、学校教育や社会教育に関する学習機会の提供事業や教材等の情報提供・学習相談を行う「生涯学習情報提供・学習相談事業」をはじめ、住民の学習ニーズを把握する「生涯学習意識・行動調査」や「学習プログラムの開発」、「市民大学」の開設や「学校教育と社会教育の連携・融合」システムの構築などを行うことといえる。

さらに、各行政が住民と協働し各行政の目標を達成するために住民の理解と協力を得るための「啓発事業」や「学習事業」、各行政にかかるボランティアグループなどを支援する「指導者養成事業」や「団体育成事業」などを行う、いわゆる「行政の生涯学習化」を支援し推進することなどである。

### 7 生涯学習まちづくり

#### (1) 生涯学習まちづくりの視点

臨時教育審議会の第4次答申（1987年8月）では、生涯学習を進めるまちづくりを、次のように定めている。「生涯学習にふさわしい、本格的な学習基盤を整備し、地域の特性を生かした魅力ある、活力ある地域づくりを進める。このため、人々が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるよう、まち全体で生涯学習に取り組む体制（生涯学習を進めるまちづくり）を全国に整備していく。」

また、臨時教育審議会第3次答申（1987年4月）では、生涯学習社会にふさわしいまちづくりの視点として、次の4点をあげている。

- ①時代の変化に対応した学習機会を整備する。
- ②自発的な学習活動を活発化し、それが社会生活の中で活用される環境づくりを進める。
- ③地域における教育・学習活動の一層の活性化を促すため、教育・研究・文化・スポーツ施設と地域の経済社会との連携・協力を進める。
- ④多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備を図る。

つまり、生涯学習にふさわしいまちづくりを進めるためには、生涯にわたる学習活動を奨励し盛んにするための学習の基盤を整備することをはじめ、労働時間の短縮や公共交通体系の整備などソフト・ハードの両面にわたり社会全体で取り組む生涯学習社会に向けての基盤整備を提言したといえよう。

その後、文部省（現「文部科学省」）が補助事業や委嘱事業などとして「生涯学習のまちづくり」を奨励したことにより、生涯学習のまちづくりという用語と内容・方法などが一般化されたのである。例えば、市町村モデル事業としての「生涯学習推進事業」や市町村と大学等の高等教育機関が連携した組織（実行員会）に委嘱する「生涯学習まちづくりモデル支援事業」などである。

また、市町村の中には、「生涯学習都市（まち）」宣言などを行い、行政と住民とが一体となり総合行政として生涯学習社会づくりへの取り組みがすすめられるようになった。

現在は、各市町村の特色を生かした生涯学習によるまちづくりがすすめられている。

生涯学習まちづくりの視点とは、このような生涯学習社会にふさわしい市町村や地域社会づくりといえよう。

## (2) 生涯学習まちづくりのパターン

ここでいう生涯学習のまちづくり（以下「まちづくり」という。）とは、市町村や地域社会が舞台という共通の基盤をもとで、次の二つのパターンに大別できよう。

その一つは、住民の生涯にわたる学習活動が盛んに行われる市町村や地域社会をつくるということである。そのためには、生涯学習の基盤を整備することが大切といえよう。例えば、生涯学習にかかわる地方公共団体が、総合行政として、学習機会の提供事業や生涯学習情報提供・学習相談事業、グループ・サークル支援事業や指導者養成事業、生涯学習関連施設整備事業や生涯学習推進体制整備事業を拡充することなどである。

二つ目は、住民が学習で得た成果を生かしながら、自らの人生を豊かにするとともに行政と協働し地域社会の活性化を促進するということである。そのためには、生涯学習に関するNPO法人などのグループ・サークル活動やボランティア活動を奨励する事業をはじめ、まちづくりのリーダーを発掘・養成し活動の場を提供する指導者養成事業や地域の人材を顕在化し活用を図る人材バンクづくりなどを充実することが必要といえよう。

前者は、行政主導の生涯学習のまちづくりといわれている。つまり、行政が、公民館や図書館など生涯学習関連施設を整備し学習機会の提供事業を充実するなど生涯学習の基盤整備に力点を置いたまちづくりである。このことによって、生涯学習という考え方が一般化し学習者が増加したのである。また、生涯学習の推進体制が整備され関連施設が充実された。

後者は、住民主体の生涯学習によるまちづくりといわれている。つまり、生涯学習による成果を生かしたまちづくりの主役は住民であり、その活動を支援するのが行政の主な役割ということである。

## (3) 生涯学習によるまちづくりと住民のかかわり

この生涯学習によるまちづくりは、前述の行政主導のまちづくりより一歩進んだまちづくりとして捉えられ、現在、先進的な市区町村で取り組まれている。

このまちづくりの特徴は、主役である住民が次のような“自立”“共生”“協働”という考え方で、まちづくりにかかわっていることにある。

- ①自分でできることは自分で行う。（自立）
- ②各人のよさを共有し仲間と一緒にやってできることは、仲間と力を合わせて行う。（共生）
- ③行政と一緒にやって行うと効果があることは、行政と一緒にやって知恵をだし合い汗をかきあう。（協働）

このような住民主体のまちづくりは、住民が地方公共団体の財政や行政の仕組みなどへの理解を深めながら、自治意識を高めボランティアの精神をもって“自立”“共生”“協働”的な効果的な実践活動を開拓するのが特徴といえる。そのため、行政は、住民の理解と協働により、緊要な事業への予算や職員の効率的な投入が可能となるのである。また、住民としては、行政との協働やボランティアなどの社会貢献活動を通して、社会の形成者としての役割を果たしているという充実感を体験することができる。さらに、好ましい人間関係に基づく地域連帯感の醸成が期待できるのである。

## (4) 生涯学習によるまちづくりの特徴

生涯学習によるまちづくりは、主役が住民である。その主な活動は、生涯学習にかかわるボランティアによるグループ活動と市町村や地域全体にかかわる住民を対象とした活動がある。

前者は、地域のグループが自然や歴史、文化や伝統芸能などの調査や保全を行い、その結果を資料や

観光地図などとして公開するなど地域のよさを再発見する活動である。また、学校の教育活動として昔遊びなどを指導することや本の読み聞かせなどを行う学校支援ボランティア活動などといえよう。

後者は、市町村全体や地域を活動の舞台として取り組むエコミュージアムやエコマネー（地域通貨）、コミュニティビジネスなどである。エコミュージアムは、市町村や地域全体を博物館にみたて、住民と行政が協働して保全し活用する活動といえる。また、エコマネーは、地域のボランティア活動や助け合い活動を盛んにするために、信頼関係に支えられた善意の交換手段として限定された場所でしかつかえない通貨の利用と活動などの総称といえる。さらに、コミュニティビジネスとは、朝市やディサービスなど地域の人々が経営者や従業員となり、地域資源の活用や地域の住民が求めていることなどを安心・安全で安価に提供する経済活動のことといえよう。

これらの活動の特徴は、市町村や地域を活動の場とし、住民との好ましい人間関係や確かな信頼関係に支えられていることといえよう。また、「気づき、学び、振り返る」という学習のプロセスやマネージメントサイクル「計画、実践、評価、改善」(Plan Do Check Act) が繰り返されていることである。これらの活動の成果が、地域を活性化させている。そして、サービスの提供者や利用者の相互に充実感をもたらしているのである。

## II 視聴覚教材「生涯学習概論」（試案）のパワーポイント

本稿は、前述のテキスト「生涯学習概論」にかかるパワーポイントの「」である。

1枚目

### 生涯学習概論

自己の人生を輝かせ、多くの人々の幸せづくりと地域の活性化に役立つ生涯学習の理念や行政の支援策を考える。

2枚目

### I 生涯学習・生涯教育・生涯学習社会の理念

#### 1 ユネスコ（UNESCO）における生涯教育（生涯学習）の理念

##### (1) 第3回成人教育推進国際委員会（1965）

- ①人間の一生という時系列にわたる学習活動の保障（垂直的統合、接続）
- ②あらゆる生活の場における学習活動の保障（水平的統合、連携・融合）

【制度ではなく教育全体の組織に打ち立てられる基本的な理念〔Lifelong (integrated) education〕  
ポール・ラングラン】

3枚目

##### (2) 教育開発国際委員会（1972）

【Learning to Be〔フォール報告書〕】

- ①「学習社会（Learning society）」の到来を予測し、その学習社会の人間像として「完全なる人間（Complete man）」—身体的、知的、情緒的、倫理的統合がなされた人間—の育成を目指す。
- ②学習の目的を、存在（being）生存（Survive）、進化（evolve）とし、従来の学習は「所有を目指す学習（Learning to have）」であり、今後は「より善く生きるためにの学習（Learning to be）」とすることが必要である。

4枚目

【参考】学習社会（Learning society）

- すべての成人男女に、いつでも定時制の成人教育を提供するだけでなく、学習、達成、人間的になることを目的とし、あらゆる制度がその目的の実現を志向するように価値の転換に成功した社会。

【アテナイ人が実現した社会「すなわち、文化によって教育された。】】

◎人生を、賢く、楽しく、(健康で) より善く生きる

ハッチンス (Hutchins. R. M 1963)

〔出所：新井郁男著「学習社会論」(第一法規) 3枚目、4枚目は PP.1~23〕

## 5枚目

【参考】自由時間（余暇社会のキーワード）について

- ・一人の人間が、20歳から60歳まで職場で働き（1年間の拘束時間1800時間 [ILO の基準労働時間]）、80歳まで生きるとしたら、全生涯時間のうち拘束された労働時間は13%強である。  
つまり、1日の生活時間とすると、食事や睡眠などに約半分（12時間）を使用するとして、35%は自由に使える時間といえる。
- ・自由時間は、休養、娯楽、自己開発に分類される。
- ・古代ギリシャの哲学者アリストテレスは、自由時間をアナパウシス（体の休息）、パイデア（心の休息）、スコーレ（自己実現）にわけている。

## 6枚目

### (3) 21世紀教育国際委員会

【Learning : The Treasure Within (1996年)】『学習：秘められた宝』】

- ①知ることを学ぶ。(知識の獲得手段、Learning to know)
- ②なすこと学ぶ。(知識と実践、学習と職業、Learning to do)
- ③共に生きることを学ぶ。(他者理解、相互依存、Learning to live together, Learning to live with others)
- ④人間として生きることを学ぶ。(自律心、判断力、責任感、Learning to be)

〔出所：天城熟訳「ユネスコ『21世紀教育国際委員会』編『学習：秘められた宝』」(株)ぎょうせい、PP.218〕

## 7枚目

【参考】主要8カ国首脳会議 (G8) 1999年

- ・ケルン憲章：生涯学習の目的と希望  
……教育と生涯学習は、今後、人々が国境を越えて移動する場合のチケットやパスポートと同様の役割を果たすようになる。

## 2 我が国における生涯学習の理念

### (1) 生涯学習の理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図らなければならない。

【教育基本法（平成18年法律第120号「公布、施行：平成18年12月22日」】

### (2) 我が国の答申による生涯学習（教育）の理念

#### ①生涯学習と生涯教育（中央教育審議会答申「生涯教育について」1981年）

【生涯学習】人々が自己の充実・啓発や生活の向上のため、自発的意思に基づき、必要に応じ、自己の適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行う学習である。（学習者からの発想）

【生涯教育】（人々の生涯学習を奨励・支援するため、）自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実を目指す、いわゆる「生涯学習の基盤整備」である。（行政からの発想）

#### ②生涯学習社会（生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」1992年）

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会である。

## 3 生涯学習を推進する今日的必要性

（地方公共団体への答申から）

### (1) 一人ひとりの充実した人生を生きることができる

①社会の変化に主体的に対応し、自分にもっとも適した生き方ができ、かけがえのない人生を意義あるものとすることができる。

②経済的・精神的なゆとりを確保し、生活の質を高め、豊かな人生を生きることができる。

11枚目

- (2) 個性と活気にあふれた“まち（地域社会）”ができる
- ① “共生”に関する意識や環境が醸成され、心の通い合う地域社会ができる。
  - ②自主・自立の精神に基づいた、住民参画による住みよい地域社会づくりができる。
  - ③地域の経済の発展や自然の保護、伝統芸能の継承や新しい文化を創造を行うなど、誇れる地域社会が創造できる。

12枚目

## II 生涯学習の観点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の視点

【参考】学校、家庭及び地域住民の相互の協力

**教育基本法第13条** 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

**学校教育法第18条の2** 小学校においては、前条各号に掲げる目標達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、・・・(省略) 体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

**社会教育第3条の2** 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うにあたっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

13枚目

### 1 生涯学習の観点に立った家庭教育の主な視点

#### (1) 法で定められた家庭教育（教育基本法第10条）

**第10条** 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**第11条** 幼児の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

14枚目

(2) 生涯学習の観点に立った家庭教育の主な視点

- ①精神的・物質的なゆとりをもった家庭生活の中で、わが子に基本的な生活習慣を身につけさせるなど人間としての在り方・生き方の基礎・基本を培う。
- ②わが子の資質・能力等を把握し、子どもの人権を尊重しながら自主性・主体性を生かした進路設計の助言を行う。
- ③学校教育と社会教育への理解を深め、我が子の積極的な参画を奨励し、自らも参画する。

15枚目

2 生涯学習の観点に立った学校経営推進上の主な課題

(1) 生涯にわたる学習活動の基礎を培う学校教育の充実(初等中等教育「学習指導要領」2002年度から実施)

- 【基本的狙い：ゆとりの中で「生きる力」を育成】
  - ・興味、関心、意欲、知識・技術、態度
  - ・生涯学習の基礎・基本となる資質・能力

16枚目

【方針】

- ①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成
- ②自ら学び、自ら考える力の育成
- ③ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす教育の充実
- ④各学校が創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりの推進

17枚目

(2) 生涯学習の観点に立った児童・生徒の生活空間における学習活動の支援

- ①保護者が行う家庭教育への支援
- ②社会教育活動への理解と協力
- ③学校教育の活性化を推進(Pedagogy だけから Andragogy の導入へ)
- ④家・学・社連携・融合のプロモーター(仕掛け人)へ

18枚目

(3) 生涯学習機関としての学校開放（地域の学習・文化・スポーツの拠点）

- ①地域の人々に対する学習機会の提供と施設開放事業の充実
- ②リカレント教育（Recurrent education）、リフレッシュ教育（社会人受け入れ、職業教育等）の中心機関
- ③快適な生活・学習空間の確保（インテリジェント化、学校公園等）

19枚目

**3 生涯学習の観点に立った社会教育を促進する主な視点【住民主役】**

- ①住民と行政の協働（Collaboration）による生涯各期の社会教育活動の促進
- ②学習機会の提供事業と学習情報の提供・相談事業の充実
- ③家庭教育を振興する支援事業の充実
- ④民間の教育産業や社会教育関係団体の活性化への支援
- ⑤「完全学校週5日制」にかかる青少年の社会教育活動の促進
- ⑥学習ボランティアの養成・発掘と活動の促進
- ⑦社会教育施設の整備・充実と運営の弾力化

20枚目

**4 主な社会教育施設の効果的な運営**

(1) 公民館

- ①公民館の目的【社会教育法第20条】
  - ・実際生活に即する教育
  - ・学術及び文化に関する各種事業

もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。

21枚目

②公民館の事業【社会教育法第22条】

- ◎地域生活に根ざした受け入れ事業
  - ・集会の場の提供事業（団体、サークル）
  - ・展示・相談・情報提供事業（ロビー、生活相談、学習情報）
- ◎生活に即した主催事業
  - ・学習機会の提供事業の開設（教育・文化・スポーツ・レクリエーション）

- ◎関連機関・施設・団体等との連携・融合
  - ・利用団体等間の連絡・調整
  - ・連携・融合事業のリーダーシップの発揮
  - ・地域人材の発掘・養成

## 22枚目

- ③生涯学習社会における社会教育の中核機関としての公民館のあり方
- ◎学習の成果を生かした住民の活動を支援
- ◎住民のニーズを踏まえ、住民本位の弾力的な運営
- ◎現代的な課題を解決するなど生活に根づいた学習活動の促進
- ◎住民と協働できる組織の整備と連携・融合による事業の推進
- ④社会教育法第23条の三禁条項（営利のみの事業、政治・宗教運動）の遵守

## 23枚目

### (2) 図書館

- ①公共図書館の現況
- ②図書館の目的と機能

【図書館法第2条】図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする（社会教育）施設。|地方公共団体設置は公共図書館、その他は市立図書館

## 24枚目

- ③生涯学習の拠点としての図書館のあり方
- ◎利用者サービスの充実（レンタルサービス、障害者サービス、インターネットサービスなどのシステム化）
- ◎ネットワークシステムの整備・充実（図書館間、学校図書館や社会教育関連施設間、事業の連携・融合など）
- ◎ダイナミックな運営（図書館ボランティアの養成と活動の場づくり、学習機会の提供事業の展開など）

(3) 博物館

①博物館の現況

②博物館の目的と機能

【博物館法第2条】歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とした（社会教育）機関である。公立博物館とは、地方公共団体が設置する博物館をいう。

### III 生涯学習による“まち（地域社会）”づくりのイメージと住民・行政の役割

- 1 生涯学習による“まち”づくりとは、「この家に生まれ、この学校で学び、この地域社会で生活をし、この時代に生きて、本当によかった。」と生涯の各時期に実感できる“人生”と“地域社会”を目指すことといえよう。
- 2 各行政は、住民と協働した施策を推進するために必要な啓発・学習やグループ支援など「行政の生涯学習化」を行う。また、人々が学習で得た成果を生かし、生涯学習による“まち”づくり活動を容易にできるよう支援する、いわゆる、総合行政として“生涯学習の基盤を整備”することが求められる。
- 3 その原動力となるのは、住民が主体者となって学習活動を盛んに行い、その学習の成果を生かす“まち”づくりの活動である。

### III 事例 テキスト「生涯学習論」（試案）指導案

- 1 研修名 ○○県社会教育指導員研修
- 2 日時 平成19年8月28日
- 2 主催者 ○○県社会教育指導員協会
- 3 会場 ○○県立生涯学習推進センター
- 4 研修テーマ 生涯学習の理念と今日的な必要性
- 5 本時の目標  
(1) ユネスコが提唱している生涯学習の理念を説明することができる。  
(2) 我が国の生涯学習の理念と生涯学習の必要性の説明ができる。

## 6 研修内容・方法・留意

	指導事項	学習活動・内容	指導上の留意点	備考
導入	前回の学習内容の確認する 本時の目標を知る	前回の学習内容を確認する 本時の目標を知る	我が国の生涯学習施策が、 世界的に注目されているこ とを明らかにする。	【10分】
展開	ドロール報告書の要点を学ぶ  ケルン憲章を学ぶ	ドロール報告書の生涯学習の 4本の柱を理解する。  ① Learning to know ② Learning to do ③ Learning to live Together ④ Learning to be  1999年のG8サミットで初め て教育問題が取り上げられた 意義を理解する。	現在の学習指導要領との関 連で説明する。  現在の教育改革の理念と なっていることを理解させ る。	【20分】
展開	我が国における生涯学習の 理念を学ぶ	各種答申から、生涯教育、生 涯学習、生涯学習社会の理念 を理解する。	現在では、生涯学習が一般 的になり、生涯教育は、「生 涯学習の基盤整備」といわ れていることを理解させ る。  生涯学習社会のアンチテー ゼは、学校歴社会（学歴社 会の弊害の是正）であるこ とを理解させる。	【20分】
まとめ	生涯学習の目指すものは、 人々が生涯の各時期に、必 要に応じて、主体的な学習 活動を行い、その学習の成 果を生かすことによって、 自己の輝かしい人生を生き ることと、地域社会を活性 化することであることがわ かった。  次回の予告をする。	生涯学習社会とは、人々が生 涯のいつでも自由に学習機会 を選択して学ぶことができ (以上は「生涯学習」)、その 成果が適切に評価される社会 であることを理解させる。  我が国の教育の領域は、家庭 教育、学校教育、社会教育で あり、生涯学習の理念は、こ れら教育の領域全体に打ち立 てられる基本的な考え方であ ることを理解させる。	プリントを総合的に活用さ せる。	【10分】

## 第2節 高齢者教育

# 高 齢 者 教 育

磯 忍（那須塩原市社会教育指導員）

### I はじめに

わが国における高齢化は昭和30年代半ばから始まったと言われるが、平均寿命の伸びと急激な少子化により高齢者の割合は年々高くなり、平成17年には65歳以上の高齢者の占める割合が20%を超えた。今後、団塊の世代がこの年齢に達すれば、その割合はさらに高まることは明白である。

※平均寿命：平成19年7月の発表（平成18年実績）では、女性が85.81歳で世界一、男性が79.00歳で世界第二位

※出生率：平成17年現在1.26

※高齢者人口：平成19年の調査で約2,700万人

このような状況において、高齢者が健康で充実した日々を送ることは、本人はもちろんのこと地域、広くは国家にとっても非常に重要なことである。そのために、保健・福祉・教育その他あらゆる機関や施設・民間団体において、高齢者対象の施策を今後さらに充実していく必要がある。

以下、高齢者教育のねらいや公民館・生涯学習センター等における高齢者対象の研修について検討し、社会教育指導員の初任者研修のプログラムを考えてみたい。

### II 高齢者教育のねらい

#### 1 高齢者の特性

高齢者と言っても、65歳から100歳を超える人まで年齢に大きな幅があり、個々の性格・歩んできた人生・健康状況・経済状態や家庭環境・人生観等に大きな違いがあることは言うまでもない。ただ一般的な特性としては、下記のようなことが考えられる。

##### (1) プラス面

ア. 豊富な人生経験をもつ

長年生きてきた高齢者は、豊富な人生経験をもつ。例えば、長年続けてきた仕事や数々の冠婚葬祭、戦中・戦後の食料が極端に不足した暮らしがあり、数々の成功体験や失敗体験等がある。また全員とは言えないが、子育てや孫育て、住宅の新築や大きな買い物、戦争の体験、自分自身の病気や大きなケガ・家族の介護、その他社会生活全般での多くの体験があり、そこから生まれた人生観や生活の知恵ももちあわせている。

イ. 専門的な知識・技術をもつ

多くの人は、一つあるいはいくつかの仕事に打ち込んできたわけで、その道について深い知識や技術をもっている人が多い。物作りや事務処理その他、一見やさしそうに見えても、何事も実際にやってみると難しいのが世の中である。家庭の主婦と言えども大変な苦労があり、長年やってきた人には深いものがある。

ウ. 時間的余裕がある

中には忙しくかけまわっている高齢者もいるが、一般的には時間的にゆとりがある。

#### エ. 寛容な態度

年をとって他人に厳しくなる人もいるが、どちらかと言うと物事に対して寛容になる人が多い。

### (2) マイナス面

- ア. 体力がなく、病気がちになる
- イ. 物覚えが悪くなるとともに、物忘れが多くなる
- ウ. 好奇心が弱くなり、新しい機器などにもなかなかついていけない
- エ. 機動力・持続力が衰える
- オ. 慎重になる反面、心配が先立ち実行力が弱くなる

## 2 高齢者対策と高齢者教育

### (1) 高齢者対策

このような高齢者に対して、あらゆる行政機関や施設、大学や民間施設では種々の対策をとっている。しかし単なる扶養対策としてでなく、下記のような観点が重要である。

#### ①高齢者自身の自主性の確保

身体的・精神的・経済的・社会的ハンディキャップを予防・援助し、その回復を図り、高齢者が自主的な生活を営むことができるようとする。

#### ②高齢者を社会の重要な構成員として組み入れる

前記のような高齢者の経験と能力を引き出し、各方面の社会活動に参加できるように社会の制度・条件を改める。

高齢者対策が高齢者の自立を確保し、高齢者が社会の重要な構成員として各自の役割を持ち、社会へ参加することを促すような条件を醸成することを目的としている（今村武俊『改訂社会教育行政入門』）。

### (2) 高齢者教育

のことから、高齢者の自立と社会生活を促すために、高齢者自らの意識や心がまえをもつように援助すること、またそれができるように知識・技術を修得したり、健康の維持増進を図ったりすることを援助することが高齢者教育と言える（今村武俊『改訂社会教育行政入門』）。

高齢者教育のねらいは、高齢者にふさわしい社会能力を養い、生きがいを深め、心身の健康保持に役立つとともに、就労の機会があれば自立してゆくことができる高齢者を期待することにある。そのためには、次のような高齢者像を期待することにある。

- ア. 急激に変化する各種の環境や、いろいろの条件を改善しながら、自らの自主性・主体性を高め、自分で考え、自分で行動できる高齢者の育成をはかる。
- イ. 平和で住み良い家庭・社会をつくるための実践力があり、また協調性のある高齢者。
- ウ. 高齢者同士が趣味・娯楽・スポーツ・レクリエーションや各種グループをつくり、またサークル活動等に積極的に参加し、自ら活動する高齢者。
- エ. 共同学習・集団思考を重ねて、能力や健康についての自信を深め、自己の確立をはかる高齢者。

（岡本包治ほか『社会教育計画』）

### III 公民館における高齢者教育

#### 1 法的根拠と研修の内容

##### (1) 法的根拠

社会教育法の第2条に、社会教育の定義について

(上略) 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）をいう。

とある。この中に「高齢者」という言葉は出てこないが、当然「成人」に含まれる。高齢者の割合が非常に大きくなった今日、高齢者対象の重要性は一段と高まっていると言えよう。また、第5章（公民館）第20条（目的）に、

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

とある。

##### (2) 講座内容

公民館や生涯学習センターにおける研修は、上記の高齢者対策の一環としてとらえるわけだが、おのずと制限があるし、保健・福祉関係者が専門的に継続して行うことをそのまま実行することはできない。大きく分けると、下記のようなものが考えられる。

###### (ア) 高齢者研修の内容

内容についての分類のしかたにはいろいろあるが、栃木県教育委員会では次のように分類している。

- ①教養・趣味に関すること（政治・歴史・手芸等）
- ②家族に関すること（役割・相続・生き方・宗教等）
- ③健康に関すること（食生活・病気・レクリエーション等）
- ④市民生活に関すること（交通安全・同和教育・訪問販売等）
- ⑤伝統文化の継承に関すること
- ⑥社会参加に関すること（ボランティア・交流会等）
- ⑦その他（現地観察・見学等）

（平成18年版『栃木県社会教育のすがた』）

###### (イ) 高齢者研修の形態

また研修の形態には、次のようなものが考えられる。

- ①講話
- ②体験（エアロビクス・防災・救急活動・議会傍聴・器楽・ボランティア等）
- ③制作（絵画・書道・工作・染色・絵手紙等）
- ④鑑賞（絵画・演劇・音楽・落語・ビデオ等）
- ⑤移動教室（史跡・名勝・神社・仏閣・特徴ある集落や町並み・公共施設・博物館・美術館・発電所・工場・建設現場・醸造所・用水等）
- ⑥ハイキング（山・川・高原・湿原等）

(エ) 具体的な内容

以上のような内容や形態となるが、具体的な内容となると枚挙にいとまないほどであり、受講生や担当者によってもどんどん増えていく傾向にある。そのうちの主な内容を整理してみると、下表のようになる。

高齢者学級における具体的研修内容例

分 野	具 体 的 な 内 容				
健康の保持増進 レクリエーション	・食事と栄養	・病気やケガの予防	・体操		
	・病気との付き合い方	・球技	・ジョギング		
	・エアロビクス	・フィットネス	・ヨガ		
	・登山	・ハイキング	・ゲートボール		
	・フラダンス	・太極拳	・ダンベル体操		
	・弓道	・スキー	・空手		
	・グランドゴルフ	・社交ダンス	・氣功		
	・水泳				
今日的課題	・交通事故から身を守る		・年金の確認		
	・詐欺・悪徳商法から身を守る		・冠婚葬祭		
	・財産分与	・相続	・裁判員制度のあり方		
	・国際理解	・時事問題	・情報処理		
職業・技能の修得	・野菜づくり	・花の栽培	・盆栽		
	・植木の剪定	・障子貼り	・外国語		
地域への貢献	・環境美化	・交通指導	・児童の送迎		
	・地域巡視	・子育ての支援	・子どもの遊びの伝承		
	・地域のまつりの伝承	・人生相談	・読み聞かせ		
	・伝統芸能の伝承・後継者育成	・民話（語りべ）	・紙芝居		
	・学校の社会科・総合学習の指導	・高齢者慰問			
自己実現	・絵画	・書道	・彫刻	・陶芸	・読書
	・俳句	・詩	・短歌	・写真	・合唱
	・染色	・詩吟	・絵手紙	・剣舞	・器楽
	・落語	・手品	・園芸	・竹工芸	・版画
	・郷土史研究	・文化財の調査や保存		・史跡案内	・考古学
	・動植物調査	・野菜づくり	・料理	・昆虫採集	
	・自分史	・英会話	・外国語	・塗り絵	
	・生け花	・茶道	・手芸	・ちぎり絵	
	・パンづくり	・ケーキづくり	・漬物	・フラワーアレンジメント	
	・七宝焼	・人形劇	・彫金	・天体観測	
	・押し花	・折り紙	・粘土細工	・門松づくり	

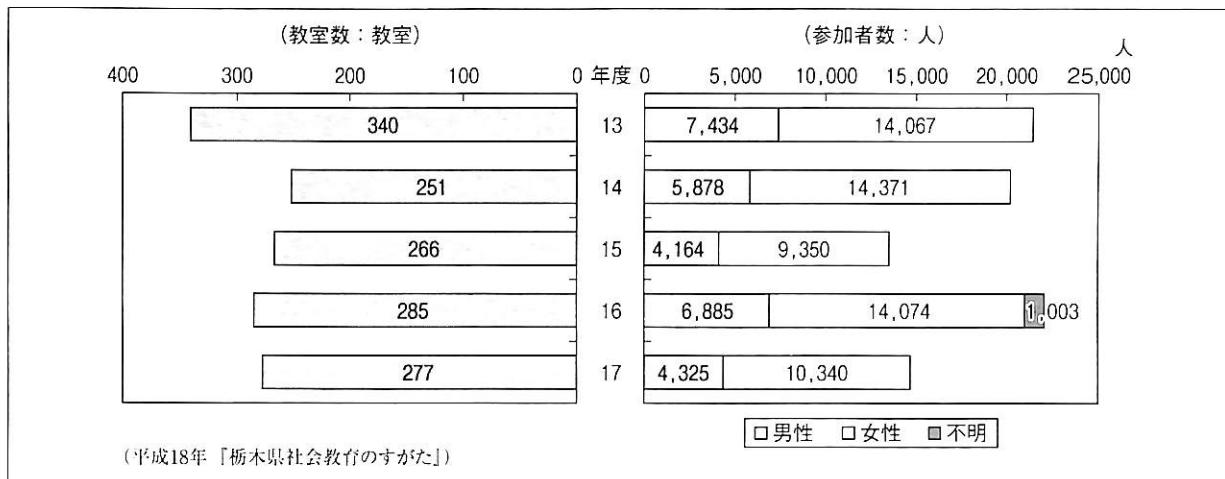
※「具体的な内容」は、他の分野にまたがるもののが少なくない

## 2 高齢者学級の問題点

### (1) 栃木県における高齢者学級と参加人数

高齢者学級の参加者が全国的にどのくらいいるのか不明だが、栃木県における市町村ならびに団体等の過去5年間の教室の数と参加者の推移は、下のグラフのとおりである。

栃木県における高齢者教室・参加者数の推移



これを見ると、平成14年度以降の教室の数が微増もしくは微減であるのに対し、参加者数は年度によって大きく異なるものの、全体的にみると増加していない。

またこの資料により男女別の参加者を見ると、圧倒的に女性が多く、男性の割合は30%前後に過ぎない。

### (2) 問題点

このような問題点をどう解釈すればいいのだろうか。私なりに解釈をしてみたい。

ア. なぜ年度によって大きく異なるのか？

①何とも解釈がつかない。

※日本全国の推移を知りたい。

イ. なぜ全体的に増加していないのか？

①各施設によって学級名が様々であり、初めから「高齢者学級」と名うっている所は少ないとと思うが、「年より」の仲間に入りたくない人が増えているか？

②女性のみを対象とした学級（女性学級・女性セミナー等）は、年齢に関係なく受講でき、「年よりの仲間」という意識も少ないので参加者が多い。この女性学級には高齢者も少なくないが、高齢者学級の人数にカウントされないためか。

※ある公民館の場合、女性セミナーの受講者が高齢者学級の受講者の2倍以上いる。

ウ. なぜ男性が少ないか？

①どこの公民館でも女性の割合が多く、男性は少ない。もちろん平均寿命が女性の方がずっと長く、女性の高齢者に占める割合が圧倒的に多いことと深く関係がある。

②しかし、それだけではなさそうである。女性は気軽に公民館に来て、仲間づくりも男性より得意なようである。

③主観的な意見だが、男性は若い時の社会的地位や人生観にこだわり、いろいろな人と交わること

が苦手なように思われる。

- ④また、特定の分野ではそれなりに参加している人も多いが、こういうものは「高齢者学級」としてカウントされないためか。
- ⑤そんなことで、一般的な内容を展開する公民館その他の学級の男性の参加者が多くないのだろうか。

### 3 高齢者学級の開設

#### (1) 高齢者教育の計画・立案

これまで述べてきたように、高齢者の特性があり、行政・施設における高齢者教育のねらいがあり、また問題点もある。これらをふまえて高齢者教育を進めていく必要がある。

高齢者教育を進めるためには、市町村教育計画の中に、高齢者教育基盤整備計画を位置づけ、長期計画に基づく年次計画を策定し、拡充強化を図る必要がある。計画立案の過程としては、実態を把握し、それを分析検討の上、到達目標への仮説を設定し、関係者と十分連絡の上、実践しなければならない。

その際、これらの計画は教育の必要性から設定するものであるが、単なるアドバルーン的なものではなく、実現の可能性を十分配慮するとともに、あれもこれもでなく、焦点化をはかり、要求度・緊急度を考慮し、指標性のあるものでなければならない。

まず事業計画とともに、高齢者教育のための条件を整備する、いわゆる行政計画が必要である。事業振興計画を基底に、地域の実態から施設整備は、何をどのようにしなければならないか、またそれらの事業をより効率的に行うためには、人的計画としてどう配置し、また育成しなければならないか。さらには、それらの実現のためには、どの財源をどのように措置すべきかを策定し、計画的に推進する必要がある（『社会教育計画』）。

#### (2) 高齢者教育の具体的施策

高齢者教育の基本計画にもとづき、高齢者教育の目標のもとに、行政のもつている問題状況を明らかにし、いま、どんな活動をしているかをつきとめ、具体的にどのような望ましい事業を組むかが重要なポイントとなる。具体的な施策としては、

- ア. 高齢者教室（学級）の開設促進
- イ. 高齢者の団体（クラブ・サークル）の育成助長
- ク. 関係行政機関相互の緊密な連携
- エ. 各種資料の提供

#### (3) 高齢者学級の開設

高齢者学級開設の手順・準備にはいろいろあるが、その一例を示すと次のようである。

##### ア. 開設の準備

- ①準備委員会の構成と役割
- ②開設の時期と期間
- ③学級編制
- ④学習の内容
- ⑤学習の方法
- ⑥学習の時間

⑦実施期間

⑧講師

⑨必要経費

⑩必要帳簿

イ. 受講生の募集

①募集要項の作成

②要項の配布・広報（回覧・施設への備え付け・広報紙への掲載・その他）

ウ. 運営のしかた

①運営委員会の構成・役割

②学級役員の構成・役割・心構え等

エ. 経費と必要な帳簿

オ. まとめ・発表

（『社会教育計画』ほか）

ただ、これらの内のいくつかを省略する方法もある。準備委員会や運営委員会などは開かなくとも開設できるし、高齢者の中にはこういうのを面倒くさがる人が少なくない。

## 4 高齢者学級の名称と実践例

### (1) 高齢者学級の名称

公民館であれ生涯学習センターであれ、高齢者学級を開設している場合、何らかの名称がある。その名称は実に様々であり、どんな名称をつけてもいいわけである。各公民館における名称は継続している場合が多いが、適当な時期に変更することも可能である。参考までに栃木県の主な例を挙げてみると、下記のようになる。

ア. 「高齢者」・「シルバー」をつけた名称

（例）〇〇高齢者学級・〇〇高齢者大学・〇〇高齢者教室・〇〇高齢者セミナー・〇〇高齢者現代セミナー・シルバーセミナー

イ. 「寿」に関する名称

（例）〇〇長寿教室・〇〇寿大学・明寿青年大学・ことぶき学級

ウ. 若さ・さわやかさ・ふれあいに関する言葉を入れた名称

（例）おもと学級・さわやか学級・みどり学級・わかば学級・若葉学級・ふれあい大学・いきいき大学

エ. 花の名前を入れた名称

（例）りんどう学級・すずらん学級・やしお大学

オ. 地域の特色をあらわした名称

（例）杉並木大学校・ゆうがお大学・グリム大学・蔵の街シルバー楽習塾・織姫花水木学園

カ. その他

（例）悠々大学・遊学サロン・ときわ学級・いなほ学級

### (2) 高齢者学級の実践例

高齢者学級の開設は、回数・内容とも実に様々だが、栃木県のいくつかの例を挙げると次ページのようである。

## 高齢者学級の実践例

公民館	回	テーマ・内容	形 態	講師・担当者
A 公民館	①	(開講式)・組織づくり・学習計画づくり	話し合い	担当職員
	②	21世紀をみすえたまちづくり	講話	町長
	③	健康指圧	講話・実技	指圧師
	④	生きがいある人生・邦楽コンサート	講話・鑑賞	文協会長・演奏家
	⑤	県外視察研修	視察研修	町史編纂室長
	⑥	県内視察研修	視察研修	〃
	⑦	スポーツ教室(グランドゴルフ)	実技	グ・ゴ協会会长
	⑧	学校教育と家庭教育	講演会	大学教授
	⑨	食生活と健康	講話と実習	栄養士
	⑩	環境学習会・心の健康	講話	役場職員・指導員
	⑪	豊かに生きる・(閉講式)	講話	元町教育長
B 公民館	①	(開講式)・老いて生き甲斐・老いて自分らしく生きる	講話	オピニオンリーダー
	②	介護保険制度について学ぶ	講話	市職員
	③	郷土の史跡探訪	視察研修	生きがい推進委員
	④	そばの打ち方(天ぷらそば)	実技	料亭亭主
	⑤	私の歩んできた道	講話	元中学校長
	⑥	「学校」とは一再認識	映画鑑賞	
	⑦	郷土の史跡と施設	視察研修	社会教育指導員
	⑧	食生活の工夫	実習	料理研究家
	⑨	支え合う豊かな地域をめざして	講演会	さわやか福祉財団派遣
	⑩	郷土の歴史を知る	講話	郷土史研究家
	⑪	生活習慣病をふせぐために・(閉講式)	講話	市保健指導員
C 公民館	①	(開講式)・高齢期の健やかな過ごし方	講話	県保健婦
	②	高齢期の交通安全	講話	県交安教セ職員
	③	薬の飲み方・使い方	講話	薬剤師
	④	狙われる悪徳商法	講話	県消生セ職員
	⑤	輝いて生きる	講演会	女性タクシー運転手
	⑥	ほのぼのヨガ～心も身体も柔軟に～	実技	ヨガ協会トレーナー
	⑦	高齢化社会を潤いのある生活で	実技	民謡教授
	⑧	趣味を豊かに(アートフラワー)	実技	指導者
	⑨	館外学習	視察研修	ボランティア会員
	⑩	郷土を知る～昔語り～・(閉講式)	鑑賞	語りべ
D (ボランティアライフアップ塾) 公民館	①	(開講式)・高齢者福祉	講話	短大助教授
	②	今、中高年がなすべきボランティア活動	講話	住職
	③	介護に役立つ福祉レクリエーション学	実技	指導者
	④	子供たちのボランティア活動とそれを支える大人の役割	講話	ボーイスカウト県連理事長
	⑤	ボランティアってなーに	講話・実技	工房主宰者
	⑥	日光東照宮ボランティアの活動と郷土の理解	視察研修	郷土史研究家
	⑦	江戸時代の人助け、コミュニケーションづくり	講話	はなし家
	⑧	ノーマライゼーション、人間尊重について考える	講話	県社会教育主事
	⑨	音楽がつなぐ人の和	鑑賞	バイオリニスト
	⑩	身近な法律の理解	講話	弁護士
	⑪	生活文化の向上・(閉講式)	講話	民俗研究家

『高齢者学級についてのアンケート調査結果報告』(栃木県公民館連絡協議会主事部会編)により作成

## IV 社会教育指導員としての留意事項

何事も、実際やってみるとなかなか難しいものである。受講者には地域性があるし、各公民館にはそれまでの伝統がある。館長や前任の社会教育指導員によって、やり方が違ってくる。従って、同じ市内の公民館でもやり方が異なる。

そのような中で新任の社会教育指導員は、前年度のやり方を踏襲しながら徐々に自分のカラーを出し、そしていい方向にもっていくべきであろう。

これまでの経験や関係者の話を聞くと、特に講師の選定と移動教室・ハイキングの計画・実施について苦労することが多いようであり、講師の応対については問題点があるようである。以下、これらについて具体的な留意事項をまとめてみたい。

### 1 講師の選定と応対等

#### (1) 講師の選定

- ①いろいろな講座の資料
- ②人材バンク
- ③新聞記事・広報
- ④教育委員会の担当者からの助言
- ⑤公民館等の同僚からの助言
- ⑥社会教育指導員会議等における情報
- ⑦社会教育指導員個人の人脈
- ⑧受講生からの情報
- ⑨その他

#### (2) 講師の依頼・応対

- ①口頭で内諾を受けた後、文書で正式に依頼する。
- ②そして前日か2~3日前に、改めて電話ほかで確認する。
- ③その道の専門家ということを自覚して、電話の応対・来館時の応対をていねいにする。  
※ふつう公民館で依頼する人は、全国的に名の通った人は少ないが、地域ではそれなりに研究・研鑽を積み、深い学識や技術をもった人であろう。  
※講師で呼ばれるようになるまでには、何十年もの期間と相当な経費をつぎ込んできたかも知れない。  
※それ故、それなりの自負心をもっている。  
※講義や実技の時間は1時間半前後でも、レジュメや材料の準備に相当の時間がかかるし、往復の時間もかかる。また、人を指導するにはそれなりの緊張感をもって望む人が多いことを考える必要がある。  
※バカでいねいにする必要はないが、大事に扱う。  
※講師で呼ばれた経験のない人は、このことがよくわからず、安易に時には粗末に接待してしまう。
- ④講師用の駐車場を確保しておくとよい。
- ⑤講師が来館するころ、担当者は受付その他で事務室にいることができない場合が多い。その際、講師の応対が粗末になりがちなので、事前に館長なり係長なりに接待を依頼しておくとよい。

⑥できれば、講義・実技指導中の写真を撮って、2～3枚でも礼状と共に送付するとよい。

### (3) 謝金のこと

①公民館の謝金については、各自治体において大体の目安があるものと思われる。その額は、特別な場合を除いて潤沢でないのが一般的であろう。

②限られた謝金の中では、自ずと講師にも制限がある。

③その中で、できるだけいい講師を見つけるかが、社会教育指導員の腕もある。

④高額な謝金を必要とする場合は、他の講座との共催、あるいは市内の各公民館の共催等によって謝金を捻出する方法もある。

⑤意外と身近なところに大家がいたり、あまり有名でないが素晴らしいものをもっている人もいる。

こういう場合比較的低い額で来てもらえる可能性もあるので、そういう人を発掘・起用することも大切である。

⑥ただ一般的には「相場」があるので、相場からかけ離れた額では大変失礼なことになる。

⑦以前に他の機関で依頼した講師の謝金について、情報をいれておくと安心。

⑧交渉してすごく安くしてもらったことを自慢する指導員もいるが(多少はいいと思うが)、極端な「値切り交渉」は慎みたいものである。

⑨講師依頼の際に、「わずかしか出せず申し訳ありませんが」と言っておくとよい。ケースによっては、事前に額を明示することもあってよいと思う。

## 2 ハイキング・移動教室等の留意点

### (1) 場所・コースの設定

①受講生はいろいろな所に出かけている人が多いので、有名な所だと多くの人が行っている場合がある。しかしあまり出歩かない人は、この機会に是非行きたいという人もいる。

②そのため、有名な所を入れるとともに、多くの人があまり行ったことのないような場所を見つけてコースに入れるとよい。

※多くの人が行ったことのない場所を入れると新鮮味が出る。

③集合時刻・場所の確認（2回くらいはっきりと伝える）

④トイレ休憩は、1時間半に一度くらい設定する。

⑤お土産を買う場所を必ず1～2か所を設定する。

※おみやげはバカにできない

※近所の友達にお茶のみに行くとき、格好の手土産になり喜ばれる。

※お土産をもっていけば、行ってきた内容についてもよく聞いてくれる。

⑥できるだけ下見をした方がいい。

⑦高齢者であること、個人によって大きな差があることから、ゆとりをもった日程を組む。

⑧歩く時間がどのくらいか、コースはどのくらいきついか、募集の段階できちんと明示する。

※これをあいまいにすると、落伍者が出たり不満が出たりする。

※個人によって、体力差が大きいことを認識する必要がある（元気な人が30分で歩く所を1時間くらいかかる人もいる）。

## (2) 昼食場所

- ①ハイキングの際は弁当持参が多いと思うが、雨天の際の場所も考えておく。
- ②食堂を利用する場合、腹いっぱいになればいいものではない。
  - ※店の雰囲気・味・価格がほどほどの所に
  - ※できれば試食してみるとよい
  - ※行ってから注文するのではなく、事前に1~2のメニューを予約しておくとよい。
- ③食堂に予約するときは、控えめな人数で。そして前日か前々日に正確な数を知らせる。

## (3) 経費

- ①経費は無理のないように。
- ②100円前後の写真代を予算化し、集合写真等を撮って渡すと喜ばれる。
  - ※30人以上の集合写真は2Lの大きさで。
  - ※写真は公民館でプリントしても、写真店に頼んでも安い。
  - ※いくつになっても、写真をもらうのはうれしいもの。

## (4) その他

- ①時には、申し込み名簿に入ってない人が来ることがある。
  - ※この場合、本人が勘違いしていることもあるし、公民館等の職員が受付をきちんとしなかったことも考えられるので、だれかを責めない。
- ②また、何の連絡なく欠席する人もいる。連絡をとるために、電話番号を記した資料を用意しておくとよい。
- ③自由見学等で散らばるとき、集合場所と時刻を明確に伝える。
  - ※中にはよく聞いていなかったり、うっかりする人がいる。
- ④要所要所で人員の確認
  - ※子どもと違って整列したり、人員確認をしたりすることをいやがるが、これを怠ると大変な場合がある。
  - ※班分けして、責任者に確認をしてもらうとよい。

## 3 その他

- ①配布資料は大きめの文字で。
  - ※小さな文字が読めない人が少なくない。
- ②30人以上の場合はできるだけマイクを使う。
  - ※講師によって声が小さい人もいる。
  - ※講師は、長い時間大きな声で話すと疲れる。
- ③魅力ある指導員
  - ※細かい配慮、明るい笑顔が大切。
  - ※「あの指導員なら参加してみたい」ということだってある。

## 学習展開計画

(1) 講座名	社会教育指導員初任者研修			
(2) 学習テーマ	高齢者学級の開設と運営	(3) 時間	2時間（正味110分）	
(4) 学習目標	◇高齢者学級の企画・立案をどうしたらいいか ◇高齢者学級の開設と運営をどうしたらいいか ◇社会教育指導員としての留意事項			
(5) 会場	○○教育研修センター			
(6) 講師	○○大学教授 ○○○○			
(7) 展開				
流れ	時間	学習活動		備考
		学習内容	学習方法	
導入	5	①高齢者の急増 ・少子高齢化 ・平均寿命の伸び	・資料（グラフ）	・最新の情報と今後の見通し
	5	②高齢者対策の重要性 ・自立 ・社会への参加	・資料	
展開	15	①高齢者教育のねらい ・高齢者の特性 ・高齢者教育のねらい（心身の健康保持・自主性・主体性・生きがい）	・資料	・プラス面・マイナス面の両面を
	20	②高齢者学級の現状 ・学級数・学級生の推移 ・開設の内容	・資料（グラフ） ・資料	・全国的なデータで ・同上
	20	③高齢者学級の開設 ・企画・立案 ・年間計画作成 ・受講生の募集	・資料 ・資料（実践例） ・資料（実践例）	・一つの理想的な形を提示
	20	④高齢者学級の運営 ・学級役員の選出 ・講師の選定と依頼 ・移動教室・ハイキング等の具体的計画・下見	・実践者の意見をまとめた資料に基づいて	・毎年同じ人にならない配慮 ・人選が重要なこと強調 ・下見の重要性
	20	⑤社会教育指導員としての留意事項 ・講師の選定と応対のしかた・謝金のこと ・移動教室・ハイキング等 ・その他		・講師を大事にする理由を理解させる ・細かい配慮が楽しく事故のない研修につながることを理解させる
まとめ	5	高齢者学級開設の意義と方法、これを実践にあたっての社会教育指導員としての留意事項		

## 第3節 成人教育

# 成 人 教 育

吉野 純一（いわき市社会教育指導員）

## I 公民館と社会教育指導員

### 1 社会教育指導員と地域住民の期待

社会教育指導員は、主として社会教育施設である公民館（生涯学習センター、コミュニティセンター等）を中心にして、地域の社会教育の振興を図るため社会教育に関する学級、講座等の指導及び学習相談に関すること、社会教育に関する団体の育成に関することを中心とした職務を行うものである。

そこで、第一に心にとめなければならないことは、公民館における事業の対象は全ての地域住民であるということである。それら地域住民の期待に応えるべく日頃から公民館職員の一員として他職員とのよりよい人間関係、協働態勢の構築に努めることは何よりも大切なことである。

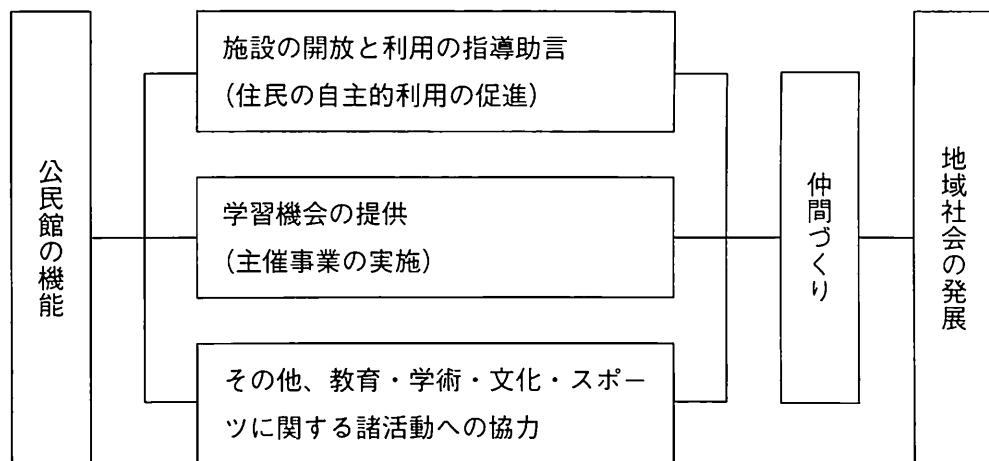
## 2 地域住民の学習を支援する仕事

次には、公民館の行う仕事すなわち目的や事業の内容、運営の方針等を理解することである（社会教育法に規定されている）。その内容は、住民ひとり一人に対する学習支援であり、住民の心にふれ育てる仕事でもある。

その点からいえば「専門的な学識」と「職業倫理」が求められているといえる。

今日の教育のあり方を考えるとき、教育は学校のみで行われるものではなく、人々の生涯にわたって、いつでも、どこでも行われる必要性がいわれ、いわゆる生涯学習体系への移行が取り上げられてきたことは周知の通りである。その中核的機関として公民館には大きな期待が寄せられている。

また、公民館の持つ機能は、住民の多様な学習ニーズに応えるという点で幅広い機能を持つものであるが、それは次のように分類することができる。



### 3 生涯学習体制づくりの中核的役割

今日の社会は少子高齢化、情報化、国際化、さらには科学技術の急速な進歩など新しい社会への転換が急激に進行している。このような社会の急速な進展の中にあって、人々はこれらの変化に対応しながら活力ある生活を築いていくために日々新たな学習の必要に迫られている。

そのため、何よりも人生の各時期における学習の需要をふまえた質の高い学習の機会を整備し、人々の生涯にわたる学習体制を確立することが求められている。このような生涯学習体制づくりを進めしていくとき社会教育はその中核的な役割を担う必要がある。今までどちらかといえば、公民館のみの独自の考え方で学習の機会を設定すればそれでもよかったのであるが、地域を基盤として住民の学習や啓発を行う機関は公民館のほかにもコミュニティセンターや生活・農業改善センター、勤労青少年センターなど類似の施設も数多くあり、また、自主的な学習団体やサークルなども数多くみられるようになってきている。

これらの学習機関や団体、さらには民間のカルチャーセンターや企業内の学習会などを含めて相互に連携を強めていくことが、住民に対して効果的な学習の機会を提供することでもあり、そのための「かなめ」としての役割が公民館に求められているといえる。

## II 成人教育領域における事業計画

### 1 事業の具体案作成までの検討視点

学習者の個別的な学習要求である「要求課題」と、社会的、発達段階的に必要とされている「必要課題」がいわれているが、学習課題の設定にあたっては、この両方を考慮しながら作成する必要がある。

なお、必要課題については、次のような課題が考えられている。

#### (1) 地域特性上の課題

- ①自然的条件
- ②歴史的条件
- ③人間的条件
- ④地域社会構造と機能

#### (2) 発達上の課題（乳幼児期～高齢期）

#### (3) 生活上の課題

- ①家庭生活
- ②職業生活
- ③余暇生活
- ④地域生活

#### (4) 社会的課題

- ①郷土・国への理解に対応する課題
  - …伝統の継承、国際協調など
- ②人間尊重の視点に対応する課題

…人権問題、障害者の理解など

③社会の変化に対応する課題

…情報化、少子高齢化、環境の変化など

④社会的問題に対応する課題

…青少年の問題行動等の増加、核家族化の弊害、少子高齢化、高度情報化

⑤平和・国際化に対応する課題

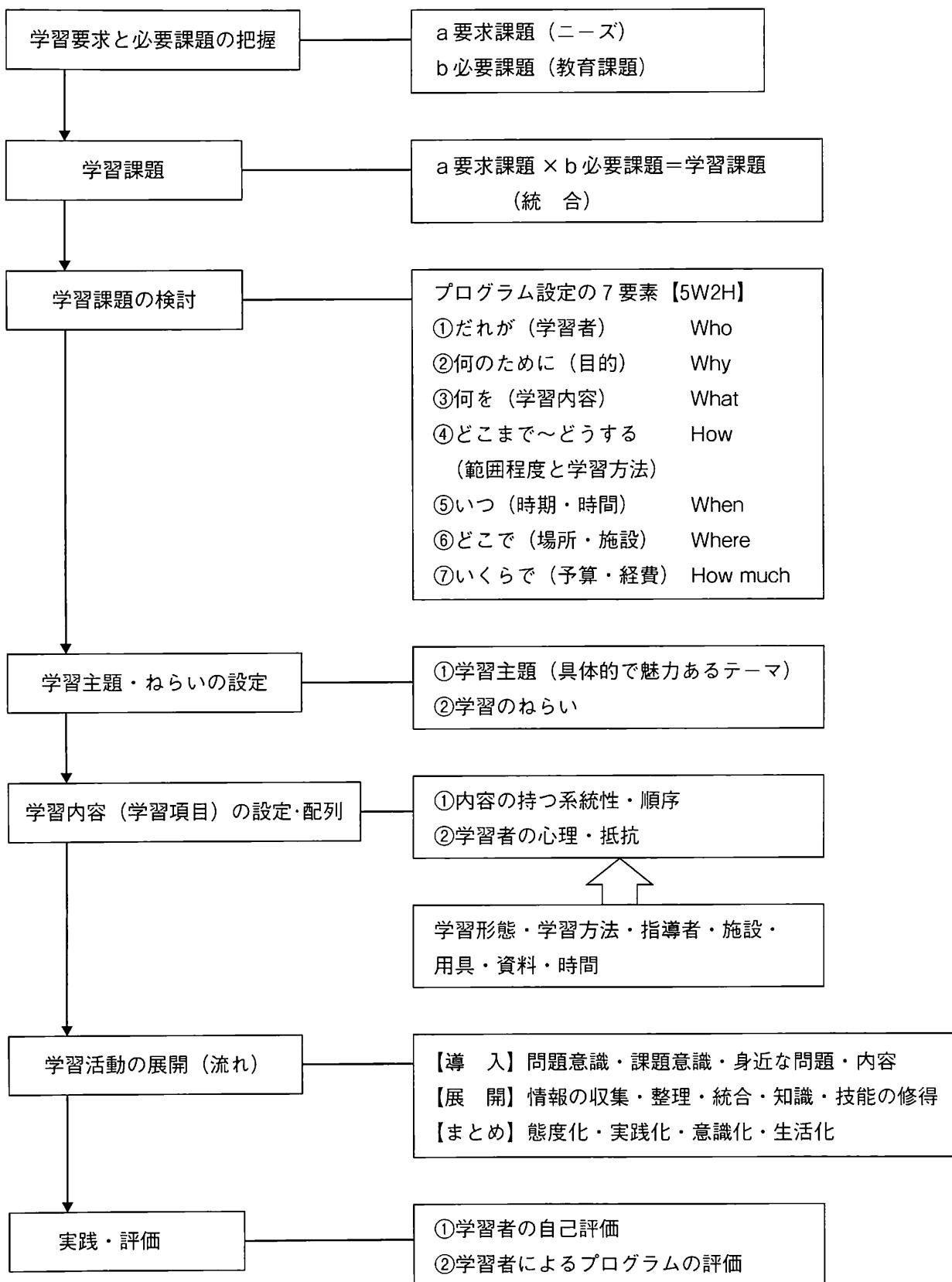
…国際情報、外国人との交流など

検討のための主な視点

領域・留意点	事業・内容項目	事業計画（具体化に向けて）
A 他世代の理解 (若い世代との人間関係) 高齢化社会への対応	小・中学生との交流 (学校訪問、授業参観等) 高齢者介護施設訪問 余暇活動の充実と仲間づくり	・学校教育の現状を知る。 (小学校授業参観、中学校体験学習の状況等の参観) ・地域の行事・ボランティア活動への参加
B 社会変化の理解 (社会制度の理解)	時事問題 国際理解 高度情報化	・当面している社会問題・課題 ・IT活用
C 健康の維持増進 (身体と精神の健康)	健康教室 食生活の改善・管理 スポーツ活動	・健康講話 ・健康体操 ・心身のリフレッシュ ・福祉施設の見学
D 芸術・文化の充実	芸術鑑賞（絵画、演劇等） 制作活動（絵画、陶芸等）	・地域の芸術・文化施設の活用 ・文化遺跡等の見学
E 趣味・教養の充実	創作・制作活動 (絵画、書道、彫刻、陶芸等) 文学、歴史教室 地域理解	・文学関係講座 ・歴史関係講座 ・地域清掃活動
F 社会参加	ボランティア活動 地域行事への参加	・自然教室 ・地域ハイキング等
G 社会的能力の向上	余暇活動の充実 仲間づくり	

## 2 事業の企画と実施

### (1) プログラム作成上の手順



・課題・修正・次の課題設定

## (2) 学習展開の留意点

段階	時	学習活動の過程	教材教具の位置づけ	指導者の活動	評価
導入	気づかせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の趣旨、日程方向を示す内容</li> <li>・前後の学習の関連</li> <li>・学習のねらいと学習者的位置づけ</li> <li>・各種の方法による学習への意識化</li> </ul>	視聴覚教材 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲を高めるもの</li> <li>・実態や問題を明らかにするもの（スライド、OHP、映画、テレビ、CD、VTR、DVD等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者</li> <li>・事前における資料作成と本時の学習主題、方法、日程等の説明</li> <li>・担当者、指導者の役割分担</li> </ul>	学習目標の達成を図る  学習計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習目標</li> <li>・学習内容</li> <li>・学習方法</li> <li>・学習時間</li> <li>・指導者の選定</li> <li>・広報 PR</li> </ul>
展開	明らかにする	問題発生の原因や理由の確認  問題解決や対処の仕方の理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習者を考慮した学習形態と方法</li> <li>形態               <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体学習</li> <li>・グループ学習</li> <li>・個人学習</li> </ul> </li> <li>方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義・講演</li> <li>・見学・調査</li> <li>・観察・鑑賞</li> <li>・実習等</li> </ul> </li> </ul>	印刷物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識、理解を深めるもの</li> <li>・自己や集団の問題を的確に把握させるもの</li> <li>・問題解決の方法を考えさせるもの</li> <li>・その他</li> </ul> 各種用紙 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書、新聞、雑誌、調査物、テキスト、講義用レジュメ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習しやすい雰囲気作り</li> <li>・問題・課題にあった資料提示</li> <li>・原因追及の手立て、必要に応じた助言指導</li> <li>・学習者個々への配慮と援助</li> <li>・学習者が主体的に取り組むような学習方法</li> </ul>	学習活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習者の知識や技術の修得程度</li> <li>・学習態度の変容</li> <li>・学習者の学習活動への反応</li> </ul> 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観察</li> <li>・記述</li> <li>・話合い</li> </ul>
まとめ	意欲づける	実践への意欲化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習内容の確認</li> <li>・実践の進め方、方法を確かにするもの</li> <li>・実践意欲を高めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決のポイントや解決の方針発展を提示</li> <li>・学習者、指導者、担当者の反省準備と実施</li> </ul>	

### (3) 成人教育講座の実際

…年間学習計画例と学習展開計画例

①年間学習計画と学習展開計画

例-1

◇年間学習計画

講座名 【トライ !! ザ・生涯学習】						
回	月・日(曜)	時間	学習課題	学習内容	場所	講師
1			健康生活	健康講話と体操		
2			くらしと生活(1)	携帯電話の使い方とその活用法		
3			ボランティア活動	ボランティアの必要性と体験		
4			健康づくり	ウォーキングを楽しむ		
5			食の安全	野生キノコ講話		
6			市政を学ぶ	市の台所事情		
7			庭木の管理	庭木の剪定の基本		
8			くらしと生活(2)	賢い消費者になろう		
9			気功教室	気功体験		
10			くらしと生活(3)	相続・登記の手続き		

◇学習展開計画 その1

- (1) 講 座 名 【トライ!! ザ・生涯学習】 月 日 曜日
- (2) 学習テーマ 「くらしと生活(1)・携帯電話の基礎知識」
- (3) 学習目標 携帯電話の使い方とその活用法を学ぶ。
- (4) 会 場 ○○公民館研修室
- (5) 展 開

流れ	時間	学習活動			備考
		学習内容	学習方法	留意事項	
導入		・今日の学習内容を知る	・資料(プリント)により説明	・携帯電話使用の実態を、挙手により把握	・深入りしない
展開		1. 携帯電話使用上のトラブルについて 2. 基礎的な入力方法について 3. メールの使い方にについて 4. 悪質メールの事例について 5. 「ワン切り」について 6. ショートメッセージサービスの悪用について 7. その他	・経験談等の話合い ・実際の携帯電話と資料により説明	・携帯電話を所有しない者は、所有者と共に参考にさせる  ・利便性とトラブル事例等を知らせ、携帯電話使用についての理解を深める	・個々に発表させる
まとめ		・今日の学習内容のまとめ	・携帯電話の利便性と共に問題点を理解して使用することが大切であることを理解させる		

◇学習展開計画 その2

- (1) 講 座 名 【トライ!! ザ・生涯学習】 月 日 曜日
- (2) 学習テーマ 「くらしと生活(2)・賢い消費者になるために」
- (3) 学習目標 消費に関する日常生活上の問題点について学習する。
- (4) 会 場 ○○公民館研修室
- (5) 展 開

流れ	時間	学習活動			備考
		学習内容	学習方法	留意事項	
導入		・今日の学習内容を知る	・パワーポイント、プリント使用	・身近な消費者問題について関心を高める	・消費生活センター職員
展開		1. 消費生活センターの概要を知る 2. 消費生活相談の現状を知る 3. 契約内容について 4. 問題商法について	・パワーポイント使用	・消費生活センターの業務内容を知らせる ・相談件数、相談の特徴、販売方法（家庭等訪問、電話勧誘、通信等）があることを理解させる ・契約の成立、自己責任、クーリングオフ制度、消費者契約法、未成年者契約について理解させる ・被害にあわないと心得、注意しなければならない商法、悪質な商法について理解させる	
まとめ		・今日の学習内容のまとめ	・消費生活上の問題点がわかり、より安全な消費生活についての意識の向上を図る		

例-2

◇年間学習計画

講座名 【男女共学セミナー】						
回	月・日 (曜)	時間	学習課題	学習内容	場所	講師
1			健康と人生	健康について考えよう		
2			福祉を考える	講話「私と福祉」		
3			地域社会への参画	非行・犯罪のない地域づくりのために		
4			美術鑑賞	移動学習：美術館見学		
5			料理教室	旬の魚料理		
6			民俗学講座	江戸時代の川柳にみる男と女		
7			版画制作	版画の基本 (1)		
8			版画制作	版画の基本 (2)		
9			折り紙に挑戦	季節のくらしの折り紙		
10			古典講座	奥の細道の世界・芭蕉の人生		

◇学習展開計画 その1

- (1) 講 座 名 【男女共学セミナー】 月 日 曜日
- (2) 学習テーマ 「健康と人生について考える」
- (3) 学習目標 健康づくりの実践事例を聴き、これからの自己の健康生活づくりの意欲を高める。
- (4) 会 場 ◇◇公民館○○室
- (5) 展 開

流れ	時間	学習活動			備考
		学習内容	学習方法	留意事項	
導入		1. 今日の学習内容の説明 2. 講師紹介	・板書	・担当者が紹介する	
展開		1. 健康講話を聴く  2. 健康な生活づくりのチェックポイント	・講話題 「人生に乾杯 そして健康にありがとう」  ・プリント	・講師の実践・体験の話を聴くことにより、自己の健康づくりの大切さを理解させる  ・容易に実践可能な事柄を提示し、困難を感じさせないようにする	・事前に講師へ依頼をしておく
まとめ		・今後の自己の健康生活に対する意義を理解する	・これから日常生活の中で、実践可能な健康づくりを考えさせ、意欲化へつなげる		

## ◇学習展開計画 その2

- (1) 講 座 名 【男女共学セミナー】 月 日 曜日
- (2) 学習テーマ 「地域社会への参画」
- (3) 学習目標 非行や犯罪のない地域づくりへの理解を深めよう。
- (4) 会 場 ◇◇公民館○○室
- (5) 展 開

流れ	時間	学習活動			備考
		学習内容	学習方法	留意事項	
導入		・今日の学習内容の説明	・講師の紹介を含める	・地域社会への参画のあり方について考えさせる	
展開		1. 地域内の非行・犯罪の実態等を知る 2. 更生保護活動の実態を知る	・パワーポイントを使用	・非行・犯罪等の実態を理解させる ・更生保護活動の現状を知らせ、地域社会参画への意識を高めさせる	・警察署、保護司会の協力を得る
まとめ		・地域社会への参画のあり方を理解する	・明るい地域社会づくりのために少しでも貢献しようとする態度の大切さを理解させる		

### ②成人教育講座開設にあたっての留意点

- ・対象範囲が広いので（青年期～壮年期・女性を含む）、学習課題等についてはよく吟味する必要がある。
- ・対象者には、勤務をしている人が多いので、実施時間には考慮が必要になる。（夕方、夜間、土・日曜日などに実施）
- ・男性教室、女性教室、男女共学教室等、必要に応じて学習対象者を絞る方法も考えられる。（男の料理教室、女性セミナー等）
- ・青年期の年代層をはじめとして、参加者が少ないのが現実である。従って、実施時間、曜日等と共に講座名の「ネーミング」や広報チラシの内容などに工夫が大切であろう。

### (4) 成人教育領域における講座名（ネーミング）の例

#### 【趣味・教養】

- |                                 |               |              |
|---------------------------------|---------------|--------------|
| ・シルバーアクセサリー                     | ・ちりめん細工つるし雑教室 | ・草木染めの不思議    |
| ・紙が織りなすちぎり絵の世界                  | ・庭木の育成教室      | ・うたおうフォークソング |
| ・セカンドライフを貴方のものに（蕎麦打ち・陶芸・庭木の剪定等） |               | ・ペーパークイリング   |

- ・ハワイアンキルト教室
- ・模型飛行機教室
- ・パソコン教室
- ・ハーモニカドレミ教室
- ・童謡を歌い楽しむ会
- ・いま・フラダンス
- ・楽しい水彩画
- ・ウクレレ教室
- ・七宝焼き教室
- ・韓国文化とハングル講座
- ・スクラップブッキング教室
- ・野生のきのこに親しもう
- ・郷土史研究講座
- ・素敵に押し花アート
- ・世界文化遺産講座
- ・中国語入門
- ・パッチワーク基礎教室
- ・ガラスフュージング教室
- ・はじめての古文書入門
- ・雑学教養講座
- ・英会話教室
- ・男の腕前養成講座
- ・朗読を楽しむ
- ・やさしいファイナンス講座
- ・筆の寺子屋生活書入門
- ・なるほど日本近代史講座
- ・楽しい折り紙教室
- ・いまだき暮らしのセミナー
- ・大正琴教室
- ・カムバック青春
- ・ガーデニングの魔法
- ・園芸教室
- ・純銀粘土工芸
- ・季節のプランター
- ・童謡カフェ
- ・絵画教室
- ・スケッチ教室
- ・文学講座（小倉百人一首）
- ・デジカメチャレンジ
- ・手打ちそば教室
- ・青年チャレンジ講座
- ・とび出そう社会へ
- ・古典教室
- ・藤工芸教室
- ・美術館の楽しみ方
- ・うたごえ広場
- ・歴史探索教室
- ・風呂敷で「和」を包む
- ・ナイスガイの生活術講座
- ・西洋占星学講座
- ・着物教室
- ・炭焼き教室
- ・つくる楽しむ炭アート
- ・ふるさと文学碑めぐり
- ・土地建物登記講座
- ・日常生活のヒント
- ・初めての水墨画
- ・ボランティア実践講座
- ・ギターを弾こう初級編
- ・エンジョイシニアライフ
- ・ガラス工芸教室
- ・えんぴつデッサン教室
- ・大人のぬり絵
- ・日曜大工教室
- ・油絵教室
- ・絵てがみ教室
- ・デッサン教室
- ・やさしい茶道教室
- ・手編み教室
- ・ライフプラン教室
- ・市民セミナー
- ・環境を考える
- ・生活設計講座
- ・陶芸教室
- ・郷土ものしり講座
- ・農業体験教室
- ・ものづくり大学
- ・アートタイル
- ・ふるさとの歴史
- ・楽しいペーパークラフト
- ・生け花教室
- ・くらしの書道教室
- ・わくわく川柳入門
- ・実用習字
- ・普段着の和服
- ・オカリナ教室
- ・仕舞教室
- ・砂絵を描こう
- ・懐かしのメロディ

### 【健康・スポーツ】

- ・気功入門
- ・健康体操教室
- ・健康リフレッシュ体操
- ・里山ウォーキング教室
- ・トレッキング教室
- ・さわやかティラピス
- ・ヒップホップエアロビ教室
- ・初心者のためのゴルフ教室
- ・太極拳講座
- ・ピラティス入門
- ・水中運動教室
- ・脂肪燃焼簡単体操教室
- ・ソフトエアロビクス教室
- ・スキンセラピー
- ・スポーツ民舞踊教室
- ・ウェイトダウンお手軽体操教室
- ・プールでストレッチ
- ・ヨガ教室
- ・スポーツ吹矢
- ・フラダンス教室
- ・正しい立ち方歩き方
- ・アロマセラピー
- ・リズム体操教室
- ・グランドゴルフ教室

- ・成人病予防教室
- ・ストレス解消体操
- ・ヘルスアップ講座
- ・シェイプアップ体操教室
- ・レッツレクダンス

### 【料 理】

- ・家庭料理教室
- ・成人病予防料理
- ・わくわくランチ
- ・和食のいろは
- ・チャレンジ男の料理
- ・韓国家庭料理入門
- ・エプロン父さんクッキングしま専科
- ・午後のデザート作り教室
- ・旬の料理教室
- ・プロに教わる家庭料理
- ・実践おかず作り講座
- ・中国家庭料理教室
- ・楽しいお菓子作り教室
- ・本場韓国キムチ教室
- ・手作りパン教室
- ・郷土の肴教室
- ・手打ちそばに挑戦
- ・お節料理教室
- ・60歳からのクッキング
- ・みんなでクッキング
- ・「食」を見直す学習会
- ・和食の達人
- ・魚のさばきかた教室
- ・世界の料理入門
- ・四季の味教室
- ・おもてなし料理教室
- ・フランス料理教室
- ・健康料理教室
- ・スイーツサロン
- ・男の料理教室
- ・お菓子とお茶に親しむ講座
- ・スローフード料理教室
- ・主夫の料理教室

### 【女 性】

- ・さわやかミセス教室
- ・レディースセミナー
- ・さわやか女性セミナー
- ・はつらつ女性学級
- ・素敵に女性学セミナー
- ・婦人学級
- ・ミセス講座
- ・見返り美人着付け教室
- ・女性も気軽に太極拳
- ・フラダンス教室
- ・手編み教室

### 【その他】

- ・自然探勝、散策、ハイキング等
- ・美術館、博物館、科学館等見学
- ・ミュージカル鑑賞
- ・登山・トレッキング講座等

### 参考とした主要文献

福島県教育委員会社会教育関係研修資料

国立教育政策研究所社会教育実践センター「生涯各期の学習目標・学習課題設定の事例」

福島県教育庁生涯学習課社会教育資料

福島県市町村社会教育指導員連絡協議会実践集録集

## 第4節 青少年教育

### 青少年をめぐる現状と課題

中村 利之（盛岡市社会教育指導員）

#### I 導 入

青少年を取り巻く状況は、各種答申等に言わわれているように、戦後の著しい経済発展、科学技術の高度化、情報化、高学歴化そして少子高齢化が進行する中で、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化が見られる。

特にも、最近の青少年を巡る悲惨な出来事が毎日のように発生している。

今後、次世代を担う青少年を健全に育成していくために、現状と課題を把握した上で事業の企画をすることが望まれる。

#### II 展 開

##### 1 青少年を取り巻く社会情勢の変化と変貌

###### (1) 社会情勢の変化

①少子化 出生率 1.25

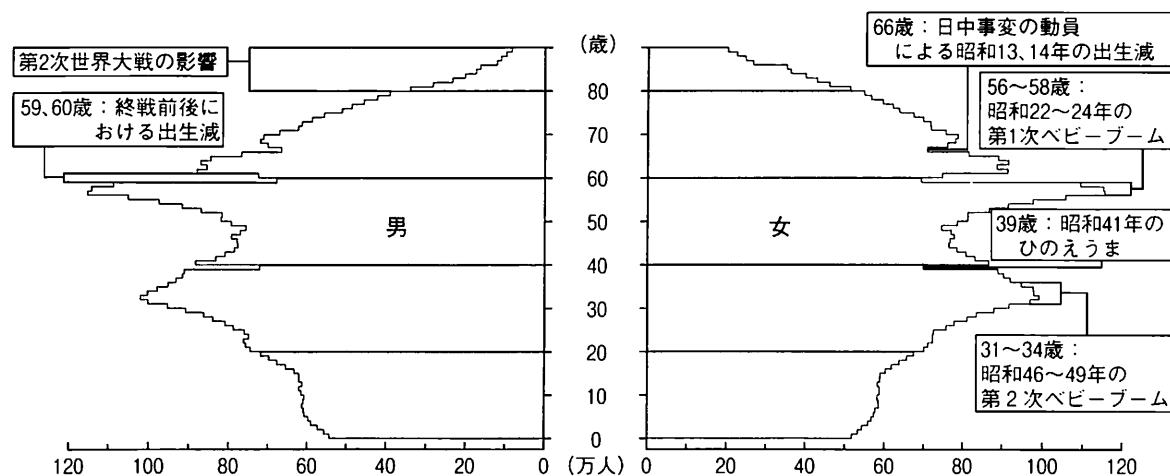
②高齢化 高齢化率 21%

男子78歳、女子85歳（※図1-人口ピラミット）

③核家族化

④都市化 都市に人口集中し、逆に地方が過疎化してきている。

⑤情報化 IT革命以来、インターネット社会、国民総携帯持参



注) 90歳以上人口（男25万5,772人、女82万1,672人）については、作図の都合上、省略した。

図1 我が国の人団ピラミッド（平成17年10月1日現在）

## (2) 社会情勢の変貌

- ・「心」から、「もの」へ 高度経済成長により、生活が豊かになり「心」から「もの」へ変化してしまった。

## 2 変わってしまった子どもの身体

### (1) 身体的变化 (表1-実感ワースト10)

- ①頸の退化、歯並びが悪い
- ②低体温
- 夜更かしによる生活による (テレビ、ゲーム、携帯電話やメールなど)
- ③小児成人病 (肥満、肩こり、腰痛、貧血、糖尿病など)
- ④筋力低下 (背骨がぐにやり)
- ⑤アレルギー

表1 「最近増えている」という実感ワースト10

▼保育所

1979年		2000年	
1. むし歯	24.2%	1. すぐ「疲れた」と言う	76.6%
2. 背中ぐにゃ	11.3	2. アレルギー	76.0
3. すぐ「疲れた」と言う	10.5	3. 皮膚がカサカサ	73.4
4. 朝からあくび	8.1	4. 背中ぐにゃ	72.7
5. 指吸い	7.2	5. そしゃく力が弱い	64.3
6. 転んで手が出ない	7.0	6. ぜんそく	61.0
7. アレルギー	5.4	7. 保育中じっとしていない	60.4
8. つまづいてよく転ぶ	4.9	8. つまづいてよく転ぶ	58.4
9. 保育中目がトロン	4.8	9. 朝からあくび	53.2
10. 鼻血	4.6	9. すぐ疲れて歩けない	53.2

▼中学校

1978年		2000年	
1. 腰痛	40%	1. アレルギー	89.2%
2. 背中ぐにゃ	31	2. すぐ「疲れた」と言う	82.0
3. 朝礼でバタン	31	3. 腹痛・頭痛を訴える	80.2
4. 肩こり	28	4. 腰痛	79.0
5. 貧血	28	5. 不登校	75.4
6. 朝からあくび	27	6. 首、肩のこり	74.3
7. 神経性胃かいよう	25	7. 平熱36度未満	71.3
8. なんでもない時骨折	21	8. 皮膚がカサカサ	67.1
9. 脊柱異常	18	9. なんとなく保健室にくる	65.9
10. 授業中目がトロン	18	9. 症状説明できない	65.9

▼小学校

1978年		2000年	
1. 背中ぐにゃ	44%	1. アレルギー	82.2%
2. 朝からあくび	31	2. すぐ「疲れた」と言う	79.4
3. アレルギー	26	3. 授業中じっとしていない	77.5
4. 背筋がおかしい	23	4. 背中ぐにゃ	74.5
5. 朝礼でバタン	22	5. 歯ならびが悪い	73.2
6. 雑巾がしほれない	20	6. 視力が低い	71.7
6. 転んで手が出ない	20	7. 皮膚がカサカサ	67.4
8. なんでもない時骨折	19	8. ぜんそく	62.7
8. 腹のでっぱり	19	9. 症状説明できない	61.9
10. 懸垂ゼロ	18	10. 平熱36度未満	60.9

▼高校

1978年		2000年	
1. 朝礼でバタン	43%	1. すぐ「疲れた」と言う	82.8%
2. 背中ぐにゃ	37	1. アレルギー	82.8
3. 朝からあくび	30	3. 首、肩のこり	77.0
3. アレルギー	30	3. 不登校	77.0
5. 肩こり	27	5. 腰痛	76.6
6. 背筋がおかしい	26	6. 視力が低い	73.0
6. なんでもない時骨折	26	7. なんとなく保健室にくる	71.9
8. 貧血	22	8. 腰痛・頭痛を訴える	70.4
9. 懸垂ゼロ	21	9. 歯ならびが悪い	63.5
9. シュラッテル病	21	10. 平熱36度未満	62.0

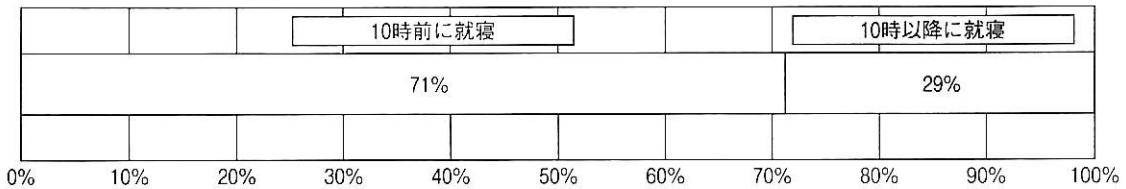
### (2) 身体变化による影響

- ①鈍くなった反射神経 (頭から転倒、手足の骨折、防御反射が鈍い)
- ②耐性が無い (イライラ、すぐ切れる、すぐ挫折など)
- ③睡眠不足 (疲れやストレス)

### 3 基本的生活習慣（食事の習慣、睡眠の習慣、排泄の習慣、着脱衣の習慣、清潔の習慣）の乱れ

#### （1）生活の夜型化による現象（睡眠習慣の問題）

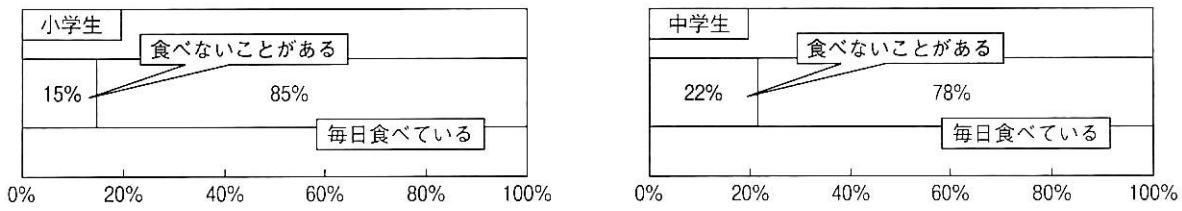
- ①遅寝、遅起き⇒自立起床ができない。低体温



※ペネッセ教育研究開発センター「第3回幼児の生活アンケート」  
首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）1.5歳～6歳の幼児を持つ保護者2,980名

図2 就学前の幼児における就寝時間

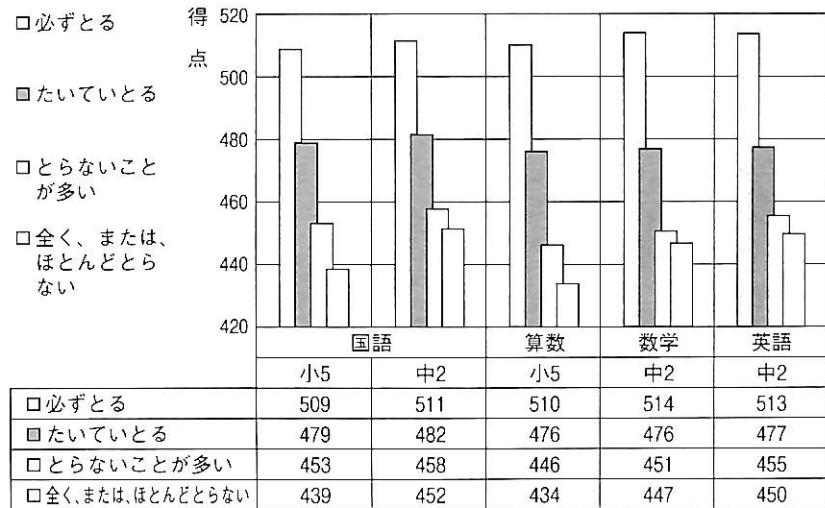
- ②朝食欠食⇒学習意欲や体力、気力の低下



※平成17年度文部科学省委嘱調査「義務教育に関する意識調査」より

調査対象：全国の小中学生・保護者等 36,000名

図3 朝ごはんを食べないことがある小・中学生



※出典：国立教育政策研究所「平成15年度小・中学校教育課程実施状況調査」

調査対象：小学生 約21万1千人（小学5・6年生各約10万人）

中学生 約24万人（各学年約8万人）

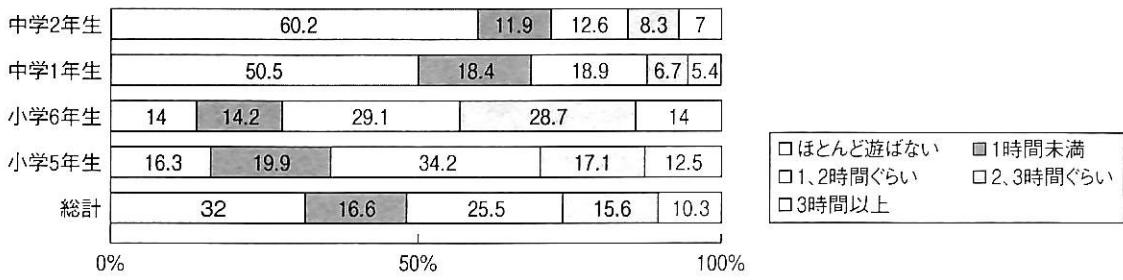
図4 毎日朝食をとる子どもほど、ペーパーテストの得点が高い傾向

#### （2）礼儀作法、安全、マナーの乱れ

### 4 直接体験の減少（生活経験、社会経験、自然経験の不足）

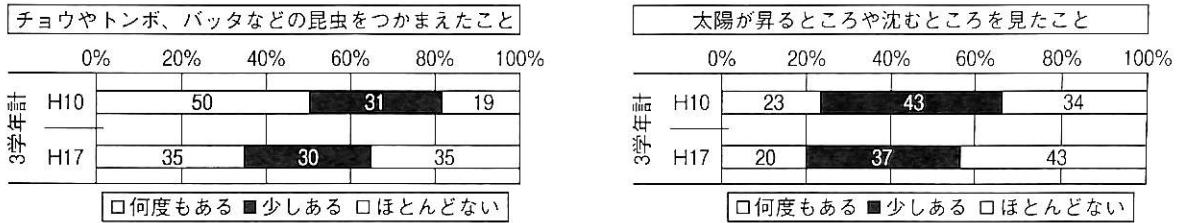
#### （1）自然体験の減少

- ①近年、青少年がスポーツや外遊びなどで身体を動かす時間が減ってきている。



川村学園女子大学『平成16年度子どもたちの体験活動等に関する調査研究のまとめ』

図5 学校から帰宅後の遊ぶ時間



独立行政法人国立青少年教育振興機構国立オリンピック記念青少年総合センター  
『青少年の自然体験活動等に関する実態調査』報告書 平成17年度調査 (平成18年)

図6 自然体験をした割合

## ②直接体験（自然体験）の不足による影響

- ・社会常識の欠如……………経験の機会の不足
- ・いたわりや思いやりの心の欠如…………係わる他への経験不足
- ・人間関係の形成が不得手……………集団社会のルールの遵守
- ・積極的行動の回避……………体験による苦労の逃避
- ・生命尊重の欠如……………テレビゲームなどによるバーチャル現象

## ③自然体験の効果

- ・自然体験が豊富な青少年ほど道徳観や正義感のある青少年が多いといふことが明らかになっている。

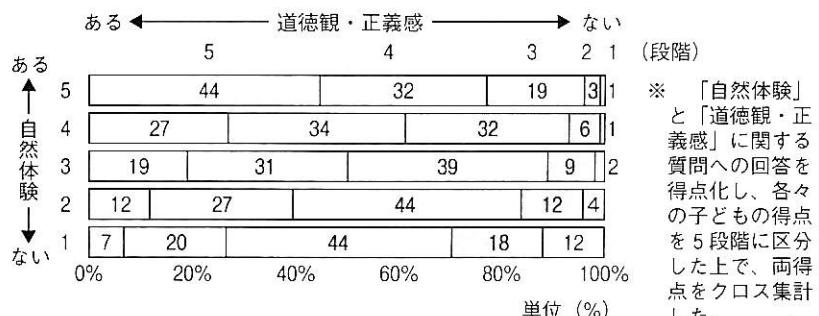


図7 自然体験と道徳観・正義感の関係

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立オリンピック記念青少年総合センター  
『青少年の自然体験活動等に関する実態調査』報告書 平成17年度調査 (平成18年)

## III まとめ

年々出生率が低下し、時代を担う青少年が減少している中で、青少年を健全に育成していく環境は、悪くなっていく一方である。

青少年を指導すべき場である家庭教育、学校教育、地域社会教育それぞれに緊急に取り組まなければならぬ問題を抱えているのが現状である。

その中にあって、社会教育が積極的に地域にあったプログラムを企画し実行していくことは、重要な役割を担っていると言えるのである。

## 学習展開計画

(1) 講座名	青少年教育研修	(2) 日 時	○月○日(○) 10:00~12:00		
(3) 学習テーマ	青少年をめぐる現状と課題				
(4) 会 場	○○市○○公民館	(5) 教 材	プロジェクト、プリント(講師作成)		
(6) 講 師	○○○大学○○学部、准教授 ○○○○氏				
(7) 学習目標	①現在の青少年をめぐる現状と課題についてデータや資料をもとに理解する。				
(8) 展 開					
流れ	時 間	学 習 活 動			備 考
		学 習 内 容	学 習 方 法	留 意 事 項	
導 入	10:00 ～ 10:10	①アイスブレーキング ②今月の学習目標の説明	①進行とじょんけんゲーム(全員) ②パワーポイントで今日の学習目標を説明する	①和やかに学習が進められる雰囲気を作る ②各種調査結果を中心に青少年の現状と課題を学習することを確認する	②学習目標をしっかりと確認
展 開	10:10 ～ 10:30  10:30 ～ 10:50  10:50 ～ 11:10  11:10 ～ 11:30	①青少年を取り巻く社会情勢の変化と変貌 ・少子化・高齢化 ・核家族化・都市化 ・情報化・情報メディア ・「心」から「もの」へ ②変わってしまった子どもの身体 ・顎の退化、悪い歯並 ・小児成人病 ・アレルギー ・筋力の低下など ③基本的生活習慣の乱れ ・生活の夜型化 ・朝食欠食など ④直接体験の減少 ・自然体験の不足による現状と課題	①各種統計資料をもとに考える  ②子どもの身体の気になる部分を個々の具体的例で説明する  ③各種統計資料をもとに考える  ④各種統計資料をもとに考える	①青少年を取り巻く社会情勢が近年急激に変化していることを理解させる  ②子どもの気になる部分を項目的に考える  ③生活習慣の乱れによる影響を考える 生活の夜型化により朝食の欠食、集中力の欠如による学習への影響など連鎖的状況になっていることを理解させる  ④直接経験には、生活経験、社会経験、自然経験などあるが、ここでは自然経験を中心に現状と課題を考える	①現状から問題点を明らかにする  ②普段身の回りで気になることを上げてもらう  ③普段気づいていることを上げてもらう  ④放課後土日の暮らし方を出し合つてみる
質 疑	11:30 ～ 11:40	質疑応答			
まとめ	11:40 ～ 11:55	少年の現状と課題 急激に変化する社会、特に、少子・高齢社会にあって、将来を担う青少年を健全育成していくためには、家庭教育や学校教育だけでは解決できない状況であり、社会教育の担う役割は大きいことや、家庭、学校、地域社会の連携が必要であることを理解し、今後の事業の企画に当たることがわかった	プリントとパワーポイントでまとめる	青少年を心身ともに健全育成していくためには、家庭教育の低下、学校教育でのいじめや不登校などの問題、希薄な対人関係、情報メディアの急速な普及に伴う問題など、課題は山積し複合的であり、一個人の力で解決することは不可能に近い状況である。 その中にあって、社会教育の担う役割の重複性を理解させる	「青少年を取り巻く現状と課題が理解できたか」幾つか問い合わせる
予 告	11:55 ～ 12:00	次回の予告		自然体験学習プログラムについて学ぶ	

<地域としての課題・背景>

自然は比較的豊かですが、少子化・情報化とともに子どもたち同士の交流や、地域との関わりが薄くなっています。

町もご多分に漏れず財政状況が厳しく、社会教育関係の予算も潤沢とはいえません。

青少年対象学習プログラム

学級・講座名	滝沢探検隊
ねらい	・自然体験活動をとおして、心身ともに健全な青少年の育成を図る。 ・身近な地域の自然や人々との交流をとおして、豊かな人間性や社会性をはぐくむ。
実施主体及び共催団体	主催：〇〇市立〇〇公民館
参加対象・参加者数	町内に住む小学1～6年生 20名
実施回数・期間／時間数	5回以内／合計15時間
参加費の有無	(有) (1人500円保険料) 無

<プログラム展開>

回	日 時	学習テーマ	学習内容	学習場所	指導者
1	6月16日 (土) 9時～12時	「どんなカエルがいるのかな？」	身近な水田に棲む「カエル」の種類・生息場所・カエルを中心とした食物連鎖・カエルの不思議な生態について触れ親しむ観察会。	公民館近くの水田	元教師
2	7月21日 (土) 9時～12時	「ため池の生き物たち」	滝神社近くにある「ため池」4箇所の水生生物調査をして記録・まとめ。「滝神社周辺生きものマップ」を作成する。	滝神社周辺のため池	元教師
3	9月22日 (土) 9時～12時	「秋を探しに行こう！」	滝神社付近の森林内の植物調査をし・記録・まとめ。「滝神社周辺植物マップ」を作成する。	滝神社付近の森林	元教師
4	10月20日 (土) 9時～12時	「落ち葉絵を作ろう」	自然の創り出す色彩の素晴らしさを知るため、さまざまな形の落ち葉を集め動物や人物を貼り絵にする。	滝神社付近の森林・公民館	公民館職員
5	12月15日 (土) 9時～12時	「クリスマスリースを作ろう！」	クリスマスリースの意味を事前に連絡し、山から集めてきた藤蔓や杉葉、もみの木などを材料に手作りリースを作る。	公民館	リース作り 装飾家

公民館の青少年講座プログラム例

## 18年度「休日子ども講座」年間実施計画

●自然体験（春季）… 6/3～6/24 全4回

→愛宕山散策、中央公民館～松園までの自然散策路の探検、姫神山登山 など

●青少年ボランティア… 5/27、6/4、7/1・7/8（公民館まつり） 全4回

→公民館まつり（7/1・7/8）で行われる、小学生向けのイベントにおけるボランティア活動の事前学習および実践。

●囲碁… 7/1～7/29 全5回

●青少年交流塾… 7/15～8/4 全4回

→『○○のふしき歴史探検（小学3～6年対象）』におけるボランティア活動の事前学習。○○市内の歴史散歩（報恩寺五百羅漢、三ツ石神社、白沢せんべい店見学）、○○弁、古文書学習、郷土資料展示室・旧中村家の見学 など

●集まれミズガキ… 8/5、8/6、8/8 全3回

→中津川の水生生物調査、魚とり、昆虫採集、網取ダム見学 など

●自然探検（秋季）… 9/16～11/25 全5回

→中津川～愛宕山散策、中央公民館～松園までの自然散策路の探検、秋鮭の観察、りんご園でのりんごもぎ取り体験、高松の池での白鳥観察 など

●○○のふしき歴史探検

… 10/21、11/4、11/11 全3回

→○○市内の歴史散歩（報恩寺五百羅漢、三ツ石神社、白沢せんべい店見学）、○○弁かるた遊び、郷土資料展示室・旧中村家の見学、歴史クイズなど



## 社会教育課の青少年教育プログラム例

# 平成18年度（第15回）少年少女ふるさと発見探偵団

### 要 項

○○市民センター社会教育課

#### 趣 旨

子どもを取り巻く生活環境の変化は、昔とは劇的に変化してきていて、健全な成長・発達に欠かせない人・文化・自然との触れ合いや、達成感を味わえる体験の減少傾向にある。その中で完全学校週五日制によって生ずるゆとり・余暇の過ごし方・有効活用のあり方が問われてきていている。

本事業はこれらの課題に対応するとともに、家庭単独ではなかなか設定できない体験活動を提供し、世代間での交流も図りながら、児童の郷土理解を深めていきたい。

- 目 標／(1) 地域の自然や文化にふれ、郷土の歴史を学び理解し、より郷土のすばらしさを感じる心を育む。  
(2) 各種体験活動を通じ、社会の規範を守り他者と仲良く遊び、コミュニケーションをとれる子どもを育てる。  
(3) 環境問題、奉仕活動に关心を持つ子どもを育む。  
(4) 異年齢、異地域、異世代の交流を図り、充実した人間関係を育てる。  
(5) 活動を通じ体力の向上を図る子どもを育てる。

実施内容／(1) 民話の里再発見

- (2) 自然の再認識（山、川、植物、動物、キャンプ体験）  
(3) 地域住民の生活、文化の再発見（馬や植物とのふれあい、もの作り体験）  
(4) 地域の人たちとのふれあい、奉仕活動による視野の拡大（住民、講師、サポーター）

指導方針／基本的な活動、モラルの部分は徹底して指導するが手を貸すことは最小限にし、時間がかかるても自分でできるようにする。

実施主体／○○市民センター 社会教育課 青少年係

参加対象／○○市小学校児童 4～6年生で希望する者

実施期間／平成18年度 7月～18年度 2月（年7回 原則第2週土曜日を除く土曜日）

#### 平成18年度少年少女ふるさと発見探偵団年間行事

回／期日	行事予定	利用施設等／指導・協力
第1回行事 7月1日(土)	☆開講式（オリエンテーション、組織作りをする。 一年間活動する班やリーダーを決める）	(施) ○○市民センター 体育館 (指・協) 社会教育課、サポーター、青年会
第2回行事 8月2日(水) ～4日(金)	☆キャンプ体験 (自然体験、レクリエーション、料理体験、テント張り、キャンプファイヤー、宿泊体験)	(施) ○○○ふるさと交流館 (指・協) 社会教育課、サポーター、青年会
第3回行事 8月26日(土)	☆サイクリング＆乗馬体験（○○市内を自転車で移動することによって子どもの体力向上を図る。 また、乗馬体験し、普段なじみのない動物に触れ合うことにより生き物の大切さを学ぶ。）	(施) 馬の里 (指・協) 社会教育課、サポーター、馬の里職員
第4回行事 9月23日(土)	☆登山（普段の生活では遠くから山を見ることはあるが、実際に登って近くから見る山の自然や景色のすばらしさを感じる）	(施) 早池峰山 (指・協) 社会教育課、サポーター、講師
第5回行事 11月18日(土)	☆もの作り体験（エコについて、もの作りしながら楽しく学ぶ）	(施) ○○市民センター（講義室） (指・協) 社会教育課、サポーター、講師
第6回行事 12月23日(土)	☆クリスマスイベント（クリスマスケーキやキャンドルを自分たちでおしゃれに作り、買ったときには味わえない達成感や楽しさを感じる）	(施) ○○福祉センター（調理室、体育館） (指・協) 社会教育課、サポーター、講師
第7回行事 2月17日(土)	☆ウインタースポーツ体験／閉講式（寒さで家の中に閉じこもらず、冬のスポーツの楽しさを感じる。大会に参加して競い合う精神を身につける）	(施) ○○○スキー場 (指・協) 社会教育課、講師、サポーター

連絡先：○○市民センター 社会教育課 青少年係 TEL00-0000

## 地区公民館の青少年教育プログラム例

# 平成18年度 ○○地区公民館事業

### 【青少年教育】

\* 小学校・中学校との連携

○○小5年、○○リバークラブ（○○小と○○小4～6年）、○○中生地域活動ボランティア

少年少女教室	ねらい：閉伊川上流の水生生物調査をし、自然環境の大切さについて考える	
	① 6/21	水生生物調査をし、閉伊川上流の汚れを調べる：○○高原少年自然の家の林間学校
	ねらい：近くの水辺・川を調査し、身の回りの環境はどうすればよいかその対策を考え実践する	
	① 5/27	○○地区ってどんなところ？水辺の水を計るには？（室内ワークショップ）
	② 6/10	水辺観察・水質検査の体験学習（野外活動）※○○中央公園と用水路
	③ 6/24	水が汚れる原因を探る。植物プランクトンを増やしてみよう（実験学習会）
	④ 7/8	水がきれいになる仕組みについて学ぶ（実験学習会）※簡単な装置を自作
	⑤ 7/22	今までの学習をふり返り、家庭や地区で出来ることを考えよう（室内ワークショップ）
	ねらい：中学生が地域活動に積極的に参加できるようにするための研修や活動を行う	
	① 5/8	開講式と講演「ボランティア活動を楽しく」
地域ボランティア活動	② 6/4	早池峰山の侵入植物・西洋タンポポ等の除去活動
	③ 6/25	地域の人たち・○○○地域の老人クラブの方々と広域公園の除草と清掃
	④ 7/17	福祉フェスティバル：リバー＆ロード・アクト2006 in 北上川
	⑤ 9/3	地域の福祉活動：ふれあいランド祭の補助活動
	⑥ 9/23	地域の人たちと広域公園の除草と清掃
	⑦ 10/8	子ども会活動：子ども会スポーツ大会の綱引きの補助活動
	⑧ 10/21	○○○児童センター祭の補助活動
	⑨ 10/22	○○○公民館祭の補助活動
	⑩ 2/4	講演「地域の活性化を願って」と閉講式「授与式」 学んだことを確認し合う
	自主企画活動：自分たちで出来るものを企画をし運営する	
	① 8/9	○○うぐいすの里で車いすの洗浄活動（1年生）
	② 10/2	○○○保育園で読み聞かせ活動（2年生）

\* 子ども会育成連絡協議会や自治公民館連絡協議会との共催講座

子ども会	ねらい：子ども会を楽しく運営するための知恵と技を学び、役員としての心構えを身につける	
	① 9/9	子ども会長会議
	② 10/8	○○地区子ども会スポーツ大会
	ねらい：自治公民館相互の交流を図り、活動の振興に努める。青少年健全育成活動の展開に努め、小・中学生の社会参加活動の役割と地域の役割をテーマに実践的な活動を図る	
中学生	① 7/29	青少年健全育成シンポジウム 講演「地域で育てる」 ワークショップ「楽しい地域の行事を創る」

1 対象 ○○地区小中学生

2 募集方法 講座のインフォメーションを○○地区小学校・中学校への依頼・回覧

3 事業重点事項

- ・子ども会活動やボランティア活動研修会を支援し、子どもの健全育成に努める。
- ・地域内自民公民館・町内会・学校・関係団体と連携し地域づくり活動を振興する。

4 社会教育指導員として

- ・年間を通し、環境・生活の課題について学習し、自己の向上と仲間づくり・地域づくりへの導入を図ろうという趣旨で講座を開設している。
- ・公民館インフォメーションを発行し、○○地区の小中学校を通じ情報提供し、学習意欲の啓発と公民館活動の理解を深め、会員の募集を図っている。
- ・様々なボランティア活動を展開することを通して、地域活動に興味を示し、中学生が参加してくることに希望を見出しが出来る。中学生が地域の人々とのつながりをつくる第一歩であり、それだけに公民館としても、大切な講座と位置づけ大事に育てていきたい。
- ・準備の段階から考え実践に移行することで、大いに力を付けさせてていきたい。

## わくわくドキドキステーション「チャグホ塾」

(NPO 法人劇団〇〇)

### 1 実行委員会の概要

#### (1) 目的

感受性豊かな子どもたちに語りかけ、働きかけていき、その感覚的な感動体験が、心の成長の糧になればと考え、地域の関係者の方々の協力のもと、子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進し、支援している。

#### (2) 組織構成

当該小学校長や地域を代表する団体等の代表者及び館内職員での構成し、会長1名、副会長1名、理事6名、事務局長1名などで構成している。

#### (3) コーディネーターの職務

- ア 学校、家庭、地域間の連絡調整、地域人材の確保
- イ 「チャグホ塾」への参加呼びかけ、集約調整、安全対策の実施
- ウ 指導プログラムの作成と推進、会場、用具などの確保



「竹パン作り」  
(火曜日一料理)

### 2 地域の現状と課題

#### (1) 現状

- ア 当〇〇小学校区は、既存地域の老齢化現象が見られるようになった一方、新興住宅地帯により、核家族や共働き家庭が増加してきた。小学校の子どもたちは、放課後や週末を子どもだけで過ごす機会が多いという現状にある。
- イ スポ少・スポーツクラブ及び塾・おけいこごとの場などでの異年齢交流は、特定の子どもたちにいくらか見られる程度である。学童保育所などの施設環境は、児童数に比して十分でない。

#### (2) 課題

- ア 自然発生的な世代間交流によって、コミュニティの希薄化を改善する必要性がある。
- イ 身近な通学路は交通量が多く、かつ安全施設が十分でないので、安全で安心に遊べる場の設定、充実の必要性がある。

### 3 特色ある事業紹介（地域子ども教室推進事業）

#### (1) 事業の概要

- ア 地域の指導スタッフによる「各種ミニ体験活動」を平日の放課後及び土曜日の午前に開催してい

る。

- イ 国内著名人による感動的な「読み聞かせ」活動を実施している。
- ウ 熟生同士で「各種ミニ体験活動」の様子と成果を相互に発表しあい、級友や保護者などにも活動の一端を披露する意図で、3月にまとめの「発表会」を開催することにしている。

## (2) 具体的な活動

### ア 月曜日の「英会話の基本」

1年生9人、2年生10人、3年生4人、計23人。2人の指導スタッフにより、隔週ごとに、遊びや音楽をまじえて、英語を楽しく覚える活動をしている。「挨拶や返事の仕方」「数字・色・動物・花果物などの名前」「クリスマスなどの外国行事の開催」など、大変喜んで活動している。

### イ 月曜日の「宮沢賢治童話の読み聞かせ」

2人の指導スタッフは、毎月、お話の主な場面を紙芝居風の場面画に描き上げ、「どんぐりと山猫」「おいのもり、もっこもり、ぬすっともり」「ツエ　ねずみ」「セロひきのゴーシュ」「雨にもまげず」などを読み聞かせ、大好評であった。

### ウ 火曜日の「料理教室」

1年生9人、2年生13人、3年生9人、4年生1人、計32人。大人向けの高さを持つ調理台に、背伸びしたり椅子に乗っかったりして、ほとんど初めて使う「包丁」「ガスこんろ」「フライパン」などに挑戦した。4人の指導スタッフの指導で、「ロールサンド」「流しそうめん」「串団子」「竹パン」「おはぎ」「ルシアンクッキー」「いなり寿し」「マドレーヌ」「ムシパン」「七草粥」など、毎月隔週ごとに意欲的に調理した。

### エ 水曜日の「ミュージカル」

1年生5人、2年生7人、3年生2人、計14人。「劇団〇〇」所属の2人の指導スタッフによる指導。どの子どもも、初めてのことながら「ストレッチ」「バーレッスン」「スキップ」「ステップ」などの基本を四苦八苦しながらマスターした。体験活動の集大成として、指導スタッフ自作の脚本で、「なまけもののナナリン」というミュージカルを発表会で演じることに、生き生きと取り組んでいる。

### オ 木曜日の「華道」

1年生10人、2年生4人、3年生5人、4年生2人、計21人。生け方は勿論、見方、花の名前、花器の名前、はさみなどの道具の使い方など、何もかも初めての体験。3人の指導スタッフに毎月「生け方の基本」について指導を受け、子どもたちは作品完成に強い達成感、満足感を持って相互に学び合い、実際に生けた花は館内に飾って、多くの人々の鑑賞に供している。

### カ 木曜日の「わら細工」

毎月1回のペースで「縄ない」から始めたが、多くの子どもたちは、なかなか思うようにならず、大変難儀した日々は続いた。徐々になれるようになり、子ども同士で教え合い面白みを感じるようになった。12月には、正月玄関用の「注連飾り」を2種類作って、家に持ち帰って飾れるまでになった。

### キ 木曜日の「茶道」

「正座がなかなかできず、痺れてしまい、立てない子ども」「おじぎのしぐさが大変ぎこちない子ども」など、お茶を点てる以前の問題もあったが、6人の指導スタッフのマンツーマンに近い指導で、徐々に動作も磨かれ、一応、茶の湯の作法を身に付けつつある。発表会では、お点前振りを披

露できることを大変楽しみにして、学習活動に熱を入れている状態である。

#### ク 木曜日の「布絵」

初めは新聞紙のカラー写真のちぎり絵で取り組み、次の段階として、みんな共通の材料で、布絵の基本を体験した。その後に、表現したい題材を各自で決め、画材に適した布の選択、切り出しなどで、布絵の難しさを実感しながらも、作品仕上げに頑張り、それぞれ満ちた気持ちを表していた。

#### ケ 金曜日の「軽スポーツ」

1年生10人、2年生12人、3年生8人、計30人。7人の指導スタッフにより、毎週、「短なわ」「長なわ」「鬼ごっこ」「ターゲット・マットシステム」「ペアリング」などの指導を受け、ルールや技術、こつを学び、毎回意欲的に取り組んでいた。

#### コ 土曜日の「自然探索」

1年生9人、2年生8人、3年生5人、4年生5人、5年生1人、計28人。指導スタッフ4人。「草花の遊び」「森林探検」「川魚とり」「川遊びと川石細工」「化石づくり」「登山学習」「昆虫採集と標本づくり」「押し花細工」などに挑戦し、普段身近に目にしていることではあったが、触れたり観察したり作品化したりして、自然環境に親しみを深めていた。

### (3) 事業の成果と課題

幼い時分より、より多くの事柄に触れ、接して、豊かな感覚的体験を深めたいという当初の目的は十分に達成され、かつ、安全な居場所としての機能も十分に作用したのではないかと評価している。

その最大の要素は、何よりも、地域の指導スタッフと本館の職員が、大変献身的に協力して指導に当たって下さったことであった。

課題は、本施設の設備条件が、子どもたちの体験活動の場としての機能を十二分には保持していないので、どうしても、その限定的条件下での取り組みを余儀されていることである。

## 4 今後の方向性

住民の方々も、「子どもの居場所」の意義や必要性を十分理解しつつある。

本年度、定員オーバーで、参加できなかった子ども及びその保護者からも、来年度の開催と参加を要望されているので、何らかの形で、継続して実施の方向性を見出したいと考えているところである。



「スカットボール」  
(金曜日—軽スポーツ)

## 参加対象の特性に応じたプログラム例

# 森でたっぷりあそぼう

## 1 事業名

「森でたっぷりあそぼう」(○○町教育委員会)

## 2 ねらい

子ども（特に幼児期から小学校低学年期）にとって、「自然体験」や「生活体験」、友達や異年齢の世代と関わる「あそび」が、その後の子どもの健全な成長にとって大切なことから、そのような活動の場を積極的に提供するとともに、体験活動の意義の認識を親や地域の大人に広め、（指導するのではなく）支援し、促進するという姿勢で関わる親や大人を地域に増やしていくことを目的とする。

## 3 参加対象

- ・幼児、小学生（子ども教室のイベントとして募集）
- ・中学生、高校生（ジュニアリーダーとして参加）
- ・大人（親、地域の方）

※各回20～30人

※プログラムごとに幼稚園、保育園及び小学校を通じてチラシを配布し、参加者を募集する。活動内容は主に小学校低学年を想定したものであることから、比較的低年齢の子どもが多い。

## 4 参加費

各回300～500円

※参加費の使途：食材費、創作活動材料費、保険料

## 5 運営スタッフ

各回11名程度

※内訳：担当職員1名、○○○博物館職員2名、ボランティア6名（中高校生2名、一般4名）、町内講師・外部講師2名

## 6 活動プログラム展開

平成18年度

回	内 容	日 程
1	「森でたっぷり水遊び」 竹を使った水鉄砲作り、ペットボトルロケット、ジャンボシャボン玉といった、水をテーマにした遊びを行った。昼には竹で台を作り、果物やゼリー入りの流しそうめんを行った。	10:00 受付、開会 10:05 水遊び 12:00 昼食 13:30 解散
2	「森あそびとキノコ狩り」 ネイチャーゲームを楽しんだあと、ナメコとシイタケの原本からの収穫を行う。昼食にはナメコ汁やシイタケバター焼き、おにぎり、ジャガバター等を全員で作って食べた。	9:30 受付、開会 9:35 ネイチャーゲーム 11:00 キノコ狩り 11:30 昼食作り 14:00 解散

	「ハイキングとクラフト工房」 昔は農道として使われていた道が、地元ボランティアの方々によりハイキングコースとして整備され、そこへ標識をつけながらのハイキングを行った。また、ボランティアの方々から昼食で豚汁を用意していただき、一緒に食べた。その後、ハイキング途中で拾った木の実などを使って、昆虫やあやつり人形、けん玉などを作って遊んだ。	8:50 受付、開会 9:00 ハイキング 11:00 昼食 12:00 クラフト作り 14:00 解散
4	「森のミラクルクリスマス」 杉の葉リースと松ぼっくりツリーを作り、竹で組んだジャンボツリーに飾り付けを行う。その後、パスタバイキングと野菜スープで昼食。おみやげ用ケーキ作りを行った。	10:00 受付、開会 10:05 リース、ツリー作り 12:00 ランチタイム 13:00 ケーキ作り等 13:30 解散

## 7 事業の位置づけ

地域教育力再生事業（地域子ども教室推進事業、地域ボランティア活動推進事業）として実施している。

## 8 他の部局、機関、団体等との連携

### ○連携している団体等

- ・〇〇〇博物館（会場）
- ・学童クラブ
- ・〇〇町子ども会育成連絡協議会

### ○連携の経緯・形態

- ・御所野縄文博物館からは、活動場所、道具、活動材料等の提供を受けている。また、施設ボランティアの方々を講師にお願いしたり、参加者として一緒に活動したりしている。
- ・以前から学童クラブと地域子ども教室は参加集約や企画の際、活動プログラムの提供などで連携して事業を開催してきている。
- ・一戸町子ども会育成連絡協議会を通じて、育成会への参加の呼びかけを行っており、数名がボランティアとして活動に加わっている。

## 9 特徴的な取り組み

### <事業運営上の工夫>

### ○運営スタッフ及び指導者の確保・育成

- ・子ども会育成会の会議や研修会で、大人の参加を呼びかけている。
- ・参加した大人にも楽しんでもらい、スタッフとしての参加につながるよう努めている。

### ○参加者の身体的・精神的安全の確保

- ・受付の際、参加者の健康状態を確認している。
- ・事前準備の際、活動場所の安全や道具等の動作の確認を行い、安全に活動できるよう留意している。
- ・各回ごとに、概ね2週間前をめどとして運営スタッフ内で詳細を打合せ、1週間前には現地踏査を行っている。

## 1 体験活動の効果

平成15年度の独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター調査『「青少年の自然体験活動に関する実態調査」報告書』によると、自然体験活動に多く参加することが、課題解決力や豊かな人間性、社会参加意欲の形成に大きく寄与しているという結果が示されている。

＜自然体験活動をたくさんした子どもは、課題解決能力や豊かな人間性など、『生きる力』のある子ども＞

自然体験活動をたくさん行った群ほど、「わからないことは、そのままにしないで調べることが多い」「誰とでも協力してグループ活動ができる」「相手の立場になって考えることができる」などの項目に「当てはまる」と答えた者が多く、自然体験活動を行わなかった群ほど「当てはまらない」と答えた者が多い。  
～小学生（4～6年）調査より～

また中学・高校生では、自然体験活動をたくさん行った群ほど、「勉強で分からないうことがあつたとき、そのままにしないで調べること」「友達の悩みや相談を聞いてあげること」などに「よくある」「時々ある」と答えた者が多い。  
～中学・高校生調査より～

＜自然体験活動をたくさんした子どもは、ボランティア活動も豊富＞

自然体験活動をたくさん行った群ほど、ボランティア活動もたくさん行っている者が多く、自然体験活動を行わなかった群ほどボランティア活動もしていない。

～小学生（4～6年）・中学・高校生調査より～

引用：平成16年度『「青少年の自然体験活動に関する実態調査」報告書』

また、平成11年の生涯学習審議会答申でも、子どもたちの心の成長には地域での体験活動が不可欠という指摘がなされ、「道徳観・正義感」の形成に「生活体験」や「自然体験」が大きな影響を与えていることについて言及している。

### (1) 生活体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実

「小さい子どもを背負ったり、遊んであげたりしたこと」、「ナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったこと」といった生活体験の度合いと、「友達が悪いことをしていたら、やめさせる」、「バスや電車で席をゆづる」といった道徳観・正義感の度合いを、それぞれ点数化してクロス集計したところ、「生活体験」が豊富な子どもほど、「道徳観・正義感」が身についている傾向が見受けられました。

### (3) 自然体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実

さらに、「チョウやトンボ、バッタなどの昆虫をつかまえたこと」、「太陽が昇るところや沈むところを見たこと」、「夜空いっぱいに輝く星をゆっくり見たこと」といった自然体験の度合いと、「友達が悪いことをしていたら、やめさせる」、「バスや電車で席をゆづる」といった道徳観・正義感の度合いを、それぞれ点数化してクロス集計したところ、「自然体験」が豊富な子どもほど、「道徳観・正義感」が身についている傾向が見受けられました。

引用：平成11年『生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ』

（生涯学習審議会答申）

## 2 青少年の体験活動

各種答申等から見た青少年の体験活動

青少年を対象とした自然体験活動の在り方について述べている答申等をほぼ10年ごとにまとめると、次のとおりとなる。

少年をとりまく教育条件の変化によって、次第に重要視されるようになってきた社会教育としての少年教育は、少年が地域社会等でさまざまな経験をもつことによって、家庭や学校には期待ににくいものを体得するところに独自の意義をもつものであって、ここでは年齢の異なる集団での役割分担、協同意識にたつ生活訓練、自然の中での遊びの鍛錬、興味・関心の持続的追求などが重視され、すべての活動が少年の自発性にたって展開されるところに特色がある。

引用：昭和46年『急激な社会構造の変化に対応する社会教育の在り方について』  
(社会教育審議会答申)

少年自然の家や青年の家は、山や海の自然に恵まれた場所に設置がすすめられており、青少年は、これらの施設で活動することによって自然の恩恵にふれ、自然に親しむ心や敬けんの念を培い、自然の中で心身を鍛錬し、自ら実践し創造する態度を育していく。

青少年を対象とする学級、講座などで、自然にかかわる学習を推進しようとする動きが各地で高まってきている。このような機会を通じてさまざまな自然とふれあい、美しいものや崇高なものに対する深い感動を得るとともに、牧歌的な意味での自然理解にとどまることなく、自然を科学的に理解し、探究する態度を養う。

引用：昭和56年『青少年の徳性と社会教育』  
(社会教育審議会答申)

生涯学習の振興に当たっては、青少年期の経験として、学校教育における基礎・基本の学習と並んで、学校外活動の持つ意義を重視することが極めて大切である。

特に、学校教育への過度の依存の傾向と共に、家庭での生活体験や、学校の外における直接体験的な活動の不足が指摘されており、これらのバランスを確保するため学校外活動の充実を図ることは、重要な課題になっている。

なお、今日、子供の無気力や引きこもりなどの現象が指摘されるようになってきており、学校外の日常生活の中で、異年齢集団における多様な活動の経験を通して、子供の自立や社会性の発達を促すことも大切である。

引用：平成4年『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』  
(生涯学習審議会答申)

今日の子どもたちの生活体験、社会体験、自然体験は大変貧弱なものとなっています。特に、学年が上がるにしたがってゆとりのない生活を送るようになり、これらの体験から学ぶ機会はますます減少しているのが現状です。現代社会では、様々な体験の機会を子どもたちが日常的に得ることができた時代とは違い、あえて子どもたちに活動や体験の機会を提供することが必要となっています。私たちは、子どもたちの体験機会の充実という課題に、意図的・計画的に取り組んでいかなければならぬのです。

引用：平成11年『生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ』  
(生涯学習審議会答申)

## 第5節 家庭教育

# 危機に立つ家庭教育

野村 義（前松戸市社会教育指導員）

## I はじめに

新たな時代と社会への、ひそかな夢と希望を抱いて迎えた21世紀。だが衝撃的な9.11に幕開け、グローバリゼーションやサイバー空間の目覚ましい進化をはじめ、社会の大きな変動の中で、その社会を根底的に支える「家庭」や「家族」そのものが、今や大きく揺り動かされ、変質し、危機的な状況に追い込まれてきている。多発する少年犯罪や虐待、DV等々の問題も、個人の問題というより、必ずといってよいほど、何らかの形で、その最も身近な生活の場である「家庭や家族の関係性」を介して起こっていると言っても過言ではないだろう。

そうした状況の中で、子育てや親育ちに関わる「家庭教育」もまた、極めて困難な状態にある。その重要性は、改正された教育基本法や社会教育法の一部改正、公民館設置基準の全面改正等をはじめ、様々なところで強調され要請されているが、それはまさに家庭や家庭教育の現実が、それほどまでに危機的な状況に陥っていることの裏返しであろう。本来、家庭の生活文化である「食育」について、国がその教育の重点施策の一つとして掲げ推進するなぞということも、考えてみれば異常な事態である。

私自身社会教育指導員として、その家庭教育のあり方に関わる「家庭教育学級」に携わってきて、その困難な課題の前に幾度となく当惑し、立ち往生してしまったものである。そこで新たに社会教育指導員として、こうした家庭教育にも関わられる方々に、これだけは考えておいてほしいと思うことや、その実践上の留意点などについて、私自身のつたない経験の中からではあるが、いくつか整理して述べてみたい。その際、あくまで「松戸市に於ける家庭教育学級」での経験が論拠の基盤となるが、できればそれを窓口として、もう少し視野を広げて考えていくべきだと願っている。ともあれ、一介のただの社会教育指導員に過ぎない人間が書きまとめる文章である。その稚拙さ、浅薄さについては、平にご容赦いただければ、幸いである。

## II 家庭及び家庭教育学級を巡る問題状況

### 1 現代の家庭を巡る問題状況

学校現場にいても、ここ10年ばかりの子ども達の育つ家庭の変容や、単に家庭の教育力の低下云々で一括りに出来ないその危機的な状況を、つぶさに感じてきた。要保護、準要保護家庭の著しい増加や、母親の非常勤での就労の増加、離婚、母子家庭の増加、ネグレクトも含めての虐待、親の自殺、外国籍児童や外国人の親（母親が多い）等々、益々増加の一途をたどっている。ここでは、それらの原因等も考慮しながら、私なりに、その問題状況について少し整理してみたい。

#### (1) 家庭を支える家計の減少・不安定化等、経済的な要因からの問題

##### ①経済・社会的な大きな変化

1989年の日米構造協議の対日貿易赤字解消の規制緩和・構造改革要求や、翌年のバブル崩壊を機に、

日本の経済は不況の10年と呼ばれる、膨大な赤字国債を抱えた状況に落ち込んでいく。また冷戦の終結の中で、アメリカ型のグローバリゼーションの嵐が、全世界を飲み込む勢いで浸透していく。日本もまたその例外ではない。市場的競争原理万能主義、費用対効果の数値目標による成果主義、構造改革路線を掲げての情け容赦なき合理化。かつての護送船団方式や、終身雇用制・年功序列制・企業内福祉等、会社組織を支えてきた基本原理は、今や昔である。正規職員から非常勤職員への転換、民営化、自己選択・自己責任論等、アメリカ型の経済社会を目指した改革は、大学も含めた教育、福祉、医療、郵便などといった、国民の生活を支える全分野にまで、止まることを知らないかの如く浸透し、二極分化した格差社会を現出させている。家庭もまた当然、その大波に激しく洗われ、大きく揺り動かされ翻弄されているというのが、現代家庭の、偽らざる姿であろう。

## ②家庭を支える経済的基盤となる家計の減少と不安定化

- ・リストラ、非常勤化、不安定な就労、ワーキングプワー、失業者の増加等、家庭を支える基礎となる経済的基盤の脆弱化と不安定化。
- ・それは母親の就労（家計補助的な）を著しく増加させ、高度経済成長を支えてきた戦後家族モデルである「専業主婦」を減少させ、消失させていく。
- ・特に若年労働者の失業や不安定就労は、大きな問題である。結婚し家庭を持てない若者や、或いは結婚しても子どもを生めない若者夫婦。またそうこうしている内の、できちゃった結婚等で不安定な家庭を形成し、その中で虐待の可能性等も増大させてしまう若いカップルの問題等々、少子化対策のかけ声だけは大きいが、益々その少子化傾向を強めているというのが実態である。
- ・家庭の経済的基盤の不安定化や労働加重からくる過労は、家庭内の人間関係を次第に破壊し崩壊させていく。それは夫婦の不和をはじめ、DVや、様々な依存症、ひいては離婚の増加等の大因になっているだろう。
- ・そうした究極の姿は、過労死や8年連続3万人を超える自殺という悲惨な異常事態の姿であり、また「家庭」そのものを失い、家庭からも社会からも弾き出されたホームレスの悲惨だろう。（大都市公園に点々と広がるブルーシートのテント。これも、紛れもない日本社会の今の現実の姿である。）

## (2) 伝統的な価値観の崩壊・多様化現象と、個人化（バラバラの孤立化）傾向

### ①核家族の進展、各家庭の孤立化・バラバラ化へ

戦後の家父長制の崩壊と、高度経済成長の歩みと歩調を合わせて確立されてきた「核家族」というあり方。それは伝統的な三世代同居の関わりを裁ち切り、また高層団地化や郊外化と相まって、地域との絆を失った自己中心的な「マイホーム主義」の蔓延につながっていった。それは結果的に、気楽ではあるが、各家庭はバラバラ化し、何かあっても助け合うことのない孤立の度を深めていくことになる。それは幼い乳幼児を抱える母親への大きな育児不安や負担、ストレスとなって、様々な問題を引き起こす一因となっている。

### ②家庭内の個人化・個々バラバラ化（絆・縛りの解体）

では家庭内はどうか。モノの豊かさの中で、個室が持てる家屋事情の成立や、ITの家庭への浸透、社会の個性化を煽る状況の中で、各家庭内の成員は次第に個々バラバラ化し、家庭内の絆は益々脆弱化し、解体化していく。その究極の姿は、一家団欒の姿を失った「孤食」や、その積極的な形態である「個食」の進展であるだろう。今、家庭の持つ意味、その条件とは、いったい何なのだろう？と、思わず問うてしまうのは、私だけであろうか…。

### ③豊かな社会の到来、それは家族が共に生きる共通の課題を失うこと

そうした中で最も重大かつ困難な課題は、春日キスヨが述べているように、私たちの物質的に豊かな社会が、かつて貧しい社会の時代に持っていた貧困や飢餓、厳しい労働等といった、親子、家族が共に立ち向かい、共に戦うべき共通の課題を失ってしまい、互いが、互いの心と向き合わなければならなくなつたという状況の出現である。まさに「貧しい社会が意図せざる社会装置として組み込んでいた、人生の同行者としての親と子という関係。豊かな社会とは、ほかならぬその豊かさゆえに、こうした社会装置を失ってしまった社会である。生あるものとして親と子がともに生き、人生の同行者として“ともにある”関係を自らの選択意志で創り出すことが親に要求されている時代、それが現代である。それは、現代の親子関係が抱えている、おそらくもっとも困難な課題である。」（春日キスヨ「家族の条件」1994）

#### ④生きる意味を、自ら創り出さなくてはならなくなつた時代。

この事は親子の関係のみならず、家族成員全体の関係性全てに言えることであろう。しかし問題は、もっと深く広い。戦後の焦土の中から立ち上がった時代、そして「もはや戦後ではない」（経済白書1956年）と宣言し、豊かな社会を目指して高度経済成長に突入し、人々が邁進していった時代。所得倍増計画の早期実現と共に一億総中流意識が生み出され、家庭電化や技術革新の中で「三種の神器」（電気洗濯機、冷蔵庫、掃除機）や「新三種の神器3C」（カラーTV、カー、クーラー）を求めることが、人々みんなの豊かさの指標となっていました。そこでの目標は右肩上がりに成長していく社会と連動し、横並びに殆どの人々が、同じ方向を見つめ、よりレベルアップしたモノを購入し、所有し、欲望を満足させていくことであった。それは、次は～を！といったワクワクする楽しみであり、豊かさを享受する喜びであった。そこでは、生きる意味を問うたり、生き甲斐について悩んだり、家族が向き合い、見つけ合い、考え合う等ということは、まず必要なかった。総体としてみれば、みんなが共通の課題を持ち、深く考えることもなく、明るい未来に向かって希望を抱き、生きていくことができた時代である、と言えるだろう。

しかるに現代は、右肩上がりの成長は、もはや期待できず、必要なモノも殆ど持ち合わせている。その中で、森岡正博が論じているように、何でもあるが何か「空しい」という感覚。痛いこと、苦しいことから解放され、快楽、刺激、安樂さ、快適さを十分に手に入れることができたが、よろこびがない。快適な刺激をたくさん手にいれられるのに、どうして心はこれほどに空虚なのか？といった精神状況に、私たちは今、確かに陥ってしまっているのである。そして、「これが、いまの日本という豊かな社会に蔓延している、現代文明（無痛文明）の根本問題ではないか。」と彼は指摘するのである。（「無痛文明論」2003）

また上田紀行は、「表面に現れている破竹の経済成長という社会レベルでの成功物語の裏側では、ひとりひとりの『生きる意味』を構築する力の弱体化という、個人レベルでの衰退が進行していたのである。」と指摘している。（「生きる意味」2005）

もはや、行け行けドンドンの共通の目標は、そこにはなくなっている。隣を真似し、うちの家でもと考えることもできない。そう、一人ひとりが、自分で自分の生きる意味を見い出し、創り出していかなければならぬ「現代という困難な時代」が到来したのである。しかも、その生きる意味の追求力、構築力は、我々の中で弱体化し、衰退してきているのである。

#### ⑤自由の裏側に張り付いた現代社会の生きづらさ

それだけではない。そのことに輪をかけるように、より困難な課題がのしかかってきている。確かに私達は豊かになり、人間の「自由意志」による選択の範囲を大いに拡大してきた。情報も限りなく豊かになり、マスコミやネットを介して世界中から情報は集まり、溢れんばかりの膨大な量の情報の氾濫である。しかも飛び交う電子マネーの取引のように、瞬時の判断・決断を要求されたり、生命科学の発展

で、かつては神の領域とされてきた生死の問題や、生命誕生の問題にまで、私達は判断を迫られ、責任を取らなくてはならなくなってきた。そしてグローバルな経済原理は、益々その「自己選択・自己責任」の論理を、強力に推し進めようとしているのである。

では、そうした状況に対抗できる、それだけ強力で総合的な思考力や判断力を、私達は鍛えてきているだろうか。学校で社会教育で、培ってきたんだろうか。答えは残念ながら否、否である。そうした中で私たちは、判断停止を起こしてしまったり、選択肢を自ら異常に狭め、自らの首を絞めてしまったり、情報に流され、あるいは情報操作され、また「自由から逃走」し、代わって誰か強力に判断し引っ張って行ってくれる英雄強者の到来を希求してはいないだろうか。そして、内容や人間性等より、そのプレーニング狂信や強引な強さ、二者択一的で分かりやすい単純化された論理や、外見の格好良さ等で安易に判断したりはしていないだろうか。こうした状況につけこんでの衆愚政治や劇場型政治に熱狂したり、大衆自身が積極的に支え猛威を振るったファシズムの嵐のような過去の無惨な歴史を二度と繰り返さないためにも、現代に生きる私達は、まさにこうした「自由の裏側に張り付いている生き難さ」を生きねばならないのである。しかも、社会連帯のタガが外れ、個々バラバラに分断された状況下においてであり、「生の豊かさが、生の貧しさに容易に反転する危険性」を十二分に覚悟して、生き抜かねばならないのである。

一見、人間関係の難しさに代表されるような、現代人の生きづらさの感覚の奥底に、実はこうした困難な「現代人の精神構造の問題」が横たわっているのだということ、先に述べた経済・社会的な問題と共に、まず押さえておきたい。

### (3) 高齢社会に伴う介護の問題や老人世帯の問題

家族を巡る問題の第3は、私達の平均寿命が伸びる中で、否応なく向き合わねばならなくなってしまった高齢化に伴う「介護」や、老人世帯の問題である。

#### ①子育てと介護の同時進行という新しい事態の出現

異常なスピードの高齢社会の進展で、身体の不自由や認知症を抱えて生きるお年寄りの数が増加の一途をたどっている。介護保険等はできたが、サービスを受けるにはお金がいり、家族が看取ることになることが多いだろう。ここでも、戦後を象徴する核家族の形が、別の角度から崩れ始めているということであろうか。このことは家庭生活にとって、子育てと介護が、同時進行で入ってくるということである。しかもこの時期は多くの場合、子どもは思春期の難しい時期や学費の嵩む時期に当たり、親は親でまた中年の、社会的な責務の大きな、しかも体力や身体状態の低下が気になり始め、更年期障害の時期等とも重なりやすい、苦しい、荷の重い人生の時期となりやすい時期である。このことは、家庭教育のあり方にも、大きな影響を及ぼさざるを得ないだろう。

これは申すまでもなく、今までになかった事態であり、平均寿命が伸びることによって出現した新たな問題である。かつては、60歳の定年後数年で亡くなることが多く、介護のケース等はまれであった。老後はそれほど問題にはならなかったのである。認知症を抱えるお年寄りの介護の難しさがよく報道されるが、今や家庭は、こうした第3の困難な課題を抱え始めている、ということであろう。ちなみに、「子育てと介護」は、共に心身のケアを必要とする営みであるということでは共通しているが、子育てが、成長していく未来に向けての希望ある営みであるのに対し、介護は、その人なりのよき死をまとうさせてあげるための、よき人生の締めくくりに向けての営みである。子育てと介護が同時進行していくということは、こうした二つの方向の営みが重なり合い、進行していくということである。ただ大変だというだけでなく、こうした思いを大事に、意識的に関わっていきたいものである。

## ②人生80年時代の老後の生き方（老人世帯の出現）

人生80年の時代の中で、子どもが自立し巣立った後の老後の夫婦の生き方が、改めて問われてきている。熟年離婚が、取りざたされる昨今だが、男と女の関係性を大事にしながら、共に生きる大きなライフサイクルを見通し、予め老後の姿も視野に入れて生きていかなければならない、ということであろう。また老後を、いかに生き生きと充実して過ごし最期の時を迎えるか。「創年」という考え方や、その人なりに社会参加し、生き甲斐を持って生きるあり方を創ること、また死への準備教育等、ますます重要な課題となってくるだろう。

## (4) 学校化社会、特に「家庭の学校化」の問題

現代の家庭を巡る問題の第4として、特に家庭教育との関連で、このところ益々その度を深め危惧される「家庭の学校化」の問題点を取り上げておきたい。

### ①家庭の学校化現象

家庭は本来、やや理想的な言い方ではあるが、基本的な信頼感を育て、自尊感情（自己肯定感）を育む土台となるところであり、合理性が追求される学校や職場と違い、非合理性の側面も出し合い、認め合い生活を営む憩いの場であろう。また、ありのままの自分であることが許され、家族の一員として、それなりの位置や役割を持ち、安心して居られる居場所でもあるだろう。そうした場であってこそ、基本的な生活習慣や、生きるための価値観の基が形成され、一人の人間として人格の基礎が形成されていくのであろう。こうした言い方は、確かに理想論的過ぎるかもしれないが、そうした要件を何程か含み持っていること、少なくとも、そこでは「育ち」や「生活」といった視点が重要であり、合理一辺倒にはいかない側面を含み持つ場であることは、確かであろう。

ところが、高度経済成長のまっただ中、高校進学率は90%を越えていき、70年代には「教育ママ」の出現や通塾熱の加熱で、学歴社会をめざすことが一般化していく。そして高校・大学受験のみならず、それは幼児期からの早期教育にも波及し幼稚園の「お受験」競争となる。こうした中で家庭は、学校的な価値を、自らのものとしてどんどん取り込み、学校化していくのである。ここでいう「学校的な価値」とは、「学力」という知識・技能の蓄積・ため込みを、ほぼ価値基準の中心に置き、その記憶や蓄積、技能習熟の程度をテストで評価し、序列化し（選別し）ていくという、一連の過程を含む価値観である。学校化した家庭では、「勉強」こそが第一のことであり、人や自然と関わり遊び、二度と帰らぬ「子どもの時間と場」（いわゆる時間、空間、仲間の「三間」）を生きることは限りなく縮小され、そして家の仕事は免除される。親は、この子の将来の幸せのためだと自分に言い聞かせ、学校と同じ尺度で我が子を見て、口を開けば勉強しなさい！早く速く！（さっさと効率的に！）と叱咤激励する。そして挙げ句の果てに、学校の先生よりコワイのは、お母さんやお父さんだと言わされることになる。不況の10年の中で、一時低調になるかと思われたが、学力低下キャンペーンに煽られて不安になり、またぞろ学校化の傾向を強めできているように感じられてならない。こうした中で、生きるために何としても必要な子どもの自尊感情は、どんどん低められ、基本的な生活習慣は未形成で、「早寝早起き朝ご飯」なぞと国をあげて声を大に叫ばなければならない状況の到来なんて、何と本末転倒した世の中だろう！また学校・家庭・地域の連携等と極めて安易に語られるが、それはそれぞれの独自の価値や役割を前提に置いた上での緩やかな連携であり、学校価値に一元化することではないはずである。

家庭教育を考えるとき、この学校化の問題は、外すことの出来ない基本的な問題であると、私は考えている。そしてその上で、二度と帰らない「子どもの時間と空間」を出来る限り保障していくこと、それぞれの子どもには多様な持ち味、価値があり、それを認め引き出し育てることこそが子育てであり、

そこに喜びがあるのだ、ということもまた、外さないようにしておきたいのである。

それから、もう一つ気になる「家庭の学校化」の問題点は、それが、家庭の持つ教育的な営みを、どんどん外注化していく、知らぬ間に、本来持っている自前の家庭の教育機能を、限りなく喪失してしまっててしまうということである。それは家庭の立て直しを、ますます困難なものにしてしまっててしまうだろう。(逆に学校は、ますます様々な教育機能や新たな教育課題や内容を抱え込まれ、肥大化し、週5日に授業時間が削減された中で、ますます身動きがとれなくなってきたいるのではないだろうか?これは、切実な現場の実感である。)

ちなみに私は、学校的な価値について、やや極端化し戯画的に描き過ぎたかもしれないが、学校における学校的な価値を、全面的に否定するものではない。ただ、それと共に、自ら学び、感じ考え、判断し、表現創造していく力こそは、溢れる情報を吟味し活用し、新たな生き方を自ら創り出していくためには是非とも必要な力であり、21世紀を主体的に生きるための、不可欠の力だと考えているのである。そしてその力が余りにも脆弱であり、伝統的な学校的な学力と共に、その力を本気で、全力をかけて育て培っていくことこそが必要ではないのか、と訴えているだけなのである。決して、あれかこれかの二者択一的な、単純な論理で語っているのではないつもりである。

## (5) 欲望を限りなく煽る情報化・消費化社会と、欲望達成の手近化

最後に第5の問題として、猛烈なスピードで進展していく「高度情報化・消費化社会」のもたらしている深刻な問題を取り上げておきたい。

### ①欲望を煽る社会が、嗜癖化・依存化傾向を助長する

これでもかこれでもかとコマーシャル情報を垂れ流し、人々の欲望や不安を煽りたてる社会。かつての社会が持っていた「晴と雲」の区別や、快樂のけじめ、年令のけじめは失われ、年中、欲望を煽り立てられ、実のない楽しい喧騒が満ち溢れた、幻想の快樂ワールドのオンパレード。それは個のバラバラ化と相まって、他者と分かれ合う集団的な楽しみではなく、個人的な嗜癖傾向に、はまり込んでいくことを強めていくことだろう。アルコールやギャンブル始め、様々な依存症が家庭にも侵入し、家庭崩壊の一因ともなっていく所以である。

### ②拝金主義の横行と欲望の手近化

また、そうした欲望を叶えていくためには、お金がいる。金さえあれば、何でも出来るし、金のためなら何でもする、儲けるためなら結果の善し悪しなど拘泥しないといった、拝金的な傾向を蔓延させている。こうした傾向と絡んで、短絡的な遊ぶ金ほしさの強盗殺人事件やひったくりや、カードローン等のカード破産や闇金地獄、かつての街娼などと違い、極めて身近で手軽な「援助交際」などという買売春、子どもをターゲットにしたあくどい商売等々、目を覆いたくなる状況である。特に問題なのは、欲望を叶える手段が、携帯やネットや、次々と便利さを売り物に勧められる手軽なカードのように、羞恥心や罪悪感、金銭支払いに伴う金銭感覚等抱く事なく、極めて身近で、かつ大人から子供までボーダレスに、ちょっと手を伸ばせば手軽に利用できる形で、日常生活の中に、機器やシステムがいくらでも転がり、張り巡らされていることである。これもまた、今までの社会になかった全く新たな傾向であり、ますます進化していく危うさであるだろう。

### ③IT発達の影の部分。匿名性の持つ悪魔的な暴力性

ITの急速な発展は、確かに世界を一つにしてしまうような画期的な文明の進歩といえるだろう。しかし、その影の部分への配慮を欠いた急速な進展は、人間と人間の関係性や、社会のあり方をも変えてしまいつつあるのではないだろうか。正誤、正邪併せのむ膨大な情報の氾濫や、人間の思考力や

前頭前野の衰退、先に述べた、手近な欲望実現へのツールになっていくこと等々、深い危惧の念を抱かざるを得ない。

それに加えて、情報の「匿名性」がもたらす問題は深刻である。自分のイライラやストレス発散のために、正体を隠し匿名で、目を覆うような言葉と形で相手を誹謗中傷する暴力。しかも、手近に、誰でもが、大量に、瞬時に、そうした陰湿な暴力を、いとも手軽に行使（発信）することができる、極めて身近かで手放しがたい魅力を持った文明の利器の出現。相手から身を隠し、安全地帯に隠れ、罪悪感も対面時と違い、殆ど感じることもないだろう。また全くの他人になりますことも簡単に可能である。それらはどんどんエスカレートし、ゲームやそうした体験の中で培われる「全能感」等と相まって、人の痛みなど感じることなく、人を限りなく痛めつけ支配して快感を得るサディスティックな暴力やDV、ひいては愉快殺人や大量連続殺人、そして悪質な詐欺や犯罪等に容易に繋がっていくのではないだろうか。それは個の内面を崩壊させ荒廃させていくだけでなく、この社会全体を支える、人々の意識やモラルの根底をも突き崩し、その内部から崩壊させ荒廃させてしまっててしまうのではないだろうか。そんなことは大仰な杞憂であると、誰が自信を持って断言できよう…。

家庭を巡る問題を考える際にも、大人子どもの区別なく、心の奥底深く浸透している電子環境の問題に、私達はどう対処していくべきのか。これは目を背けたり、バラ色の未来で誤魔化したり、分からないと判断放棄してはならない、この社会が抱えて込んでしまった根本的な問題であると私は思うのである。

#### (6) 「1998年問題」というとらえ方

以上に述べてきたような、家庭をめぐる5つの様々な問題状況は、山田昌弘が指摘しているように、確かに1998年前後あたりからの、ここ10年余の大きな変化と言えるだろう。（私自身は、そこに至る大きなターニングポイントとして阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件が起こり、ウインドウズ95が出た1995年あたりからと考えている。）山田氏はそれを1998年問題として、自殺者の3万人突破や雇用悪化の深刻化、失業者、特に若年労働者の失業の増大、虐待や少年犯罪の急増、少子化の質的変化等をあげている。そして「現在日本で問題化されている家族に関する現象（雇用や教育、犯罪を含む）の多くが、1998年前後に問題化、もしくは、深刻化しているのだ。」と述べているのである。（山田昌弘「迷走する家族」2005）あの「学級崩壊」が問題になったのもこの年であり、世を震撼させた酒鬼薔薇事件はその前年である。

くしくもこの年は、「次世代を育てる心を失う危機」という副題を持つ衝撃的な中教審答申が出た年でもある。そこでは「このような大人社会全体のモラルの低下を背景に、新しい時代への夢を語り、未来を切り拓く大切さを伝えようとしない大人、子どもに伝えるべき価値に確信を持てない大人、しつけへの自信を喪失し、努力を避ける大人、子どもを育てることをわざわざ感じた人が増えている。子どもの心を育てるべき大人社会が、こうした『次世代を育てる心を失う危機』に直面していることこそ、我が国の抱えている根本的な問題である。」と述べられている。（中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために」1998.6.30）

この大人社会の問題、そして「子どもの育ちの問題は、まさに大人社会そのものの問題なのだ」という問題意識なくして、この家庭教育の問題を考え追求していくことはできないと私は考えている。そして、だからこそ「現代の家庭を巡る問題状況」としてこだわり、長々と述べてきたのである。

## 2 家庭教育学級を巡る問題状況

次に、こうした家庭状況を背景に、家庭教育のあり方を考えていく「家庭教育学級」が陥っている問題状況について、松戸市の場合を例に考えてみたい。

### (1) 松戸市の家庭教育学級について（その概要）

#### ①目的とその基本的なポイント

「家庭の教育力支援の一環として、小学校の保護者どおしが、家庭教育や家庭のあり方について、学校と連携しながら、学年の枠を越えて話し合い、交流し、豊かな人間関係を基盤に、自主的、集団的、継続的に学習する場として開設。」

#### <基本的なポイント>

- ア. 家庭の教育力回復への支援事業である。立派なことを教えたり教化することではなく、家庭自身の本来持つ教育力を引き出す「支援」事業である。
- イ. 「家庭教育や家庭のあり方について」、まさに「家庭はすべての教育の出発点であり、21世紀教育の重要課題である。」
- ウ. 学校と連携しながら（学校長の判断で、各小学校44校に開設。）

一般に「家庭教育学級」は、公民館等で講座形式で行われることが多いが、松戸市の場合は、各小学校に開設する「松戸方式」をとっている。

#### <松戸方式、そのメリットとデメリット>

##### メリット

- ・学校との連携を重視（学校教育と社会教育の連携の場として）
- ・各学校の独自性、自主性、柔軟性、地域性等が發揮でき、他の団体との合同開催などもやり易い。
- ・松戸市の公民館1館体制の弱点を補う、地域拠点になりうる可能性を持っている。

##### デメリット

- ・ともすれば各学校バラバラの取り組みになってしまい、横の繋がりが弱く、それぞれの学級が、孤立開催の形になり易い。それだけ、学級長の負担も大きくなる。
- ・主催者の公民館そのものの地域密着度が低く、どうしても知名度が低い。そのためか公民館主催の意識は希薄である。（松戸市は47万都市だが、公民館は一館しかない。それは地域の学習拠点としては決定的な弱点だが、指定管理者制度等で全国的に地区館の機能が衰退していく傾向の中で、本市公民館がその専門的な機能を維持し得ていることは、考えようによっては、利点であるとも言えるだろう。）

#### エ. 学年の枠を越えて話し合い交流する相互学習（一方的な承り学習にあらず）

#### オ. 自主的・自発的な学習（自発的な意志で、自ら課題を見つけ、気づき、追求し、問題解決を図る場）

#### カ. 集団的、継続的に学習する場（一人学習や、単発的な学習にあらず）

つまり家庭教育学級は、あくまで学級生自身が、学年の枠を越えて、自分達で課題を考え、自主的・自発的に、また集団的・継続的に企画・運営していくところに、その基本的な特質がある。また、こうした中で培われる企画力、交渉力・調整力、表現力、社会参加力等も、生涯学習の一環として、子育てと自分育てという2つのねらいを支える、方法的な力として重要なのである。

#### キ. 家庭教育学級の二つのねらい：「子育てと自分育て」

「豊かな人間関係づくり」は、家庭教育学級の基盤であると共に、人間関係が希薄な現代にお

いては、それ自体が課題でもある。また、そうした人間関係づくりや、学習を通して自分と向き合い、自己課題を自覚し、家族も含めての自分の生き方を考え、創りしていく「自分で育て」ということも、現代家庭教育学級の、大きな課題の一つである。

ク. 学んだことや、培った力を、他者や地域に生かし還元していく「学びの発展」を視野に入れて。

#### ②松戸市家庭教育学級事業の基本的な枠組

松戸市家庭教育学級事業は、公民館が担当する教育委員会主催の社会教育活動であり、運営は公費で賄われる。学級主事は、各小学校の教員の中から適任者が選ばれ、教育委員会が委嘱することを原則としているが、実際には教頭がその任に当たっている。尚、家庭教育学級運営予算は、公民館の取り組み事業の中でも、最大規模の予算を費やしている事業である。それだけ、子育てや家庭教育の支援を、公民館の重要な事業の一つとして考えているということである。

#### ③学級主事、運営委員会、公民館の役割分担

ア. 学級主事…学級の円滑な運営を図るため、開設校ごとに教員1名を学級主事として委嘱。学級主事は、運営委員会等において、学級の企画・運営について助言、支援、指導する。(あくまで学級生の自主性・自発性を大事にし、生涯学習としての企画力、運営力、社会参加力等を育てながら)

イ. 運営委員会…家庭教育学級運営のための組織

- ・学習計画及び年間計画の企画立案
- ・講師の選定と依頼
- ・学習方法及び資料等の選定
- ・各種交渉に関すること、等を行う。

ウ. 公民館…家庭教育学級全体の取りまとめ（講師謝金の支出や記録のまとめ等）

共通行事（合同開級式、運営委員対象の地区別連絡会・研修会等）や、情報交換会の実施、及び各学級の学習相談・支援等を行う。

#### ④運営のサポートや改善のための組織

ア. 合同開級式…学級単独では招聘しづらい講師を招いての合同の開級式

イ. 地区別連絡会及び運営委員研修会…松戸市内を3地区に分け、その地区の学級の代表者が集まり、連絡と情報交換、研修会を、学期に1回行う。

ウ. 情報交換会…3地区からそれぞれ2校を毎年選出し、6校の学級主事及び運営委員で構成。学期に1回行う。内容は、家庭教育学級の課題を洗い出し、その改善策を話し合い、各学級運営に生かすことを目指している。(2)に述べる「家庭教育学級の問題状況」は、その際に話し合った内容をもとに整理したものである。

エ. 学級長会…H17年度から、学級長有志によって自主的・主体的に立ち上げられ、学級長同士の情報交換や支え合い、ネットワークづくりに大きな意義を持つものである。ただ残念なことに、ただ今は、休会中である。

オ. 公民館運営審議会…公民館長の諮問による審議会であるが、H15~16年度、家庭教育学級のあり方について審議され、答申が出されている。中学校版家庭教育学級はその答申に基づいて立ち上げられたものである。

尚、この公民館運営審議会はH11年の社会教育法一部改正で、任意設置となったが、松戸市では従来通り必置として重視している。また審議委員は、現在、清水英男委員長（聖徳大学教授）以下10名で構成されているが、その内の3名が20代の若者である。これは若者の意見や感覚も大事にしながら、新たな都市型公民館のあり方をめざそうとする、全国的にも珍しい画期的な公民

館運営審議会ではないだろうか。

#### ⑤家庭教育学級の系統的な発展

松戸市では各小学校で開設の家庭教育学級の他に、幼児家庭教育学級と中学校版家庭教育講座を開設している。

##### ア. 幼児家庭教育学級

「仲間をつくってイキイキ子育て」等のテーマのもと、3歳児とその保護者を対象に、全12回の講座として取り組んでいる。基本的には母子分離した時間を確保し（保育つき）、その中でたっぷりと自分の思いや子育ての悩みを打ち明け合いながら、次第に和気藹々とした雰囲気の中で、自分の子育てを振り返り考えていく時間として、毎年開設されている。今年度からは、その重要性を考慮し、2地域での開設に増やし展開している。

これは、子育て不安を抱える若いお母さん方の要求に応える子育て支援の重要な一翼を担っていると共に、そこから毎年、画期的なことに、新たなグループが生まれ、継続的なネットワーク活動が展開されていること、また、そこで学んだ人たちが、やがて小学校家庭教育学級のメンバーとして、学級を支えていく人材として繋がっていくということは、大変重要なことだし、行政的な戦略<sup>ストラテジー</sup>としても、意味あることだと考えるからである。

##### イ. 中学校版家庭教育学級講座

これは、小学校とは違い、子どもも親も戸惑いがちで不登校率も跳ね上がる中学校生活にあって、子どもをよく見取りながら、親自身どう子どもと向き合い、関わっていけばよいかを考えていく契機となることを願い、開設されたものである。（H16の松戸市公運審の答申を受けて）

全6回の講座だが、現代中学生の抱える様々な問題状況について考えることを始め、電子環境の問題、性教育や思春期発達に伴う様々な問題、親子関係やコミュニケーションのあり方、現場の教師（校長が多い）からの、現場での中学生の生活の実態と学校側の考え方等々。最終回は、グループ討議も交えて展開される。中学生の子どもを持つ親は、大なり小なり、それぞれに我が子の問題を抱えて参加されており、幼児家庭教育学級と共に、そのニーズが非常に大きい家庭教育学級活動である。

以上が、松戸市家庭教育学級事業の、大まかな概要である。

## （2）家庭教育学級の問題状況

### ①家庭教育学級が抱える基本問題（7つに絞って）

#### ア. 家庭教育学級のねらいと、実際の活動との間のギャップ

趣味的なものには沢山の人が集まるが、講演等には余程マスコミ等での売れっ子でない限り集まらない。

- イ. 本当に来て欲しい、学んで欲しい人に来てもらえない。「サイレントマジョリティ（沈黙の多数派）」にどう対処するか、難しい問題である。学級生となる比較的生活の余裕のある人たち（趣味的なお楽しみ活動に走りやすい）と、全く興味関心を示さない人たちとの二極分化の現象？
- ウ. 特に、ここ数年、働く母親が非常に増え、なかなか参加してもらえない。中には学級生が集まらず、学級成立が危ぶまれるケースも出てきている。従来は低学年の間は、家庭に居るという場合が多かったが、今や入学式の翌日から働きに出るというのもザラで、“家庭教育学級に行く時間があったら、お金を稼ぐ”と言われてしまうのだそうである！
- エ. 趣味的な活動を中心とした、楽しい雰囲気はいいとしても、本当に問題を感じ悩んでいる親が、

相談し、話し合い、支え合う形が創りづらいこと。

オ. PTAとの関係づけ（位置づけ）や、実際上の関わり方が難しい。

カ. 学校教育と社会教育との間の、相互理解不足。うまく連携が取れること。

キ. 父親の参加がほとんど見込めないこと。

## ②その原因分析…「家庭教育学級のねらいと活動とのギャップ」が起こる要因

これは、他の問題の殆どに関わる基本問題であるとして、平成17年度情報交換会のテーマとして討議されたものである。その具体的な切り口は「どうして趣味的なものには多く集まり、講演等には人が集まりにくいのか」ということであった。以下はその討議を、若干補いながら整理しまとめたものである。

### <外的な要因>

ア. 講演のつまらなさ。聞き手の身になって支援してくれる話でない事が多い。（実際はそれ程でもなくとも、そうしたイメージが広範に浸透している？）

・情報そのものは氾濫していて、求めれば簡単に手に入る。公的機関の主催する講演会やカルチャーセンター等で、有名な講師の話も聞ける社会状況。

### <学級生自身の側の要因>

イ. 現在の日常生活を変える事への「煩わしさ」（面倒、億劫という意識）

・一歩踏み出す勇気や意志が、なかなか湧かない。

ウ. （子どものみならず）大人もまたコミュニケーション能力の不足や人間関係づくりの苦手意識のため、関わるのが億劫になり、躊躇してしまう。

・子育てのことや家庭のことを相談できる、開かれた関係ができにくい。親の横の連絡や繋がりがなく、身近な繋がりができる切っ掛けや場がない。

エ. 生活に余裕がない。就労しており、経済的にはもとより、参加する時間的、精神的な余裕がない。ここ数年来の働く母親の圧倒的な増加で、今後益々、この傾向は深まり学ぶ余裕を失って、学級の存立自体が危ぶまれる状況に？

・疲れており、時間があれば、とにかく休みたいという意識が優先する。

・乳幼児期と違い、学校へあがればもう手が空くと考えるのだとも言われる。

オ. 家庭教育学級に求めているものや、抱いているイメージと現実活動とのズレ。

・学年の枠を越えて話せる楽しい触れ合いの場だから、家庭教育学級に参加している。求めている「楽しさ」とは、趣味的なものがやれる楽しさ？

・学級に参加しサービスは受けるが、企画・運営には参加したくない。運営や係を引き受けるのはしんどいし、責任を負うことは負担である。

・校長、教頭先生と身近に話せることや、普段の子どもの姿や学校の姿が自然な形で見られ分かるから参加している。

カ. （とりあえずは今の）自分に関係ない、と自己と切り離した意識の問題。

自分と他者や社会、現代的な課題等と関連づけ繋げて考えることの弱まり。個への閉塞化（バラバラ化、一種の引き籠もり、狭く枠づけ視野狭窄）

キ. 「家庭教育学級のねらい」そのものが、きちんと理解されていないこと（暇な人の高尚なお勉強の会、堅苦しい勉強や子育てお説教の会のイメージ。兎に角「堅苦しい」という意識は、かなり強く意識され浸透しているよう）

・よく知らないし知ろうともしない。家庭教育学級の便りも読まれていない。

・学級生や運営委員でさえ、趣旨内容についてよく理解していない人もいる。

・ネーミングが堅く、取りつきにくい。

- ク. 現代に蔓延している意識傾向や風潮が、全般的な状況として大きな要因になっているのかもしれない。(真面目なこと、本質的なこと、難解なこと、じっくりと時間をかけて深く追求すること等が敬遠され、何事も軽く、楽しく、手軽に、時間をかけず、表面的で深入りしない生き方や付き合い方、すぐ役立つハウツウやスキル（資格）やマニュアル等、すぐに役立ちメリットがあるかどうかに左右される傾向や風潮、等々。「家庭教育学級で学びたい等と思っている親が今時どれだけいるのか？」という厳しい意見も出されたりした。)

#### ＜間接的な要因としての、学校やPTA等の理解や連携のあり方の問題＞

- ケ. 学校側の家庭教育学級や公民館活動、社会教育に対する認知度、理解度は活動内容にも大きな影響を与える。学校教育活動の中に位置づけて考えていくか否か、学校との良き関係が築けるか否かは、極めて大きい。保護者全体の理解を得たりアピールしていく上でも、その影響力は大きい。
- ・学級主事として関わるべき教頭先生の忙しさ。たとえ家庭教育学級への理解があっても、なかなか関わることが出来ない現実がある。その忙しさの中で、助言や示唆や協力がもらえるよう、いかに良い関係が築けるかどうかは、家庭教育学級の活動を規定する大きな要因である。
  - ・PTAとの良い関係が築けるか否かも、全体の保護者への理解を得る上で、かなり大きな影響力があるだろう。

原因分析は以上だが、かなり学級生の意識や他の基本問題についても、関連的に捉えられたのではないだろうか。中には「考えるべき問題は、趣味的であるかどうかではなく、そこで何がねらわれているかである」という貴重な意見もあった。平成18年度は残された課題「子育てや家庭の問題に悩みを持つ人達も参加しやすい、一緒に考え合い支え合える家庭教育学級はどうあればよいか」というテーマで討議された。以下には、その時の討議内容も一部加えて、まとめておきたい。

#### ③取りうる「手立て」（対策）について

##### ア. 「家庭教育学級の基本的なねらいやポイント」の明確化と共有化。

- ・出来る限り多くの機会を捉えて明確に伝え続け、誤解を解き、共通理解を得ていくこと。ポイントを外さず、分かりやすい言葉でアピールすること。

##### イ. 積極的なPRの必要性。

- ・ネーミングの堅さへの対処(ex「さんさん寒風」などの愛称化) 但し「家庭教育学級」という正式名称は残し、どこかに付記しておく。
- ・目にとまりやすい表題やレイアウトを工夫しての広報活動と共に、「口コミ」で個別的に誘うことが非常に重要。そうした口コミや個別のパーソナルなネットワークの広がりこそが、億劫さや面倒さを越えて一歩踏み出す力となり、活動の理解や関係性を広げていくものになっていくだろう。
- ・事前・事後の対処。特に事後の活動内容の分かりやすい報告、アピールが大事。この場合も口コミで具体的に話し、今度は一緒に参加しましょうなどと説くことは効果的である。
- ・一目で家庭教育学級のお便りだと分かるよう、常に同じ色上質紙で印刷していると、工夫している学級の提案もあった。
- ・働いている母親を参加しやすくするために、年間計画や、具体的な活動内容について、1ヶ月以上前に連絡しPRしておく必要がある。

##### ウ. 学習内容や学習方法の工夫

- ・バランスのとれたプログラムや計画作成を心がける

二つのねらいのどちらかに偏らないように配慮。外せない基本は子育て。

・他学級との共同開催の工夫

近隣家庭教育学級との連携。年度初めの学級長会での情報交換は有効だろう。PTA 文化部や成人教育部との連携等も視野に入れて。共同開催することによって、一校の規模では呼びにくい講師を招聘すること出来るし、他との繋がり、ネットワークが生まれることが大事なこと。

・参加型の話し合い、グループ討議等を入れた、学習方法の工夫。

講演等の場合でも受け身の受講の形から、少しでも話し合い、感想や思いを出し合う参加型の学習を大事にしていくこと。(学習方法の改革)

・話し合いが深まるための学習材の工夫

視聴覚教材を加える等、後の話し合いの中で具体的な悩みや思いが出しやすい学習材を選ぶ。そのために地区別連絡会や学級長会等での情報交換や、より詳しい講師や視聴覚教材についての一覧表を、公民館が作成すること。

・学級生の自主的・主体的な参加を促す工夫

学習内容のグループ別担当制や、上記の参加型学習のあり方など。

エ. 幼稚園・保育園からの繋がりのある新1年生や低学年保護者をターゲットに入学説明会や入学式での勧誘。道具袋の制作等も合わせて行っている所もある。幼児家庭教育学級でのPRも大事だろう。(但し、こうした繋がりは、それ以上に発展していかなければ、どっと入るが、またどつとやめていくことにもなりかねないので、要注意である。)

オ. 地区別連絡会を中心とした情報交換会、学級長会を機能的に繋ぐシステム化

趣旨徹底と情報交換機能を生かすためにも、このことは重要である。

カ. PTAとの特質の違いを生かした連携・共催のあり方の積極的開発

この事は、PTAの成人教育活動が衰退していく中で大事なことだろうし、PTAがない学校の場合は、より重要になってくるだろう。

### <家庭教育学級とPTAの共通性と相違性について（比較対照表）>

	P T A	家庭 教 育 学 級
ねらい	児童の健全育成 学校教育に軸足をより置いている	児童の健全育成・家庭のあり方と自分育て。 家庭に軸足を置いている
設 置	各学校に設置（非設置校もある）	各学校に設置
運営費	PTA会費（保護者から徴収）	公費（市）
加 入	任意加入が原則だが、半ば強制的 義務的加入が現実の姿である	あくまで学習者の自発的参加
組織の規模	全保護者を対象とする大組織。 市町村、都道府県、全国組織に繋がる。総会、規約があり、小回りがきくにくい	保護者の一部で構成される小組織。 たくさんの規約などは無く、小回りがきく柔軟に対応できる。他組織との連携もとりやすい。
活 動 内 容	学校との関係が大きく、学級・学年経営の支援を始め、教育環境整備安全、学校行事への協力等「学校への支援活動」が基本となる。	基本的には、学校支援活動等に縛られることなく、家庭に軸足を置いた「学習活動」が基本となる。

※共に「児童の健全育成」を最大のねらいとするが、軸足の重点の置き方が違っている。問題になる運営費の基本的な違いは、きちんと自覚して運営する必要があるが、最大の違いは、家庭教育学級が自発的な参加の小規模組織であり、柔軟性のある小回りのきく活動が可能な事である。この特質を十分に自覚し、生かしていくことが重要であろう。

キ。学校の理解、位置づけ。学級主事の役割の重要性の指摘。学校教育と社会教育の相互理解の必要性。この事が家庭教育学級の活性度を大きく左右する。開かれた学校や、学校を核とした新しい地域コミュニティの形成が求められているが、そうした形を実現していく上でも家庭教育学級は重要な役割を果たすだろう。また今や、家庭の問題を抜きにして学校経営は難しいと思われるが、その家庭の問題に関わっていける最大の窓口でもあるだろう。そうしたメリットをきちんと評価し、学校経営の中に位置づけられるよう働きかけていくことが必要である。またそのためには、「学校でできること（やるべきこと）、できないこと。家庭でできること（やるべきこと）、できないこと」を明確に整理していく必要がある。それは、それぞれの役割分担を明らかにしていくと共に、現代における学校と家庭の存在理由を明確にしていくことにもなるだろう。これは安易な連携を語る以上に、まずもってやらねばならない重要な課題である。

それにしても、余りにも学校教育と社会教育の間が断絶している事を痛感している。学校側は、公民館の活動を殆ど知らないし、どこに在るかもよく知らない教員が多い本市の現実。全般に教育を、ほぼ学校教育と同義にとらえてしまい、社会教育は一段下の曖昧なものだと軽視してしまう傾向は否めないだろう。社会教育の場で常識となる重要な「学習権宣言」（1985）についても、まずはほとんど知られていない。逆に社会教育の側も、学校教育の具体的な実態や基本的な課題について、ほとんど理解出来ていないのではないか。また学校に対する具体的なアピールやアプローチ等も、殆どなされてこなかったというのが現状ではないだろうか。平成17年に再開された学級主事のための「家庭教育学級主事研修会」は、その意味でも更に充実していく必要があるだろうし、公民館での研修会や学校での研修会に、双方の教員や職員が関わっていくあり方を創り出していくことも、益々必要になってくるだろう。またそのようなことから、元学校教員が社会教育指導員となる場合、学校教育と社会教育とを繋ぐ視点を明確に持ち、そのパイプ役としての役割を果たしていくことを大事にしたい。（生涯学習時代の新たな「教育」のあり方を、「学び」を核に、より広い視野でとらえていくために。）

### 3 手短なまとめ（家庭教育に携わる者の覚悟）

今や家庭や家庭教育の問題に携わる者は、以上の2つの異質で大きな難問と向き合わなければならぬ。一つは現代社会そのものが抱えてしまっている家庭や家族の存立そのものが危ぶまれるような危機的な問題であり、どこから手を付ければよいのか、どうにもできず立ち往生してしまうような質の困難な問題である。もう一つは、家庭教育学級の難しさに表れているように、実際活動上、人が集まらないとか、趣味やお楽しみ会に流れるといった、やってもやっても糠に釘のような空しさ、手応えのなさに囚われてしまうような質の問題である。一見、学校教育等に比べ容易いものと安易に捉えられがちだが、家庭教育に関わろうとする者は、この「困難さと空しさ」の二種類の難問に対して、余程覚悟して臨まなければ、にっちもさっちも行かなくなってしまうだろう。

### III 家庭教育学級の歴史を振り返る

次に、そうした家庭教育学級が、どのような推移をたどって現在の姿があるのか、国の施策と、松戸市に於ける家庭教育学級活動という2つのレベルで追求してみたい。

#### 1 家庭教育学級に関わる国の施策の推移

##### (1) 戦前の家庭教育施策

- ・昭和4年 文部省社会教育局設置
- ・昭和5年 文部次官通牒「家庭教育振興二閑スル訓令」
- ・昭和17年 文部省社会教育局「戦時家庭教育指導要項」を通牒  
「皇國ノ重責ヲ負荷スルニ足ル健全有為ナル子女ヲ育成薰陶スペキ家庭教育ノ振興ヲ図ルハ正二刻下ノ急務タリ」
- ・昭和17年 厚生省、優良多子家庭表彰（生めよ殖やせよお国のために）  
※正に戦前、家庭教育は皇國のためにあり、戦時体制の維持継続のための絶対的な必要条件として要請されたのである。きな臭い時代に必ず問われる国家要請として、このことは忘れてはなるまい。

##### (2) 戦後、終戦直後から55年体制、高度経済成長始動初期までの施策

- ・昭和20年 文部省社会教育局長通牒「昭和20年度婦人教養施設に関する件」が出され、文部省家庭教育指導指定市区町村が定められ家庭教育の学習機会が設けられた。（母親学級、両親学級等）
- ・昭和24年 社会教育法制定。
- ・昭和26年 文部省社会教育局に婦人教育課設置。家庭教育施策を所掌。  
※熱く格調高い寺中文部次官通牒「公民館の設置運営について」が出たのが昭和21年。民主主義社会形成の基盤としての熱意溢れる教育活動が、各地に生まれた時代である。だが、その後の朝鮮戦争特需による経済復興以降の取り組み施策については、昭和34年の公民館設置基準策定等、いろいろあると思われるが、残念ながら調べられていない。

##### (3) 昭和37年から昭和62年あたりまでの施策。（本格始動）

- ・昭和37年 文部省に「家庭教育専門研究会」を設置。各種の家庭教育関連資料を作成し配布。学習内容の基本的資料として活用される。
- ・昭和39年 市町村が開設する「家庭教育学級」に対して国庫補助開始。  
家庭教育学級本格的始動の年であり、以後各市町村に続々開設される。昭和39年8,322学級が昭和61年には26,341に。
- ・昭和45年 家庭教育TV番組「親の目、子の目」放送開始。
- ・昭和46年 都道府県「家庭教育（幼児期）相談事業」開始。国は経費補助。
- ・昭和50年 「乳幼児学級」に国庫補助開始。
- ・昭和54年 都道府県、指定都市「家庭教育総合セミナー」に国庫補助開始。
- ・昭和56年 「明日の親のための学級」開始。（新婚・妊娠期のこれから親になる男女を対象。核家族化・少子化への初期的対応？）

- ・昭和61年 「働く親のための学級」開始（共働き家庭を対象に）
  - ・昭和62年 「家庭教育地域交流事業」（臨教審の新井戸端会議を受けて）
- ※高度経済成長政策と軌を一にし、中期には「専業主婦」のピークとも重なり、夫は猛烈社員として経済発展を支え、妻は家庭を守る、戦後家庭の基本形態が確立し、豊かな社会に向けて邁進していくった時期である。殆どの市町村の家庭教育学級はここに源流を持っていると言えるだろう。しかし社会の変化に伴って社会課題も変容していき、それに対応する形で、新たな学級や事業が次々と開設されていった、ということであろう。

#### (4) 昭和63年から、平成7年、10年を経て現在までの施策。（2期に分ける）

- ・昭和63年 文部省社会教育局を「生涯学習局」に再編
  - ・平成元年 「思春期セミナー」開始（思春期の子を持つ親を対象）
    - 「すこやか家庭教育相談事業」開始（昭和46年事業の拡充）
  - ・平成2年 「生涯学習振興法」施行。1.57ショック。
  - ・平成4年 「学校週5日制（月1回）」始動
  - (・平成7年 阪神淡路大震災。オーム地下鉄サリン事件。Windows 95)
  - ・平成10年 中教審答申「新しい時代を拓く心を育てるために」
    - 男女共同参画学習課「家庭教育支援室」を新設
  - ・平成11年 生涯学習審議会答申とそれを受け「全国子どもプラン緊急3ヶ年」の始動。
    - 「家庭教育手帳・ノート」配布（平成16年、リニューアル）
  - ・平成13年 家庭教育学級国庫補助、廃止。
    - 「社会教育法」改正。市町村教育委員会の仕事に、家庭教育の学習機会及び青少年の体験活動の機会の提供と奨励を明記。
  - ・平成15年 「少子化対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」
  - ・平成16年 家庭教育支援のための「子ども子育て応援プラン」
  - ・平成18年 「教育基本法」改正。第10条に「家庭教育」の項を新設。
- ※バブル期と重なりながら、臨教審答申の生涯学習体系への移行開始。しかし1.57ショックに続く平成7年の社会を震撼させた大事件を契機に、様々な社会問題が現象化してくる。いわゆる1998年問題である。これは、その後のあからさまな市場原理導入のアメリカ型構造改革路線遂行の中で、大幅に二極分化した格差社会を到来させ、今や、家庭及び家庭教育にも深刻な影響を与えているのである。

## 2 松戸市家庭教育学級の推移（「松戸市家庭教育学級44年史」概要）

### (1) 昭和39年から昭和50年まで

- ・昭和39年、地域開催の3学級でスタート（松戸、常盤平、小金）、小中合同。第1学年父母の募集や、小学校開催と地区開催の混在など様々な模索が続く。昭和39年は、現在の市民会館が建てられ、そこに公民館が設置された年である。昭和27年からの小金分館はこの年、小金公民館と名称変更。
- ・昭和43年からは小学校開催（10校）に落ち着く。開始から5年という極めて早い段階から、「松戸方式」と呼ぶ小学校での開催方式を、本市ではとっていたということである。規定は参加者50名以上、20時間以上の開設。

「PTA主催。単位PTAの成人教育活動の一環」として位置づけ、翌44年には目的に、「家庭教育

育の振興をはかるため、市教育委員会が主体となり、PTA の会員を対象に、家庭教育の重要性を認識し、家庭において子どもを正しく導くために、そして子どもに理解され受けとめられるための知識、態度を身につける PTA 成人教育活動の学習の場として開設する」と明記。

後援として、松戸市 PTA 連絡協議会の名が入っている。この PTA との関連づけが、初期の大  
きな問題点であったようで、昭和46年には、目的から成人教育の文言が消え、「PTA の協力のもとに」開設と変化。翌47年にはわざわざ「家庭教育学級と PTA との関連」との但し書を付け「この学級は教育委員会が主催するものであるが、教育委員会は家庭教育学級の運営等について PTA に委嘱するものであるから、PTA 行事（成人教育活動）の一環として、PTA の協力のもとに開設することを条件とします。」等と記載。後援も松戸市各単位 PTA となり、以後「市P連」の名は消える。

- ・昭和44年には中部幼稚園 PTA が参加。会員数は100名を超す学級も現れる。しかし45年には「応募するが全然出席しない学級生が多い。学級の趣旨徹底が必要である」とのことが、早くも問題点の第1に挙げられている。

※この年、公民館を市長事務局へ移管。

- ・昭和46年、小金幼稚園が加わり、小学校13、幼稚園2の15学級。

- ・昭和47年、三歳児の母親対象の「幼児家庭教育学級」開始。40名定員の公募で全10回の講座体制。これは国の施策に3年先んじて実現した特記すべき本市の試みであり、その後も基本的な開催形態を縮小せず継続発展させ、今日に至っている。また家庭教育学級生は30名以上との規定が明記された。

- ・昭和48年、県立松戸養護学校が加わる。小17、幼2、養護1 + 幼児家教1。

- ・昭和49年、小金公民館廃止。

※この期間、特に初期にはそうそうたる講師の名が並ぶ。（沢田慶輔、周郷博、国分一太郎、村松喬、阿部進、金沢嘉市、品川孝子等々）学習内容も格調高い。

開級式／家庭と学校のつながり／親に対する子どもの言葉づかい／家庭に於ける父母の役割／よりよい家族関係／マスコミと家庭教育／家族制度の変移。（昭和43年、中部小の学習内容。他校もほぼ同質の内容である）

ただ、その後半の47年頃からは、フラワーデザインや手芸、フォークダンス、コーラス、習字、工場見学といった内容が、ちらほらと現れ出している。

## (2) 昭和51年から59年まで

- ・昭和51年、青少年会館（4月）、矢切公民館（7月）を新設。
- ・この時期は学校急増の時期で、昭和50年は小22、昭和51年、小25、昭和52年、小30、昭和54年、小34、…昭和59年には小44に増加。
- ・昭和54年、県立つくし養護学校が加わる。学級数38 + 幼児家教2。
- ・昭和58年、第1回「明日の親のための学級」が婦人会館で開催。
- ・昭和59年、途中、学習記録誌が抜けていて明確ではないが、この年には目的から「市教育委員会が主体となり」が消え、「PTA 会員」が「父母」を対象にと変わり、「後援」が「協力、各学校及び松戸市各単位 PTA」に変化。

### (3) 昭和60年から、平成6年を経て平成14年まで

- ・昭和60年、3地区分け体制（松戸、常盤平、馬橋）が始まり「各種学級講座のまとめ」が発行され、現在の体制の基が形作られてきたと考えられる。
- ・昭和63年、小47、幼2、養護2、+幼児家教1、明日の親学級1の最大規模の開催となる。目的の文面も、現在のものの母体となる表現に変わる。

「家庭教育の振興をはかるため、親等が家庭教育の重要性をより認識し、家庭において子どもを正しく理解し、育むための継続的な学習の場として開設」

- ・平成5年、途中の漏れがあり、明確ではないが、この年には幼稚園家庭教育学級がなくなった。また明日の親のための学級が記録から消えているが、これは青少年会館の事業に移行した？というとか。目的には、「継続的かつ集団的な学習の場」として「集団的」を追加。
- ・平成6年、学級生数が「20名以上」に減少規定。昭和48年からは学級生名簿が添付されなくなったため、正確な学級生数は分からぬが、その数が減ってきたことへの対応なのだろう。この年から、家庭教育学級の担当所掌が、社会教育課から公民館に移管された。それに伴い学習記録集の「はじめに」の執筆も、社会教育課長から公民館長に変わっている。
- ・平成8年、松戸養護学校が、翌9年には、つくし養護学校家庭教育学級が消滅。
- ・平成10年、松戸市「人権尊重都市宣言」（世界人権宣言50周年の12.10に）
- ・平成12年、学習記録集がA4版に。幼児家庭教育学級がほぼ現在の内容に。
- ・平成14年、幼児家庭教育学級有志が「どんぐり」グループを誕生させる。

以後毎年のように、学級終了後、この形の子育てグループが誕生している。

### (4) 平成15年以降

- ・平成15年、関口妙子館長着任。積極的な改革に取り組む。特に家庭教育学級を重視し、そのあり方について公民館運営審議会に諮問した他、学級主事の委嘱状を各学校訪問して交付する等、学校との関わりづくりを重視。幼児期からの家庭教育学級の系統的な発展の模索とその実現も、その一つである。
- ・平成16年、公運審答申を受けて、中学校版家庭教育学級を試行。
- ・平成17年、正式に「中学校版家庭教育学級講座」を開設。学級主事研修会も再開した。情報交換会を重視。学級長会等も誕生した。この年から学校統廃合を受け、小学校家庭教育学級は44校に減(-3)となった。
- ・平成18年、浅野光一館長着任。改革を継続すると共に、公運審に今後の公民館のあり方を視野に「松戸市公民館事業の今後のあり方」を諮問。サイレントマジョリティへの対応始め、今、公民館は何に重点を置いて活動すべきなのかと根源的な問題提起をされた。家庭教育学級の目的は、手引書の規定をもとに従来考え方として出されていたものを整理統合し「家庭の教育力支援の一環として、小学校の保護者どうしが、家庭教育や家庭のあり方について、学校と連携しながら学年の枠を越えて話し合い交流し、豊かな人間関係づくりを基盤に、自主的、集団的、継続的に学習する場として開設」とした。

この「自主性」は、生涯学習時代の社会教育の基本要件として、初めて追加記載されたものである。

- ・平成20年、幼児家庭学級の実践的な意味を評価し、地域を変えて年2回開催。

全体を振り返り、趣味に流れるといった基本問題について、その萌芽は、既に初期の47年頃から

現れており、それは次第に学習プログラムに占める割合を広げながら、今日に至っていると言えるだろう。趣旨徹底の問題は、この学級が古くから抱えている、かなり本質的な問題であるように思われる。

以上は、44年にわたる「松戸市家庭教育学級史」の荒削りな概略である。

(先行するまとめた資料がなく、また資料の欠落した年度等もあり、誤記や漏れが多々あると思われるが、ともかく最初の手がかりとしてまとめたものである。)

## IV 家庭教育（家庭教育学級）に関わる実践上の留意点

この課題に、いかに取り組み、いかに問題を克服していくか。特にその留意点について、つたない実践の中からではあるが、いくつかまとめて述べてみたい。

### 1 実践の前提となる基本的な構えや態度について

#### (1) 子育て中の親の苦労に共感し、少しでも支援し応援しようとすること。

最も大事なことは、家庭教育のあり方を説くことでも、子育て力の低下を責めることでもなく、子育て中の親たちの置かれている困難さを、自分の内なる困難さと共に響かせて共感し応援することだ。何か一つでも手助けしたい、何とか支援したいと願い関わることだ。その姿勢なくば、いかなる素晴らしい内容であっても、今の時代には受け入れられず、拒否されるだろう。青木悦という教育ジャーナリストが、全国どこでも深い共感をもって迎えられ、学びの場を創り出しているのも、その心あればこそなのだと思う。そして、Ⅱで現代の家族や家庭教育の抱えている問題について、詳しく述べたのも、この後述べる内容、方法・技術の問題等々も、全ては究極、この一点に集約していくためのものである。

#### (2) 関わる中で、支援者（公民館）自身も、学び、変化し、成長していくこと。

このことは余り意識されていないことだが、家庭教育学級活動に関わる活動を通して、その支援者や主催者そのものが、どれだけ学び成長し、変わっていくているのかということ。この問いは、数値目標に囚われがちな行政評価以上に大事なことではないだろうか。何故なら自主的、集団的、継続的な家庭教育学級の学びが実現し深まっていくためには、支援していく支援者や主催者の側の学びと成長が、やはり、極めて大きな影響を及ぼすと考えられるからである。自主的活動だからといって、場とお金を提供し、その活用ルールを定め、最後に活動報告をすればすむといった仕事では決してない。そしてそのためには、「聴く」力や状況を読み取る力、広い視野の学びが是非とも必要なのである。

#### (3) 考えてほしい課題（必要課題）については、ひるまず提示し続けること。

上記の支援の願いや自らも学び変わることを前提に、それにもかかわらず、現代的な課題等、この時代社会を生きるために必要な課題については、打って出ることが必要であり、それも大事な基本的な態度であると考えたい。それは民間のカルチャーセンターでない公的な社会教育施設や団体として、外してはならない基本的な責務であるだろう。また「要求課題（ニーズ）」については、その把握は重要な課題であるが、それを表面に表れたものや表現されたもののみでなく、引き出すべき隠れたニーズや、潜在的なニーズをも含めてとらえたい。ともあれ、社会教育に携わる人間にとって、「要求課題と必要課題」ということは、押さえておかねばならない基本的事項の一つである。

それから必要課題の提示に関連して「参加人数の問題」だが、それは確かに事業を評価する指標の一

つではあるが、そうした課題に応えていくことこそが重要であり、数のみにいたずらにこだわるべきではない、ということも肝に銘じておきたい。

#### (4) 家庭や家庭教育に関する「底知れぬ難しさ」を覚悟すること、そしてそれでもなお、「希望」を失わないこと。

一見、身近で容易いことのように感じられるが、Ⅱで述べたように極めて難しい、泥沼にはまり込むような困難きわまりない課題である。その覚悟をしっかりと持って臨むこと。さもなくば、余りの問題の大きさに、手ひどい無力感や空しさに陥り入り立ち往生してしまうか、或いは表面的・形式的なパターンの繰り返しに終始し、惰性に流れ誤魔化すことになってしまうだろう。初めからしかと覚悟し、そして最も大事な構えである、少しでも支援し応援しようという思いに立ち返り、希望を失わず、丁寧に地道に、淡々と実践に取り組んでいくことである。

ここでも私達の座右の銘、ルイ・アラゴンの「教えるとは、希望を語ること、学ぶとは、誠実を胸に刻むこと」という言葉は、大きな力を持って生きるだろう。

※(これらのこととは、実践の前提となる基本的な構えであると共に、実践を通して、その過程で培われ、身に付けていくべき態度・考え方もある。)

## 2 目標、ねらいについて

### (1) 総括的な目標（活動全体を引っ括る目標。ビジョンや方向目標も含めて）

「子育て・自分で育てる（人間関係・仲間づくりも含めて）」を支援すること。

家庭教育そのものの目標、その中核となる「子育て」の目標は、「社会の中で生きていける人間として独り立ちさせる」ことだろう。その独り立ち、「自立」は、全くの一人で生きることを意味するのではなく、他者と共に生きる「共生」を前提として成り立つものであり、また「依存」するということを排除するものでもない。自立と依存は、いくつになろうと、行ったり来たりの共存の中で、その人間を成長させていくものであり、「真に自立した者は、依存することができる者もある」。（自立した学習者は、分からなければ人に教えて！と聞くことが出来るし、自立した人間は、自分の力で無理なことは、助けて！と支援を求めることができる。自立していない人間がかえって躊躇してしまうのだ。）

「自分で育てる」も同様で、社会の中でより「自立し、（生き甲斐をもって自分らしく幸せに）共に生きる」ことをめざしていくものだろう。その両者を繋ぐ、欠かせない共通基盤こそが、「学ぶ」こと、「学び続ける」ことであり、まさに「生きることは学ぶこと」なのである。子育て・自分で育てるの支援は、常にその何のためなのかの、大きなねらいを意識し、外さず関わることが肝要である。

### (2) 基本的な目標

① その人本来持つ力（子育て力、自己形成力）を引き出し支援し、励ますこと。

本人自身が内なる力をエンパワメントする力を、引き出すこと（エンパワメントのエンパワメント）。最も大事な中核的なねらいは、この事に尽きる。支援するとは、その人自身が、自分と向き合い、自分で自分の問題の解決に向けて立ち向かっていくのを支えることだ。あくまで自分の頭で考え、判断し行動することを促していくこと、その力を引き出す事こそが目標である。何か一定のことを教え込んだり、かくあるべし、かく考えるべしと、固定した考え方を提供し、押しつけることでは、決してないのである。

② 生活の中で狭められた視野を広げ、自分の中の思いこみや固着てしまっている視点（考え方）を剥が

し、多様な見方・考え方ができるようにしていく事。

選択肢の多様さ、少なくとも「オルタナティブ」はあるよ、と考えられる「心のゆとり」や、「今」という時と場に限定された世界を、少し広げること。その中で自らを振り返り、自分を取り巻く世界の「繋がり」に気づき、自分にとって、子どもにとって、何が最も大切なことなのかに思いをはせ、「気づく」ことができるようにしていくこと等々。それらは、子育て・自分育てを考える上での、基本的で豊かな基盤となっていくだろう。

③生きづらい「現代」という時代社会の中で、子育てと自分育てを繋げ、共に考え合い、集う「場」を創り出すこと。

孤立化し、個々バラバラに悩みや問題を抱え込み易い現代という時代社会にあって、ともかくも、そうした楽しく集い、考え合う場が設定されていることは、大事なことではないか。それは、仲間づくり（学びと育ちのネットワーク）や地域づくり・まちづくりの活動に発展していく可能性を持っているだろう。今、様々な場で、様々な人達の居場所づくりが、大きな課題となっているが、この子育て・自分育ての場も、そんな居場所づくりの一つとして考えられないだろうか。（新たな「現代の井戸端」の創造）

### 3 学習内容（学習課題）について

#### （1）文部科学省「家庭教育手帳」の内容枠組

この3分冊の小冊子は、かなりよくできた内容であると思われるが、あまり活用されているようには思えない。無批判の教科書的な扱いは問題だろうが、その内容や活用のあり方等について、検討していくことは必要だろう。

	＜乳幼児編＞	＜低学年～中学年編＞	＜高学年～中学生編＞
1	○家庭とは （「子どもが家で身につけたことは、生涯、ずっと生き続ける」）	○家庭とは	○家庭とは
2	○子どもの生活リズム	○子どもの生活リズム	○子どもの生活リズム
3			○思春期 （「心も身体も大人へ」）
4	○しつけ （「正しいしつけは子どもへの大切な贈り物」）	○しつけ・子どもの非行	○しつけ・子どもの非行
5		○家庭でのルール （「ルールを守るものは、ルールに守られる」）	○家庭でのルール
6	○安全と健康 （「心も身体も健康でいよう」）	○安全と健康	○安全と健康
7	○遊び （「遊びが子どもを大きくする」）	○遊び・ゆとり	○体験・ゆとり （「様々な体験が子どもを大きくする」）
8	○思いやり （「愛は家庭で教わらなかつたらよそで学ぶことはムズカシイ」）	○思いやり	○思いやり
9	○個性と夢 （「人は夢を育て、夢は人を育てる」）	○個性と夢	○個性と夢

## (2) 「松戸市家庭教育学級の手引き」による学習課題（参考）の枠組

①家族・家庭生活・家庭教育の意義・親の姿勢

（家族、家庭生活、家庭教育、夫婦）

②発達課題

（発達の特徴、子どもの現状）

③家庭生活・しつけ

（家庭生活、基本的生活習慣）

④家庭学習

（学習、遊び、読書、情操）

⑤交友と集団活動

（交友関係、集団活動）

⑥健康と生活

（食生活、健康管理、性教育）

⑦問題行動と非行

⑧学校と社会

## (3) 学習内容の若干の検討。（その現代的な重点と家庭教育のインフォーマルな特質）

以上の（2）の枠組は、家庭教育の内容枠組を、ほぼ網羅していると考えてもよいだろう。ただ現在、特に強調される重点的な課題としては、自尊感情（自己肯定感）や基本的生活習慣の確立等も含めた「自立」に関わる問題、電子環境と性の問題、集団活動や家庭の中での役割、コミュニケーション等も含め「体験学習」の問題、そして、何よりも親自身の生き方が問われているということだろう。

ところで、親が家庭教育について、様々な内容を学ぶことは、もとより大事なことだが、子どもに対する家庭教育そのものの特質は、学校教育と大きく異なり、その大半はインフォーマルな形で伝えられ、学習されるということであろう。「親の背を見て子は育つ」と言われるが、反面教師の場合も含め、親の何気ない日常の言動そのものが大きな影響を与える。従って「親が変われば子が変わる」とも言われるのである。だからこそ、親としての生き方そのものが大きく問われているのであり、だとすれば、まず必要なことは、自分自身の生き様をきちんと振り返ること、少なくとも、そうしたことを意識して内容構成や学び方を考えることではないだろうか。そのような事にこだわった内容の一例として、私自身、この3年間、公民館で取り組ませて頂いた「子育て・自分育て」の講座内容について、ごく簡略に、その大筋をご紹介しておきたい。

## (4) 公民館での全6回の連続講座「子育て・自分育てのエンパワメント」の概略

それはまず生命の力（自己治癒力）や、誕生から死までのライフサイクル等、生命のレベルに立ち返り問い直すこと、また今自分が立脚している地点を、自分史と重ねながら戦後史を振り返り、その歴史の問い直しの中から、今後の自分のあり方を模索すること、そして子どもや家庭の中で、また学校教育の中で、今、現実に何が起こっているのかを見据え、その根本的な問題がどこにあるのかを考えながら、自分にとって、子ども達にとって、本当に大切なことは何なのかについて改めて問い合わせし気づくこと、その上でエンパワメントという考え方、生き方を核に、今できることは何かを考え、その第一歩の踏み出しをめざす、といった内容である。これは、私自身の考える「子育て・自分育て」の学習内容案なの

だが、できれば、こうしたことも含めて、「生きづらい現代社会における家庭教育（子育て・自分で育てる）」について考えていくことが、必要ではないだろうか。

## 4 学習方法について

### （1）自主的・自発的な学習であること

自主性・自発性の原理は、生涯学習や社会教育に於ける学習の基本原理であり、受け身にしない、一方通行の承り学習にしないということは、学習のあり方を考える上で、まずもって押さえておかなければならぬことである。

＜そのために必要なこと＞

- イ. 興味・関心や切実感の持てる題材やテーマであるか。但し、顕在的な興味・関心のみならず、潜在的な興味・関心をいかに掘り起こすかは重要な課題。
- ロ. 十分な情報が、得られているか。
- ハ. ある程度の基本的なルールや趣旨（枠組）の理解、スキルは持っているか。乳幼児の家庭教育学級は、そのこと自体が、極めて切実さを持っており、家庭教育活動の基盤を形成する活動として極めて重要である。また潜在的な興味・関心の掘り起こしや、情報提供、基本的なルールやスキルの獲得のためにも、リーダー等の学習の機会は、より一層大事にしたい。（学期に2回は必要？）

### （2）継続的な学習であること

単発的な学習ではなく、ある程度全体として課題性（テーマ性）をもった学習（プロジェクト的な学習）であること。そのためには、興味・関心や課題意識についての十分な話し合いと、繋げる思考が必要だろう。

### （3）集団的な学習であること。

集団的な学習は、家庭教育始め社会教育の中核を担うものであり、全体集団での学習と小集団での学習を、どう組み合わせ学習を組織化するかということは、学習の成果を左右する大きなファクターである。「話し合い活動」はその中心を占めるが、会議やミーティング等のように、その狙いが「集団」の向上にあり、共通確認や決定事項が重視されるものと、あくまで「個」の学びや成長が狙われ、考えや意見を出し合い「学び合う」、多様性や多角的なものの見方・考え方、気づき等が重視されるものがある。またその中間形として「カンファレンス」（臨床的な学び）もあるが、それも含めここでは主として後者の「学び合う学び」を中心に、それをより深めるための方法的な観点についてまとめておきたい。

①共通のテーマや共通の素材が出来る限りあること。

②カードや模造紙等を使い、出た意見や考えの繋がりを考え合い構造化すること。

多様な意見を出し合い、話し合うだけでも大事なことだが、より深めていくためには、カードを使ったKJ法的なやり方や、より手軽で、関連的に思いつくままクモの巣のように書き表していくエビングや、イメージマップ等の方法も、関連的・構造的に捉えていく上で、有効な技法である。

③伝え合い、学び合うための、聴き合う関係づくりと、伝えるポイント。

伝え合う為の前提条件は、まず「聴き合う関係づくり」であり、安心して話せる、聴いてくれる関係づくりこそ学び合う基本である。その上で「伝える」事の基本的な要件は、自分が一番伝えたいことに絞り、相手意識を持って、自分の言葉で、出来る限り分かりやすく明確に語ることである、

と心したい。

④集団は、出来る限り多様で異質な人達の構成をめざす（年令、性別等）。また、話し合いのグループは、原則4人を基準に、多くて6人までとしたい。

それは多様で異質な集まりの方が、豊かな学びを創り出す可能性が高いこと、全員が話し合いに加わり考えを交流するためには、4人～6人が経験的に限度であり、これはお客様や受け身の人を作らないための重要なポイントである。

⑤聞きっ放し、やりっ放しにしない。たとえ短時間でも振り返りの時間を持つ。

「講義3、体験（直接・間接）3、演習（話合、討議）4」という先輩の助言。

⑥支援者は、ファシリテーター（促進者）やコーディネーターであること。

直接的な学びの指導援助でなく、講師と学習材とを繋げ、調整し、或いは仕組み促す、支援者のコーディネート機能は、特に重要である。

#### (4) 体験を通す学びを大事にすること。体験と表現、本物体験、当事者性の重視。

「体験」は、時間や手間がかかるが、実感のインパクトが強く、切実感をもって自分の問題と繋げて捉えやすくし、気づきを促し、自分の言葉、体験として、学びそのものを確かなものとして定着させていく。問題は、「這い回る経験主義」に陥らぬよう、「振り返り」を大事にし、体験と表現（言葉を中心とした）を繋げていく、行ったり来たりのプロセスを重視すること。

もう一つ重要な体験学習の観点は、出来る限り「本物体験」をめざすこと、そして「当事者性」を大事にした体験をめざすこと。親睦のためのビール工場見学を否定はしないが、裁判員制度実施が近づく中での裁判傍聴や、ハンセン病や老人施設の体験、もっと身近に中学校の参観と中学教師との話し合いなど、体験的な学びのもたらすものは、講義一辺倒と違い極めて大きいだろう。

#### (5) 身近な生活の足元から問題を掴み、生活に生かす実生活重視の原則。

一般論としてでなく、身近な切実感の持てる足元から問題に気づき、掘り起こし、それをより広い視野の中で繋げて追求していくことは極めて大事なこと。環境の問題でも、国際問題でも、財政問題でも、身の回りに実際に現象化している事であって、財政なら家計の問題から、地球温暖化等の環境問題も家庭や地域から考え、国や地球規模に広げていくことが重要である。

#### (6) ポートフォリオという技法的重要性。

ポートフォリオ（紙挟み法）は、学びの履歴をファイルし蓄積していくものだが、前記ウエビングと共に、総合学習の2大技法である。その良さは、学びの履歴を一日瞭然にすると共に、自らその過程を事実を基に振り返り自己評価し、その歩みを方向づけたり、修正したりすることができる。また他者から客観的な評価を得たり、他者がそれを基に繋げ、継承していくことも可能である。序列付けの学級的な評価でなく、成長を促す評価としても、手軽でありながら、大きな威力を發揮する技法である。つくづく学校での「総合学習」は、そのまま社会教育や生涯学習に繋がっていくものなのだと、改めて痛感させられる。

#### (7) 「参加」、「参加型学習」という、社会教育の本質的なキーワードについて。

小集団学習は「参加型学習」とも言われる。住民参加、社会参加、参加型社会という概念も重視されるように、「参加」ということは、社会教育の目標・理念、内容、方法の全てに関わる重要なキーワー

ドである。だが「参加型学習という概念は、実は、きわめて曖昧な概念であり」「概念自体に関する明確な規定は不在である」といわれ、「参加という概念は、…様々な次元において使用される概念であり、かつ、参加という手法を用いることによって、すべての課題が解決されるかのような錯覚をしがちな、呪術的な存在でもある」とも言われている。(以上、鈴木真理(編集代表)「生涯学習社会の学習論」2003) この「参加」、「参加型学習」をいかに深め、自分のものにしていくか否かこそは、単に学習論の次元に止まらず、今後の社会教育の発展そのものに関わり支える、極めて本質的で重要な理論的な課題である、と私は考えている。

## V 社会教育指導員のための、家庭教育に係わる研修会の学習展開計画

(1) 講座名	家庭教育支援(論)	月 日( )
(2) 学習テーマ	家庭教育支援のための現状とその実践的な課題	
(3) 学習目標	家庭教育の現状と歩み、その実践上の留意点について理解し、それを基に自ら考え、自分なりの視座を持つことができる。	
(4) 会場		

### (5) 展開

(一方的な承り学習にしないため、耕しを重視し90分2コマの形で計画した。)

流れ	時間	学習活動		備考
		学習内容	支援上の留意点	
導入①	9:00	・講師の自己紹介	・家庭教育に関わってきた実践的な根拠を中心に自己紹介	新聞切り抜き印刷
	9:10	・最新の事件(子殺し・親殺し等)からの問題提起	・次の話し合いの導入のため手短に	
導入② 耕し・つかむ	9:10	○今、家族や家庭にどんな問題が起こっているのか話し合い、考え方を出し合う。 <予想される問題例>	・4人くらいの少人数で話し合う ・日常経験の振り返りの中から、問題を掘り起こすことが主眼	※全員参加で話し合えているか?
	9:30	・離婚、母子家庭、父子家庭、国際婚、虐待、DV、家庭内暴力、ひきこもり、ニート、依存症、援助交際、食育、基本的生活習慣、しつけ、夜の通塾、お受験殺人、…等々	・受け身の承り学習にせず、問題意識を持って参加するためであり、グループの意見としてまとめる必要はない	
	9:30	○話し合ったことを簡単に紹介し合う	・手短に、どんな問題が話されたかだけに絞って紹介するよう指示 ・必ず肯定的に受け止めたコメントを入れ、次の講義に繋げる	

展開 ①	9：45 ～ 10：10	○現代家庭の問題状況をつかむ ・家計の減少等経済的な要因、伝統的な価値観の崩壊、高齢社会の問題、家庭の学校化、欲望を煽る情報化・消費化社会、1998問題	・出された問題も含めてまとめる ・根本的な問題がどこにあるのか考えながら理解するよう促す ・家庭教育学級の具体的な実践イメージが持てるよう配慮する	レジュメ1 問題状況編  写真 実物投影機  15分休憩
	10：10 ～ 10：30	○家庭教育学級の問題状況を掴む・○○市家庭教育学級の概要、趣味に流れ易い傾向、人数の減少など ○小まとめ：困難さと空しさと	※2種類の難問について掴めたか？	
展開 ①	10：45 ～ 11：00	○家庭教育関連史を理解する	・国の施策を中心として、それに各市町村の取り組みを補足する ・国と地方の家庭教育支援事業が連動している事を掴む（補助金を介し）	レジュメ2 歴史及び実践上の留意点編
	11：00 ～ 11：30	○実践上の留意点を理解する ・前提となる基本的な構えや態度 ・目標やねらい ・学習内容 ・学習方法	※子育て支援をしたいと願うことが、実践の中核なのだと理解できたか？要求課題と必要課題、小集団学習の重要性が理解できたか？	
振り返り	11：30 ～ 12：00	○講義を基に、実践上の課題について意見を出し合い話し合う（最初のグループで）	・何が一番の問題なのかを考え、どうそこに関わって支援していくべきよいか考える。今後、自分が身につけていくべきものは何かを掴む	
まとめ	12：00 ～ 12：10	○自分の感想、考えをまとめる	※自分なりの感想や意見が持てたかやるべきことが見えてきたか？ ・2人程の発表を聞きまとめに入る	A4用紙
	12：10 ～ 12：15	○まとめ ・家庭教育の重要性を理解し、困難な課題ながら、未来への夢を託す仕事でもあることにエールを贈る	・まとめはオープンエンドでよい ・こうした学びの展開が社会教育の手法であること、最後に押さえたい。	

#### <展開案について>

展開案の形式は、学校での授業研究でよく使われるシンプルな形を取らせて頂いた。展開の基本的なコンセプトは、学習者が、講師の考えを鵜呑みにすることなく、それを契機として、自分の頭で考え、

主体的に学びとるよう追い込んでいくことにある。またその過程を通して、社会教育の手法を学んでほしいという願いもあった。全体を、90分2コマとし、導入10分、講義45+45=90分、話し合い35+30=65分、自己まとめ（文章化）10分、まとめ5分で構成した。尚、※は評価項目である。個人のまとめは提出してもらいコメントを入れて返却する。次回があれば、その導入に使用する。

## VII おわりに

誠につたない内容ながら、これを家庭教育に関する、現段階での自分なりの一応のまとめとしたい。IVとVが依頼された主たる内容であると思われるが、そのためには、やはり前提となる問題意識が必要ではないかと考え、こうした構成を取らせて頂いた。内容浅薄で誤謬だらけの産物だと思われるが、ともかくも難産の末の私自身の「初めの一歩」であり、今後の追求の手がかり、足がかり、その一里塚になることは間違いないと思っている。願わくば、初めて社会教育指導員としてお仕事をされる方々に、何か一つでも参考にして頂けるものがあれば、と念ずるのみである。

ただここで「一応のまとめ」とはしたが、背後には百人百様の「個別具体」の「生」（生活・人生）があるのであり、そこに関わって支援すること、そのケーススタディこそが、本当に価値あるものなのだということ、改めて自戒を込め記しておきたい。

ところで、表題にした「危機に立つ家庭教育」は、余りにも大仰なテーマだと思われるかも知れない。私自身も、やや恥ずかしく感じない訳でもないが、その真意は、家庭や家族、家庭教育というものが、今や大きく揺らぎ、内外からの危機に立たされていることを自ら明確に意識化する事、そして困難ではあるがそれでも尚、その危機に立ち向かっていく気概のようなもの、投げ出してはならぬと疼く内面の思いのようなものを表現したいと願ったからである。先日も私の講座に参加されている方から、友人で、自然の豊かさで有名な離島の小学校に着任した新任校長が、学校教育目標を「朝ごはんを食べよう！」にしたよ、と言ってきて愕然とした、と話してくれた。労働の厳しさの為だけではないということで、都市部のみならず、全国一律に蔓延てしまっている現代家庭の深刻な問題を、改めてひしひしと痛感させられたのである。

最後に、3年間、まがりなりにも関わってきた家庭教育について、こうしてまとめ、総括する機会を与えて下さった聖徳大学の先生方、2年間、仲間に加えて頂き多くのことを学ばせて下さった松戸市公民館の皆様、そして、その中で出会うことができたたくさんのお母さん方や学級主事の方々、私の連続講座に参加して下さった方々皆様に、心から感謝し、御礼申し上げたい。本当にありがとうございました。

## 参考文献

- 井上慶次郎他「改定社会教育法解説」(2003, 全日本社会教育連合会)
- 「改正教育基本法」(2006)
- 春日キスヨ「家族の条件」(1994, 岩波書店)
- 森岡正博「無痛文明論」(2003, トランスビュー)
- 「生命学をひらく」(2005, トランスビュー)
- 上田紀行「生きる意味」(2005, 岩波書店)
- 「覚醒のネットワーク」(1989, カタツムリ社)
- 山田昌弘「迷走する家族」(2005, 有斐閣)

「希望格差社会」(2004, 筑摩書房)  
中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために」(1998)  
橋木俊詔「格差社会」(2006, 岩波書店)  
NHK スペシャル取材班「ワーキングプア」(2007, ポプラ社)  
本田由紀、内藤朝雄、後藤和智「『ニート』って言うな！」(2006光文社)  
村松励編著「危機に立つ家族」(1997, 学事出版)  
湯沢舜彦「データで読む家族問題」(2003, 日本放送出版協会)  
中野政則「戦後史」(2005, 岩波書店)  
神田文人・小林英夫「戦後史年表」(2005, 小学館)  
伊藤俊夫他「新社会教育事典」(1983, 第一法規)  
日本生涯学習学会「生涯学習事典」(1990, 東京書籍)  
松戸市教育委員会「平成18年度松戸の教育（教育委員会の沿革）」(2006)  
　　「家庭教育学級の手引き」(1966～)  
　　「松戸市の家庭教育学級（家庭教育学級学習記録）」(1966～)  
松戸市公民館運営審議会答申「家庭教育学級のあり方について」(2004)  
松戸市公民館「平成17年度松戸市家庭教育学級情報交換会報告」(2006)  
文部科学省「家庭教育手帳（千葉県版）」(2006)  
成人講座「生きづらさを輝きに変えて－子育て自分育てのエンパワメント」レジュメ集 (2007)  
森田ゆり「エンパワメントと人権」(1998, 解放出版社)  
佐藤学「授業を変える学校が変わる」(2000, 小学館)  
石井順治「『学び合う学び』が生まれるとき」(2004, 世識書房)  
中野民夫「ファシリテーション革命」(2004, 岩波書店)  
加藤幸次「総合学習の思想と技術」(1997, 明治図書)  
鈴木敏恵「ポートフォリオで評価革命！」(2000, 学事出版)  
鈴木眞理編集代表「生涯学習社会の学習論」(2003, 学文社)  
　　「生涯学習と社会教育」(2003, 学文社)

## **第3章 提 言**



社会教育指導員は昭和47年の制度発足から30数年を経過している。当初補助金交付要綱は厳格に規定され、資格要件も社会教育または学校教育に関する経験を有すること、としてあり退職校長の活用がうたわれており、その多くは学校教育経験者であった。また職務内容はもとより、勤務の形態、手当の額、設置される社会教育指導員数や設置場所も規定されていた。これら規定も漸次改定され、また人数も確実に増加し、平成8年頃にはピークを迎える7,332人、制度発足時の2倍に近くなってきたが、平成10年に設置費補助事業が打ち切られた以降は激減しており、平成17年の社会教育調査では4,492人とピーク時の6割あまりとなってしまった。

しかし、平成10年に打切られた後も各自治体は独自の施策として「社会教育指導員制度」を維持している。近年は制度発足時からの任用条件や職務内容などの変更も顕著であり、教職経験者が多数を占めた時代から、さまざまな前職経験者が委嘱されるようになってきており、当初教育委員会や少年自然の家に配置されていたが、現在では公民館や学習センターへの配置も常態となっている。各自治体では従来どおりの任用条件や職務内容を継承するところや、独自の判断で任用条件や職務内容を変更するところも出てきている。

研修についても従来は多く教職経験者を対象として行われてきが、検討会の発言にみられるように、さまざまな前職経験者や大学新卒者を対象としたものへと対応せざるを得ない状況になってきていると思われる。

また、社会教育施設にも指定管理者制度やPFI（Private Finance Initiative）が導入され、またスケジュールに上ってきていることは、生涯学習・社会教育の経験が全くない職員に運営を委ねることになり、社会教育指導員制度は根本からの発想の転換をせまられるだろう。たとえ社会教育指導員制度が崩壊したとしても、生涯教育・社会教育に携わる新任者は今後も続くであろうから、研修の機会は継続されるのである。

本調査研究で示した生涯学習論、高齢者教育、成人教育、青少年教育、家庭教育の研修プログラム（試案）は様々な初任者研修会でのプログラム編成時に参考にされることを願うとともに、以上を踏まえて提言を申し上げて本報告を終わりたい。

### **提言：生涯教育・社会教育に携わる指導員が実施した研修・講座・学級の事例集を全国規模で収集し、閲覧可能にする方法を検討すること。**

実施された様々な研修・講座・学級のプログラムの蓄積と提供は、初任者のみならず経験を積んだ指導員にとっても利用価値の高いものとなろう。実践事例も全国規模で閲覧すれば新たな実践のヒントが得られるはずである。

## 参考文献

- 1) 生涯学習指導者の養成と活用に関する研究／清水英男. —聖徳大学生涯学習研究所, 2005.3. -- (学術フロンティア推進事業研究成果報告書；平成15-16年前期第5部門) 所収 「生涯学習指導者養成のIT化に関する研究—地方公共団体における指導系非常勤の現状と研修の実態について—」
- 2) 生涯学習指導者の養成と活用に関する研究. III／清水英男. —聖徳大学生涯学習研究所, 2007.3. -- (学術フロンティア推進事業研究成果報告書；平成18年度第5部門) 所収 「生涯学習指導者養成のIT化に関する研究—社会教育指導員に対する研修プログラム作成にあたって—」
- 3) 生涯学習指導者の養成と活用に関する研究. II／清水英男. —聖徳大学生涯学習研究所, 2006.3. -- (学術フロンティア推進事業研究成果報告書；平成17年度第5部門) 所収 「生涯学習指導者養成のIT化に関する研究—指導系非常勤職員に対する研修プログラム作成にあたって—」



## 学術フロンティア推進事業 研究報告書（聖徳大学生涯学習研究所所収）

	タ イ ド ル	発行年月	判 型	頁 数	部 門
1	「少子化に関する地域システムの研究」	2004. 3	A4	100	1
2	「韓国の平生学習とまちづくりの推進」	2004. 3	A4	155	5
3	「高齢者の生きがい対策と人材活性化に関する研究」	2004. 3	A4	198(+100)	3
4	「少子社会における子どものための地域活動の展開」	2005. 3	A4	196(+100)	2
5	「生涯学習指導者の養成と活用に関する研究」	2005. 3	A4	46(+162)	5
6	「第6回生涯学習フォーラム報告書」	2005. 3	A4	120(+58)	総
7	「地域の教育力の向上と子ほめ運動の現状」	2005. 5	B6	202	2
8	『地域で子どもをほめて育てよう「子ほめ条例のまちは変わるのか』(イザラ書房)	2005. 5	四六判	202	
9	「地域福祉まちづくりの現状と実践的展開」	2005. 7	A4	102	4
10	『生涯学習まちづくり』	2005. 7	A5	323	4
11	「創年学 一中高年の新しい生き方の創造一」	2005. 8	A4	65	3.4
12	「創年学入門」	2005. 8	A5	242	3.4
13	「仕事と子育ての両立を支援する職場環境づくり(管理者研修用テキスト)」	2005	A4	30	1
14	「北欧視察研修報告—北欧の子育て支援—デンマーク・スウェーデンを訪ねて」	2005. 11	A4	71(+15)	1
15	「第7回生涯学習フォーラム報告書」	2005. 12	A4	97(+34)	総
16	「創年学入門 Vol. 2」	2006. 5	A5	65	3.4
17	「生涯学習指導者の養成と活用に関する研究Ⅱ」	2006. 3	A4	183	5
18	「中学生・高校生の育児体験学習プログラムの開発」	2006. 3	A4	124	1
19	「定年退職前教育と生きがいに関する研究」	2006. 3	A4	188(+98)	3
20	「子ほめ運動と地域の教育力の向上に関する研究」	2006. 3	A4	159	2

	タ イ ド ル	発行年月	判 型	頁 数	部 門
21	「市民と創る生涯学習地域に拓かれた大学を目指して」	2006. 3	A5	52	総
22	「少子社会における子どもの食生活に関する研究」	2006. 9	A4	115	1
23	「創年時代」	2006. 11	A5	54	3.4
24	「第8回生涯学習フォーラム」	2007. 2	A4	84(+16)	総
25	「中高年の地域活動の拠点に関する実態調査」	2007. 3	A4	211	3.4
26	「生涯学習指導者の養成と活用に関する研究Ⅲ」	2007. 3	A4	129	5
27	「世代間をつなぎ、地域を再生するために—少子高齢化社会の活性化に関する研究—」	2007. 4	A4	252	3
28	「創年時代2号」	2007. 6	A5	63	3.4
29	「まちづくり活動の支援方策に関する研究—支援センター及びアドバイザー派遣制度と福祉・防災・環境に配慮したまちづくりの実践例—」	2007. 9	A4	97	4
30	「第9回生涯学習フォーラム報告書」	2008. 2	A4	100	4
31	「創年時代3号」	2008. 3	A4	60	3.4
32	『創年のススメ』(ぎょうせい)	2008. 3	四六判	248	4

**社会教育指導員初任者研修プログラムに関する研究（総集編）**  
**（第5部門「生涯学習指導者の養成と活性化に関する研究」研究報告書）**

平成15年度～19年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「学術フロンティア推進事業」  
「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する総合的な研究」

---

2008(平成 20)年 3月 31日 聖徳大学 生涯学習研究所

編著：石田 嘉和 本田 良夫

<p>聖徳大学 生涯学習研究所 学術フロンティア推進事業 住所：〒271-8551 千葉県松戸市松戸 1169 聖徳大学生涯学習研究所 電話：047-365-5691 Fax：047-365-5692 E-mail：frontier@seitoku.ac.jp 学術フロンティアURL：<a href="http://hello.smilies.jp/lll-studies/">http://hello.smilies.jp/lll-studies/</a></p>
--

聖徳大学 生涯学習研究所 学術フロンティア推進事業

住所：〒271-8551 千葉県松戸市松戸1169 聖徳大学生涯学習研究所

電話：047-365-5691 Fax：047-365-5692

E-mail : frontier@seitoku.ac.jp 学術フロンティア URL : <http://hello.smilies.jp/lsl-studies>